

USバンクローンファンド

USバンクローンファンド・為替ヘッジあり(毎月分配型)

USバンクローンファンド・為替ヘッジなし(毎月分配型)

USバンクローンファンド・為替ヘッジあり(年2回決算型)

USバンクローンファンド・為替ヘッジなし(年2回決算型)

追加型投信

海外

その他資産(金銭債権)

【投資信託説明書(請求目論見書)】

(2023年8月18日)

この目論見書により行なうUSバンクローンファンドの募集については、発行者である野村アセットマネジメント株式会社(委託会社)は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第5条の規定により有価証券届出書を2023年8月17日に関東財務局長に提出しており、2023年8月18日にその効力が生じております。

本書は、金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書であり、投資家の請求により交付される請求目論見書です。

【発行者名】	: 野村アセットマネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	: CEO兼代表取締役社長 小池 広靖
【本店の所在の場所】	: 東京都江東区豊洲二丁目2番1号
【縦覧に供する場所】	: 該当事項はありません。

NOMURA 野村アセットマネジメント

目次

目次	2
第一部【証券情報】	3
(1)【ファンドの名称】	3
(2)【内国投資信託受益証券の形態等】	3
(3)【発行（売出）価額の総額】	3
(4)【発行（売出）価格】	3
(5)【申込手数料】	4
(6)【申込単位】	4
(7)【申込期間】	4
(8)【申込取扱場所】	4
(9)【払込期日】	4
(10)【払込取扱場所】	5
(11)【振替機関に関する事項】	5
(12)【その他】	5
第二部【ファンド情報】	6
第1【ファンドの状況】	6
1【ファンドの性格】	6
2【投資方針】	14
3【投資リスク】	23
4【手数料等及び税金】	28
5【運用状況】	32
第2【管理及び運営】	49
1【申込（販売）手続等】	49
2【換金（解約）手続等】	50
3【資産管理等の概要】	51
4【受益者の権利等】	54
第3【ファンドの経理状況】	56
1【財務諸表】	56
2【ファンドの現況】	89
第4【内国投資信託受益証券事務の概要】	90
第三部【委託会社等の情報】	91
第1【委託会社等の概況】	91
1【委託会社等の概況】	91
2【事業の内容及び営業の概況】	93
3【委託会社等の経理状況】	94
4【利害関係人との取引制限】	130
5【その他】	130
約款	131

第一部【証券情報】

(1)【ファンドの名称】

US バンクローンファンド・為替ヘッジあり（毎月分配型）

US バンクローンファンド・為替ヘッジなし（毎月分配型）

US バンクローンファンド・為替ヘッジあり（年 2 回決算型）

US バンクローンファンド・為替ヘッジなし（年 2 回決算型）

（これらを総称して「US バンクローンファンド」または「各ファンド」という場合、あるいは個別に「ファンド」という場合があります。なお、「US バンクローンファンド・為替ヘッジあり（毎月分配型）」を「為替ヘッジあり（毎月分配型）」、「US バンクローンファンド・為替ヘッジなし（毎月分配型）」を「為替ヘッジなし（毎月分配型）」、「US バンクローンファンド・為替ヘッジあり（年 2 回決算型）」を「為替ヘッジあり（年 2 回決算型）」、「US バンクローンファンド・為替ヘッジなし（年 2 回決算型）」を「為替ヘッジなし（年 2 回決算型）」という場合があります。また、「毎月分配型」の各ファンドを総称して「毎月分配型」、「年 2 回決算型」の各ファンドを総称して「年 2 回決算型」という場合があります。）

(2)【内国投資信託受益証券の形態等】

追加型証券投資信託・受益権(以下「受益権」といいます。)

■信用格付■

信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付はありません。また、信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（「社振法」といいます。以下同じ。）の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後述の「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第 2 条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託者である野村アセットマネジメント株式会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

(3)【発行（売出）価額の総額】

各ファンドにつき 1 兆円を上限とします。

(4)【発行（売出）価格】

取得申込日の翌営業日の基準価額*とします。

※「基準価額」とは、純資産総額をその時の受益権口数で除して得た額をいいます。なお、ファンドにおいては 1 万口当りの価額で表示されます。

ファンドの基準価額については下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社

サポートダイヤル 0120-753104(フリーダイヤル)

<受付時間> 営業日の午前9時～午後5時

インターネットホームページ <http://www.nomura-am.co.jp/>

(5) 【申込手数料】

①取得申込日の翌営業日の基準価額に3.3%（税抜3.0%）以内*で販売会社が独自に定める率を乗じて得た額とします。

※詳しくは販売会社にお問い合わせください。

②収益分配金を再投資する場合には無手数料とします。

(6) 【申込単位】

一般コース (分配金を受取るコース)	1万口以上1万口単位(当初元本1口=1円)または 1万円以上1円単位
自動けいぞく投資コース (分配金が再投資されるコース)	1万円以上1円単位

ただし、「自動けいぞく投資コース」を選択した投資者が収益分配金を再投資する場合には1口単位とします。

なお、販売会社や申込形態によっては、申込単位が上記と異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

(7) 【申込期間】

2023年8月18日から2023年11月16日まで

(8) 【申込取扱場所】

ファンドの申込取扱場所(以下「販売会社」といいます。)については下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社

サポートダイヤル 0120-753104(フリーダイヤル)

<受付時間> 営業日の午前9時～午後5時

インターネットホームページ <http://www.nomura-am.co.jp/>

(9) 【払込期日】

販売会社の定める期日までに申込代金を申込みの販売会社にお支払いください。

※詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

各取得申込日の発行価額の総額は、各販売会社によって、追加信託が行なわれる日に、「委託者」（または「委託会社」といいます。）の指定する口座を経由して、「受託者」（または「受託会社」といいます。）の指定するファンド口座に払い込まれます。

(10) 【払込取扱場所】

申込代金は申込みの販売会社にお支払いください。払込取扱場所についてご不明の場合は、下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社

サポートダイヤル 0120-753104(フリーダイヤル)

＜受付時間＞ 営業日の午前9時～午後5時

インターネットホームページ <http://www.nomura-am.co.jp/>

(11) 【振替機関に関する事項】

ファンドの受益権に係る振替機関は下記の通りです。

株式会社証券保管振替機構

(12) 【その他】

該当事項はありません。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

◆米ドル建ての企業向け貸付債権（「バンクローン」といいます。）を実質的な主要投資対象^{※1}とし、高水準のインカムゲインの確保と中長期的な信託財産の成長を目指して運用を行なうことを基本とします。なお、米ドル建ての高利回り事業債^{※2}（ハイ・イールド・ボンド）等を実質的に投資する場合があります。

※1 主として米ドル建てのバンクローンに投資する投資信託証券（投資信託および外国投資信託の受益証券（投資法人および外国投資法人の投資証券を含みます。）。以下同じ。）および残存期間の短い公社債やコマーシャル・ペーパー等の短期有価証券を主要投資対象とする投資信託証券に投資するファンド・オブ・ファンズ方式で運用します。「実質的な主要投資対象」とは、投資信託証券を通じて投資する、主要な投資対象という意味です。

※2 格付機関によって BB 格相当以下の格付が付与されているもの（格付のない場合には同等の信用度を有すると判断されるものを含みます。）をいいます。

■信託金の限度額■

信託金限度額は、各ファンドにつき 5,000 億円です。ただし、受託者と合意のうえ、当該信託金限度額を変更することができます。

<商品分類>

一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」に基づくファンドの商品分類は以下の通りです。
 なお、ファンドに該当する商品分類及び属性区分は下記の表中に網掛け表示しております。

(US バンクローンファンド・為替ヘッジあり (毎月分配型))

《商品分類表》

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単位型	国 内	株 式
		債 券
	海 外	不動産投信
追加型		その他資産 (金銭債権)
	内 外	資産複合

《属性区分表》

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式 一般 大型株 中小型株	年 1 回	グローバル		
	年 2 回	日本		
	年 4 回	北米		
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 ()	年 6 回 (隔月)	欧州	ファミリーファンド	あり (フルヘッジ)
	年 12 回 (毎月)	アジア		
	日々	オセアニア		
不動産投信		中南米	ファンド・オブ・ファンズ	なし
その他資産 (投資信託証券 (金銭債権))	その他 ()	アフリカ		
		中近東 (中東)		
資産複合 () 資産配分固定型 資産配分変更型		エマージング		

ファンドは、ファンド・オブ・ファンズです。このため、組入れている資産を示す属性区分上の投資対象資産（その他資産（投資信託証券））と収益の源泉となる資産を示す商品分類上の投資対象資産（その他資産）とが異なります。

(US バンクローンファンド・為替ヘッジなし (毎月分配型))

《商品分類表》

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単位型	国内	株式
		債券
	海外	不動産投信
追加型		その他資産 (金銭債権)
	内外	資産複合

《属性区分表》

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式	年 1 回	グローバル		
一般				
大型株	年 2 回	日本		
中小型株	年 4 回	北米		
債券			ファミリーファンド	あり ()
一般	年 6 回	欧州		
公債	(隔月)	アジア		
社債				
その他債券	年 12 回	オセアニア		
クレジット属性 ()	(毎月)	中南米		
不動産投信	日々	アフリカ	ファンド・オブ・ファンズ	なし
その他資産 (投資信託証券 (金銭債権))	その他 ()	中近東 (中東)		
資産複合 ()		エマージング		
資産配分固定型				
資産配分変更型				

ファンドは、ファンド・オブ・ファンズです。このため、組入れている資産を示す属性区分上の投資対象資産（その他資産（投資信託証券））と収益の源泉となる資産を示す商品分類上の投資対象資産（その他資産）とが異なります。

(US バンクローンファンド・為替ヘッジあり (年2回決算型))

《商品分類表》

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単位型	国内	株式
		債券
	海外	不動産投信
追加型		その他資産 (金銭債権)
	内外	資産複合

《属性区分表》

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式	年1回	グローバル		
一般				
大型株	年2回	日本		
中小型株				
	年4回	北米		
債券			ファミリーファンド	あり (フルヘッジ)
一般	年6回 (隔月)	欧州		
公債		アジア		
社債				
その他債券	年12回 (毎月)	オセアニア		
クレジット属性 ()		中南米		
	日々		ファンド・オブ・ファンズ	
不動産投信		アフリカ		なし
	その他 ()			
その他資産 (投資信託証券 (金銭債権))		中近東 (中東)		
資産複合 ()		エマージング		
資産配分固定型				
資産配分変更型				

ファンドは、ファンド・オブ・ファンズです。このため、組入れている資産を示す属性区分上の投資対象資産（その他資産（投資信託証券））と収益の源泉となる資産を示す商品分類上の投資対象資産（その他資産）とが異なります。

(US バンクローンファンド・為替ヘッジなし (年 2 回決算型))

《商品分類表》

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単位型	国 内	株 式
		債 券
	海 外	不動産投信
追加型		その他資産 (金銭債権)
	内 外	資産複合

《属性区分表》

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式 一般 大型株 中小型株	年 1 回	グローバル		
	年 2 回	日本		
	年 4 回	北米		
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 ()	年 6 回 (隔月)	欧州	ファミリーファンド	あり ()
	年 12 回 (毎月)	アジア		
	日々	オセアニア		
不動産投信		中南米		
	その他 ()	アフリカ	ファンド・オブ・ファンズ	なし
その他資産 (投資信託証券 (金銭債権))		中近東 (中東)		
資産複合 ()		エマージング		
資産配分固定型 資産配分変更型				

ファンドは、ファンド・オブ・ファンズです。このため、組入れている資産を示す属性区分上の投資対象資産（その他資産（投資信託証券））と収益の源泉となる資産を示す商品分類上の投資対象資産（その他資産）とが異なります。

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

上記、商品分類及び属性区分の定義については、下記をご覧ください。

なお、下記一般社団法人投資信託協会のホームページでもご覧頂けます。

《一般社団法人投資信託協会インターネットホームページアドレス》 <http://www.toushin.or.jp/>

◆一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」に基づくファンドの商品分類及び属性区分は以下の通りです。(2023年1月19日現在)

<商品分類表定義>

[単位型投信・追加型投信の区分]

- (1) 単位型投信…当初、募集された資金が一つの単位として信託され、その後の追加設定は一切行われないファンドをいう。
- (2) 追加型投信…一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいう。

[投資対象地域による区分]

- (1) 国内…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (2) 海外…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3) 内外…目論見書又は投資信託約款において、国内及び海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

[投資対象資産による区分]

- (1) 株式…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (2) 債券…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3) 不動産投信(リート)…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に不動産投資信託の受益証券及び不動産投資法人の投資証券を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (4) その他資産…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に上記(1)から(3)に掲げる資産以外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、その他資産と併記して具体的な収益の源泉となる資産の名称記載も可とする。
- (5) 資産複合…目論見書又は投資信託約款において、上記(1)から(4)に掲げる資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

[独立した区分]

- (1) MMF(マネー・マネージメント・ファンド)…MRF 及び MMF の運営に関する規則(以下「MRF 等規則」という。)に定める MMF をいう。
- (2) MRF(マネー・リザーブ・ファンド)…MRF 等規則に定める MRF をいう。
- (3) ETF…投資信託及び投資法人に関する法律施行令(平成12年政令480号)第12条第1号及び第2号に規定する証券投資信託並びに租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第9条の4の2に規定する上場証券投資信託をいう。

[補足分類]

- (1) インデックス型…目論見書又は投資信託約款において、各種指数に連動する運用成果を目指す旨の記載があるものをいう。
- (2) 特殊型…目論見書又は投資信託約款において、投資者に対して注意を喚起することが必要と思われる特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。なお、下記の属性区分で特殊型の小分類において「条件付運用型」に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記するものとし、それ以外的小分類に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記できるものとする。

<属性区分表定義>

[投資対象資産による属性区分]

株式

- (1) 一般…次の大型株、中小型株属性にあてはまらないすべてのものをいう。
- (2) 大型株…目論見書又は投資信託約款において、主として大型株に投資する旨の記載があるものをいう。
- (3) 中小型株…目論見書又は投資信託約款において、主として中小型株に投資する旨の記載があるものをいう。

債券

- (1) 一般…次の公債、社債、その他債券属性にあてはまらないすべてのものをいう。
- (2) 公債…目論見書又は投資信託約款において、日本国又は各国の政府の発行する国債(地方債、政府保証債、政府機関債、国際機関債を含む。以下同じ。)に主として投資する旨の記載があるものをいう。
- (3) 社債…目論見書又は投資信託約款において、企業等が発行する社債に主として投資する旨の記載があるものをいう。
- (4) その他債券…目論見書又は投資信託約款において、公債又は社債以外の債券に主として投資する旨の記載があるものをいう。
- (5) 格付等クレジットによる属性…目論見書又は投資信託約款において、上記(1)から(4)の「発行体」による区分のほか、特にクレジットに対して明確な記載があるものについては、上記(1)から(4)に掲げる区分に加え「高格付債」「低格付債」等を併記することも可とする。

不動産投信…これ以上の詳細な分類は行わないものとする。

その他資産…組入れている資産を記載するものとする。

資産複合…以下の小分類に該当する場合には当該小分類を併記することができる。

- (1) 資産配分固定型…目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については固定的とする旨の記載があるものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。
- (2) 資産配分変更型…目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については、機動的な変更を行う旨の記載があるもの若しくは固定的とする旨の記載がないものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。

[決算頻度による属性区分]

- (1) 年1回…目論見書又は投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいう。
- (2) 年2回…目論見書又は投資信託約款において、年2回決算する旨の記載があるものをいう。
- (3) 年4回…目論見書又は投資信託約款において、年4回決算する旨の記載があるものをいう。
- (4) 年6回(隔月)…目論見書又は投資信託約款において、年6回決算する旨の記載があるものをいう。
- (5) 年12回(毎月)…目論見書又は投資信託約款において、年12回(毎月)決算する旨の記載があるものをいう。
- (6) 日々…目論見書又は投資信託約款において、日々決算する旨の記載があるものをいう。
- (7) その他…上記属性にあてはまらないすべてのものをいう。

[投資対象地域による属性区分(重複使用可能)]

- (1) グローバル…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、「世界の資産」の中に「日本」を含むか含まないかを明確に記載するものとする。
- (2) 日本…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3) 北米…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (4) 欧州…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が欧州地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (5) アジア…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除くアジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (6) オセアニア…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がオセアニア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (7) 中南米…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中南米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (8) アフリカ…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がアフリカ地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (9) 中近東(中東)…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中近東地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (10) エマージング…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がエマージング地域(新興成長国(地域))の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

[投資形態による属性区分]

- (1) ファミリーファンド…目論見書又は投資信託約款において、親投資信託(ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。)を投資対象として投資するものをいう。
- (2) ファンド・オブ・ファンズ…「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいう。

[為替ヘッジによる属性区分]

- (1) 為替ヘッジあり…目論見書又は投資信託約款において、為替のフルヘッジ又は一部の資産に為替のヘッジを行う旨の記載があるものをいう。
- (2) 為替ヘッジなし…目論見書又は投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるもの又は為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいう。

[インデックスファンドにおける対象インデックスによる属性区分]

- (1) 日経225
- (2) TOPIX
- (3) その他の指数…上記指数にあてはまらないすべてのものをいう。

[特殊型]

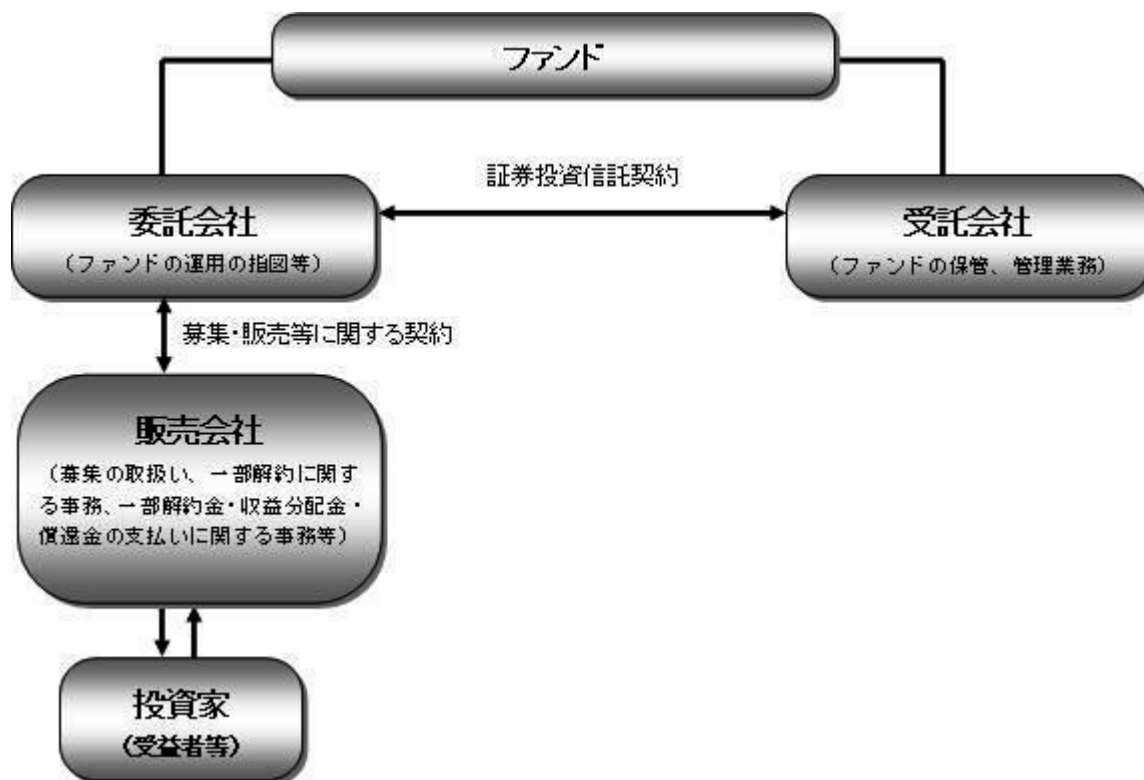
- (1) ブル・ベア型…目論見書又は投資信託約款において、派生商品をヘッジ目的以外に用い、積極的に投資を行うとともに各種指数・資産等への連動若しくは逆連動(一定倍の連動若しくは逆連動を含む。)を目指す旨の記載があるものをいう。
- (2) 条件付運用型…目論見書又は投資信託約款において、仕組債への投資又はその他特殊な仕組みを用いることにより、目標とする投資成果(基準価額、償還価額、収益分配金等)や信託終了日等が、明示的な指標等の値により定められる一定の条件によって決定される旨の記載があるものをいう。
- (3) ロング・ショート型/絶対収益追求型…目論見書又は投資信託約款において、特定の市場に左右されにくい収益の追求を目指す旨若しくはロング・ショート戦略により収益の追求を目指す旨の記載があるものをいう。

(4)その他型…目論見書又は投資信託約款において、上記(1)から(3)に掲げる属性のいずれにも該当しない特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。

(2)【ファンドの沿革】

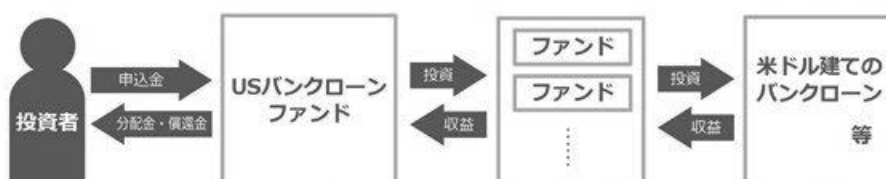
2014 年 5 月 13 日 信託契約締結、ファンドの設定日、運用開始

(3)【ファンドの仕組み】



ファンド	US バンクローンファンド・為替ヘッジあり（毎月分配型）
	US バンクローンファンド・為替ヘッジなし（毎月分配型）
	US バンクローンファンド・為替ヘッジあり（年2回決算型）
	US バンクローンファンド・為替ヘッジなし（年2回決算型）
委託会社(委託者)	野村アセットマネジメント株式会社
受託会社(受託者)	株式会社りそな銀行 (再信託受託者：株式会社日本カストディ銀行)

●ファンドは、複数の投資信託証券（ファンド）を投資対象とするファンド・オブ・ファンズです。



■委託会社の概況(2023年6月末現在)■

・名称

野村アセットマネジメント株式会社

・資本金の額

17,180 百万円

・会社の沿革

1959年12月1日

野村證券投資信託委託株式会社として設立

1997年10月1日

投資顧問会社である野村投資顧問株式会社と合併して野村アセット・マネジメント投信株式会社に商号を変更

2000年11月1日

野村アセットマネジメント株式会社に商号を変更

・大株主の状況

名称	住所	所有株式数	比率
野村ホールディングス株式会社	東京都中央区日本橋 1-13-1	5,150,693 株	100%

2【投資方針】

(1)【投資方針】

◆ファンドは、米ドル建てのバンクローン为主要投資対象とする投資信託証券および残存期間の短い公社債やコマーシャル・ペーパー等の短期有価証券を主要投資対象とする投資信託証券に投資します。

◆ファンドが投資する投資信託証券は、外貨建資産の為替ヘッジ方針について、各々以下のものに限定することを基本とします。

為替ヘッジあり（毎月分配型）／ 為替ヘッジあり（年2回決算型）	為替ヘッジなし（毎月分配型）／ 為替ヘッジなし（年2回決算型）
●外貨建資産について、為替ヘッジを行なうことを基本とするもの。 ●上記に類するもの。	●外貨建資産について、為替ヘッジを行わないことを基本とするもの。 ●上記に類するもの。

◆投資信託証券への投資は高位を維持することを基本とします。なお、通常の状態においては、米ドル建てのバンクローンを主要投資対象とする投資信託証券への投資を中心とします※が、投資比率には特に制限は設けず、各投資対象ファンドの収益性および流動性ならびにファンドの資金動向等を勘案のうえ決定することを基本とします。

※通常の状態においては、米ドル建てのバンクローンを主要投資対象とする投資信託証券への投資比率は、概ね 90%以上を目処とします。

◆投資信託証券への投資にあたっては、指定投資信託証券の中から、定性評価、定量評価等を勘案して選択した投資信託証券に投資を行なうことを基本とします。なお、組入投資信託証券については適宜見直しを行ないます。

ファンド	指定投資信託証券（2023 年 8 月 17 日現在）
為替ヘッジあり（毎月分配型）／ 為替ヘッジあり（年 2 回決算型）	ノムラ・グローバル・マネージャー・セレクトー バンクローン・ファンドー日本円為替ヘッジクラス
	野村マネーマーケット マザーファンド
為替ヘッジなし（毎月分配型）／ 為替ヘッジなし（年 2 回決算型）	ノムラ・グローバル・マネージャー・セレクトー バンクローン・ファンドー日本円クラス
	野村マネーマーケット マザーファンド

◆指定投資信託証券は、定性評価、定量評価等を勘案して適宜見直しを行ないます。この際、指定投資信託証券として指定されていた投資信託証券が指定から外れる場合や、新たな投資信託証券が指定投資信託証券として指定される場合があります。

資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

（２）【投資対象】

主として米ドル建てのバンクローンに投資する投資信託証券および残存期間の短い公社債やコマーシャル・ペーパー等の短期有価証券に投資する投資信託証券を主要投資対象とします。なおコマーシャル・ペーパー等の短期有価証券ならびに短期金融商品等に直接投資する場合があります。

①投資の対象とする資産の種類(信託約款)

この信託において投資の対象とする資産（本邦通貨表示のものに限ります。）の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 1 項で定めるものをいいます。以下同じ。）
 - イ. 有価証券
 - ロ. 約束手形（イに掲げるものに該当するものを除きます。）
 - ハ. 金銭債権（イ及びロに掲げるものに該当するものを除きます。）
2. 次に掲げる特定資産以外の資産
 - イ. 為替手形

②有価証券の指図範囲等(信託約款)

委託者は、信託金を、別に定める投資信託証券のほか、次の有価証券（金融商品取引法第 2 条第 2 項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除くものとし、本邦通貨表示のものに限ります。）に投資することを指図します。

1. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等
2. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前号の証券の性質を有するもの
3. 国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債等を除きます。）

4. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

なお、第3号の証券を以下「公社債」といい、公社債にかかる運用の指図は買い現先取引（売戻し条件付の買い入れ）および債券貸借取引（現金担保付き債券借入れ）に限り行なうことができるものとします。

③金融商品の指図範囲等(信託約款)

委託者は、信託金を、上記②に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（上記②に掲げるものを除く。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形

(参考)投資対象とする投資信託証券について

以下はファンドが投資を行なう投資信託証券の投資方針、関係法人、信託報酬等について、2023年8月17日現在で委託会社が知りうる情報等を基に記載したものです(個別に時点の記載がある場合を除きます。)

今後、投資対象とする投資信託証券の各委託会社(運用会社)の都合等により、記載の内容が変更となる場合があります。

また、ここに記載した投資信託証券は上記日付現在のものであり、今後、投資対象から除外される場合、あるいは、ここに記載された以外の投資信託証券が新たに追加となる場合等があります。

ファンド名（形態）	ノムラ・グローバル・マネージャー・セレクトーバンクローン・ファンド 日本円為替ヘッジクラス*／日本円クラス*（ケイマン諸島籍円建外国投資信託）
投資顧問会社	野村アセットマネジメント株式会社
副投資顧問会社	DWS インベストメント・マネジメント・アメリカズ・インク
受託会社	ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・トラスト・カンパニー（ケイマン）・リミテッド
主要投資対象	米ドル建てのバンクローン
投資方針	・米ドル建てのバンクローンを主要投資対象とし、高水準のインカムゲインの確保と中長期的な信託財産の成長を目指して運用を行なうことを基本とします。なお、米ドル建てのハイ・イールド・ボンド**等に投資する場合があります。 ※格付機関によってBB格相当以下の格付が付与されているもの（格付のない場合には同等の信用度を有すると判断されるものを含みます。）をいいます。 ・バンクローンへの投資にあたっては、原則として、弁済順位が高く、かつ担保が設定されたバンクローンに投資を行ないます。また、主として、取得時において格付機関によってBB格相当以下の格付が付与されたもの（格付のない場合には同等の信用度を有すると判断されるものを含みます。）に投資を行ないます。 ・日本円為替ヘッジクラスは、組入外貨建資産について、原則として為替ヘッジにより為替変動リスクの低減を図ることを基本とします。 ・日本円クラスは、組入外貨建資産について原則として為替ヘッジを行ないません。
主な投資制限	・同一企業のバンクローン、ハイ・イールド・ボンド等への投資は、原則としてファンドの純資産総額の10%以内とします。

	・無担保の貸付債権への投資は行ないません。 ・株式への直接投資は行ないません。株式への投資は優先証券のうち株券または新株引受権証券の性質を有するものまたは転換社債を転換および新株予約権を行使したものならびに社債権者割当等により取得したものに限り、株式への投資割合は信託財産の純資産総額の10%以内とします。 ・投資信託証券（上場投資信託証券を除く。）への投資割合は、ファンドの純資産総額の5%以内とします。 ・デリバティブの利用は、ヘッジ目的に限定しません。
信託期間	無期限（2013年11月26日設定）
信託報酬	純資産総額の0.6675%（年率）※ ※純資産総額等によっては、記載の信託報酬率を下回る場合があります。
信託財産留保額	1口につき純資産価格の0.3%（当初1口＝1万円）
その他の費用	信託財産に関する租税、組入有価証券の売買時の売買委託手数料、信託事務の処理に要する費用および信託財産の監査に要する費用、外貨建資産の保管などに要する費用、副投資顧問会社の追加に要する費用、借入金の利息および立替金の利息など。 ファンドの設立に係る費用（3年を超えない期間にわたり償却）。

上記の他、一般社団法人投資信託協会の定めるファンド・オブ・ファンズ組入投資信託および投資法人の要件を満たしております。

＊「為替ヘッジあり（毎月分配型）」および「為替ヘッジあり（年2回決算型）」は「ノムラ・グローバル・マネージャー・セレクトーバンクローン・ファンド 日本円為替ヘッジクラス」を、「為替ヘッジなし（毎月分配型）」および「為替ヘッジなし（年2回決算型）」は「ノムラ・グローバル・マネージャー・セレクトーバンクローン・ファンド 日本円クラス」を組み入れます。

ファンド名（形態）	野村マネーマーケット マザーファンド
委託会社	野村アセットマネジメント株式会社
主要投資対象	円建ての短期有価証券

（野村マネーマーケット マザーファンド） 運 用 の 基 本 方 針

約款第14条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、安定した収益と流動性の確保を図ることを目的として運用を行ないます。

2. 運用方法

（1）投資対象

本邦通貨表示の短期有価証券を主要投資対象とします。

（2）投資態度

①本邦通貨表示の公社債等に投資を行ない、安定した収益と流動性の確保を図ることを目的として運用を行ないます。

②残存期間の短い公社債やコマーシャル・ペーパー等の短期有価証券への投資により利息等収益の確保

を図り、あわせてコール・ローンなどで運用を行なうことで流動性の確保を図ります。

③資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

①株式への投資は行ないません。

②外貨建資産への投資は行ないません。

③有価証券先物取引等は約款第 15 条の範囲で行ないます。

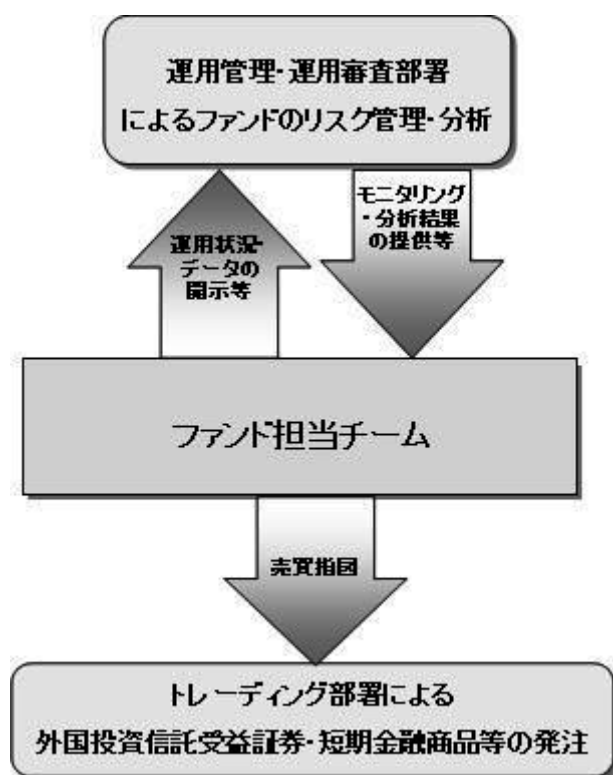
④スワップ取引は約款第 16 条の範囲で行ないます。

⑤一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。）の利用は行ないません。

⑥一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ 10%、合計で 20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

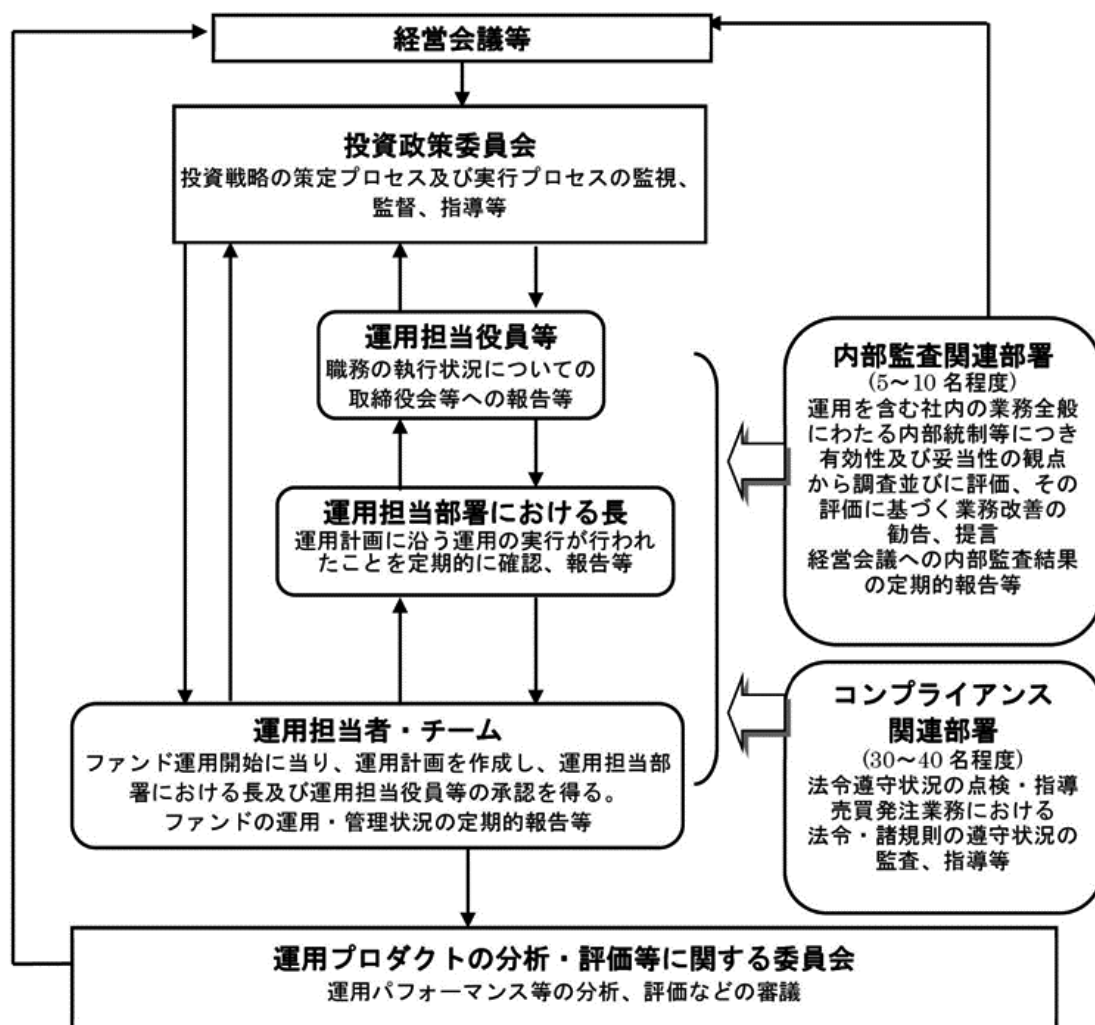
(3) 【運用体制】

ファンドの運用体制は以下の通りです。



当社は、ファンドの運用に関する社内規程として、運用担当者に関する規程並びにスワップ取引、信用リスク管理、資金の借入、外国為替の予約取引等、信用取引等に関して各々、取扱い基準を設けております。

ファンドを含む委託会社における投資信託の内部管理及び意思決定を監督する組織等は以下の通りです。



《委託会社によるファンドの関係法人（販売会社を除く）に対する管理体制等》

当社は、「受託会社」または受託会社の再信託先に対しては、日々の純資産照合、月次の勘定残高照合などを行っています。また、受託業務の内部統制の有効性についての監査人による報告書を、受託会社より受け取っております。

運用の外部委託を行う場合、「運用の外部委託先」に対しては、外部委託先が行った日々の約定について、投資ガイドラインに沿ったものであるかを確認しています。また、コンプライアンスレポートの提出を義務付け、定期的に管理状況に関する報告を受けています。さらに、外部委託先の管理体制、コンプライアンス体制等について調査ならびに評価を行い、定期的に商品に関する委員会に報告しています。

ファンドの運用体制等は今後変更となる場合があります。

(4) 【分配方針】

毎決算時に、原則として以下の方針に基づき分配を行ないます。

①分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた利子・配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

②＜毎月分配型＞

収益分配金額は、上記①の範囲内で、委託者が決定するものとし、原則として、利子・配当等収益等を中心

に分配を行なうことを基本とします。ただし、基準価額水準等によっては、売買益等が中心となる場合があります。なお、市況動向や基準価額水準等によっては、分配金額が大きく変動する場合があります。

＜年2回決算型＞

収益分配金額は、上記①の範囲内で、原則として、利子・配当等収益等の水準および基準価額水準等を勘案して委託者が決定します。

③留保益の運用については、特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行ないます。

*委託会社の判断により分配を行わない場合もあります。また、将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。

◆ファンドの決算日

＜毎月分配型＞

原則として毎月19日(休業日の場合は翌営業日)を決算日とします。

＜年2回決算型＞

原則として毎年5月および11月の各19日(休業日の場合は翌営業日)を決算日とします。

◆分配金に関する留意点

- 分配金は、預貯金の利息とは異なりファンドの純資産から支払われますので、分配金支払い後の純資産はその相当額が減少することとなり、基準価額が下落する要因となります。

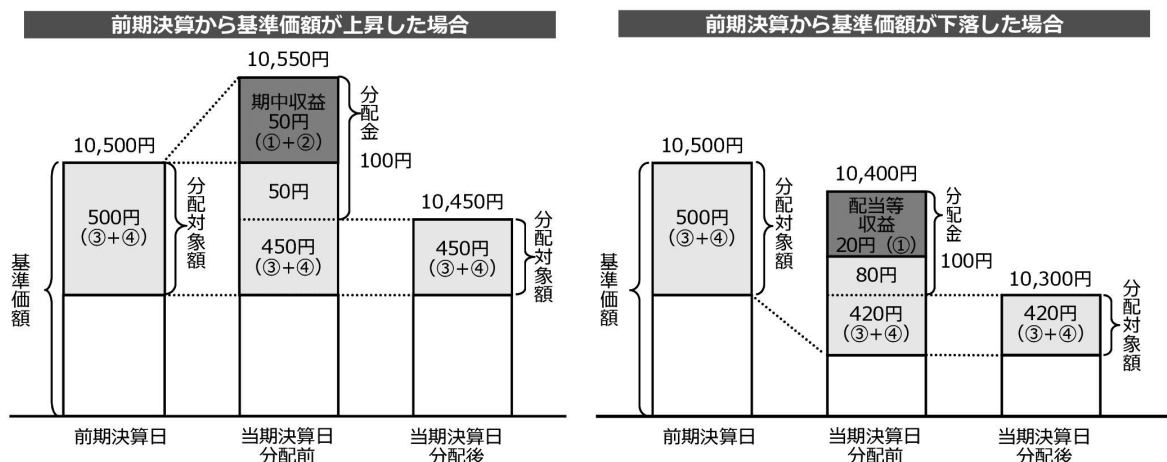


- ファンドは、計算期間中に発生した運用収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて分配を行なう場合があります。したがって、ファンドの分配金の水準は必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示唆するものではありません。

- ・計算期間中に運用収益があった場合においても、当該運用収益を超えて分配を行なった場合、当期決算日の基準価額は前期決算日の基準価額と比べて下落することになります。

※分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

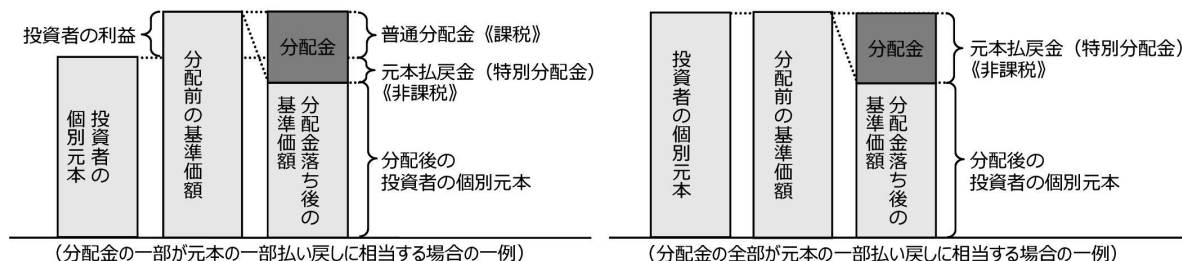
分配対象額とは、①経費控除後の配当等収益②経費控除後の評価益を含む売買益③分配準備積立金④収益調整金です。



- 投資者の個別元本（追加型投資信託を保有する投資者毎の取得元本）の状況によっては、分配金額の一部または全部が、実質的に元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり小さかった場合も同様です。

普通分配金	分配金落ち後の基準価額が投資者の個別元本と同額の場合または投資者の個別元本を上回っている場合には分配金の全額が普通分配金となります。
元本払戻金（特別分配金）	分配金落ち後の基準価額が投資者の個別元本を下回っている場合には、下回る部分の分配金の額が元本払戻金（特別分配金）となります。

- ◆投資者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、分配金発生時にその個別元本から元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の投資者の個別元本となります。



分配金に関する留意点に記載の図はイメージ図であり、全ての状況について説明したものではありません。また、実際の分配金額や基準価額について示唆、保証するものではありません。

(5)【投資制限】

①運用の基本方針 2 運用方法 (3)投資制限(信託約款)

- ・投資信託証券への投資割合には制限を設けません。
- ・外貨建資産への直接投資は行ないません。
- ・デリバティブの直接利用は行ないません。

※一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。）の実質的な利用は行ないません。

- ・株式への直接投資は行ないません。
- ・同一銘柄の投資信託証券への投資割合には制限を設けません。ただし、当該投資信託証券が一般社団法人投資信託協会規則に定めるエクスポージャーがリスクスルーできる場合に該当しないときは、当該投資信託証券への投資は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- ・一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

②公社債の借入れ(信託約款)

- (i) 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行なうにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行なうものとします。
- (ii) 上記(i)の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- (iii) 信託財産の一部解約等の事由により、上記(ii)の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。
- (iv) 上記(i)の借入れにかかる品貸料は信託財産中から支弁します。

③資金の借入れ(信託約款)

- (i) 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。
- (ii) 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入れ指図を行なう日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。
- (iii) 収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- (iv) 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

3【投資リスク】

《基準価額の変動要因》

ファンドの基準価額は、投資を行なっている有価証券等の値動きによる影響を受けますが、これらの運用による損益はすべて投資者の皆様に帰属します。

したがって、ファンドにおいて、投資者の皆様の投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元金が割り込むことがあります。なお、投資信託は預貯金と異なります。

[バンクローンの価格変動リスク]

バンクローンは、信用度の変動等により価格が変動します。ファンドは実質的にバンクローンに投資を行いますので、これらの影響を受けます。特にファンドが実質的に投資を行なうバンクローンについては、格付けの高いバンクローンに比べ、価格が大きく変動する可能性や組入バンクローンの元利金の支払遅延および支払不履行等が生じる可能性が高いと想定されます。また、一般的にバンクローンは債券と比べて流動性が低いと考えられます。そのため、市場の混乱時やファンドに大量の資金変動が生じた場合等には機動的に保有資産を売買できない場合があります。また、バンクローンを売却する際の売却価値が当初の投資価値を大幅に下回る場合があります。

[債券価格変動リスク]

債券（公社債等）は、市場金利や信用度の変動により価格が変動します。ファンドは実質的に債券に投資を行いますので、これらの影響を受けます。特にファンドが実質的に投資を行なうハイ・イールド・ボンド等の格付けの低い債券については、格付けの高い債券に比べ、価格が大きく変動する可能性や組入債券の元利金の支払遅延および支払不履行などが生じるリスクが高いと想定されます。

[為替変動リスク]

「為替ヘッジなし（毎月分配型）」および「為替ヘッジなし（年2回決算型）」は、実質組入外貨建資産について、原則として為替ヘッジを行ないませんので、為替変動の影響を受けます。

「為替ヘッジあり（毎月分配型）」および「為替ヘッジあり（年2回決算型）」は、実質組入外貨建資産について、原則として為替ヘッジにより為替変動リスクの低減を図ることを基本としますが、為替変動リスクを完全に排除できるわけではありません。また、円金利がヘッジ対象通貨の金利より低い場合、その金利差相当分のヘッジコストがかかるため、基準価額の変動要因となります。

※基準価額の変動要因は上記に限定されるものではありません。

《その他の留意点》

- ◆ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。
- ◆ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要がある場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受け付けが中止等となる可能性、換金代金の支払いが遅延する可能性があります。
- ◆資金動向、市況動向等によっては、また、不慮の出来事等が起きた場合には、投資方針に沿った運用ができない場合があります。
- ◆ファンドが実質的に組み入れる有価証券の発行体において、利払いや償還金の支払いが遅延する可能性があります。
- ◆有価証券への投資等ファンドにかかる取引にあたっては、取引の相手方の倒産等により契約が不履行になる可能性があります。

- ◆各ファンドが各々投資対象とする指定投資信託証券のうち、主として米ドル建てのバンクローンに投資する投資信託証券のすべてが存続しないこととなる場合は、当該ファンドを繰上償還させます。
- ◆投資対象とするマザーファンドにおいて、他のベビーファンドの資金変動等に伴う売買等が生じた場合などには、ファンドの基準価額に影響を及ぼす場合があります。
- ◆主として米ドル建てのバンクローンに投資する指定投資信託証券の主たる投資市場である米国市場においては、バンクローンの受渡しに要する日数は一般的に債券等に比べて長いことが想定されます。したがってファンドに大量の解約が発生した場合等、売却済バンクローンの代金回収までの期間、一時的にファンドで資金借入れを行なうことによってファンドの解約代金の支払いに対応する場合があります。この場合、借入れ金利はファンドが負担することとなります。
- ◆金融商品取引所等における取引の停止（個別銘柄の売買停止等を含みます。）、決済機能の停止その他やむを得ない事情（流動性の極端な減少等）があるときは、投資信託約款の規定に従い、委託会社の判断でファンドの購入（スイッチングによる購入を含みます。）・換金の各受付けを中止すること、および既に受付けた購入（スイッチングによる購入を含みます。）・換金の各受付けを取り消す場合があります。また、実質的な投資対象の米ドル建てのバンクローンの流動性等を勘案し、購入のお申込みの受付けを制限することがあります。
- ◆店頭デリバティブ取引等の金融取引に関して、国際的に規制の強化が行なわれており、ファンドが実質的に活用する当該金融取引が当該規制強化等の影響をうけ、当該金融取引を行なうための担保として現金等を提供する必要がある場合があります。その場合、追加的に現金等を保有するため、ファンドの実質的な主要投資対象の組入比率が下がり、高位に組入れた場合に期待される投資効果が得られないことが想定されます。また、その結果として、実質的な主要投資対象を高位に組入れた場合と比べてファンドのパフォーマンスが悪化する場合があります。

《委託会社におけるリスクマネジメント体制》

リスク管理関連の委員会

◆パフォーマンスの考査

投資信託の信託財産についてパフォーマンスに基づいた定期的な考査（分析、評価）の結果の報告、審議を行ないます。

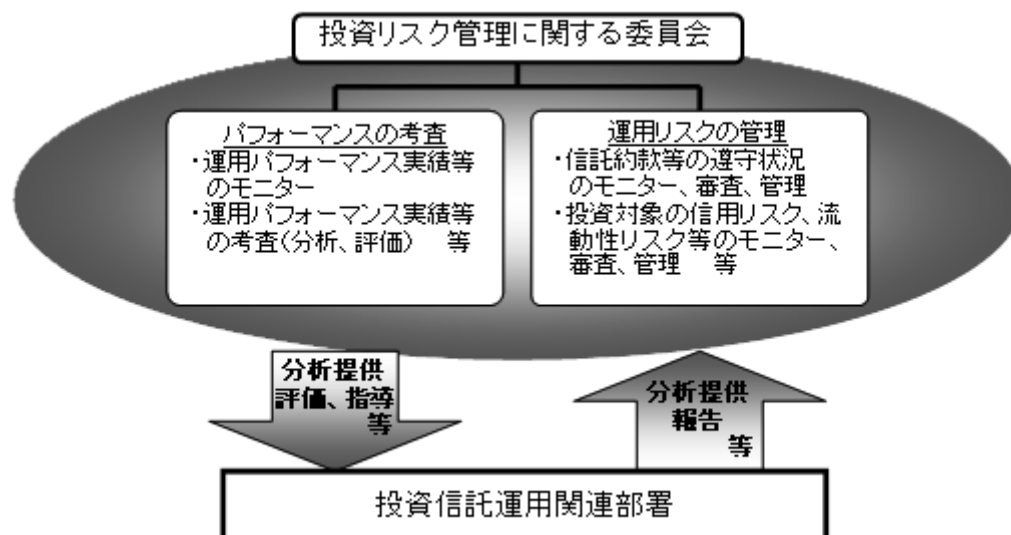
◆運用リスクの管理

投資信託の信託財産の運用リスクを把握、管理し、その結果に基づき運用部門その他関連部署への是正勧告を行なうことにより、適切な管理を行ないます。

※流動性リスク管理について

流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングなどを実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証などを行ないます。リスク管理関連の委員会が、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について監督します。

リスク管理体制図

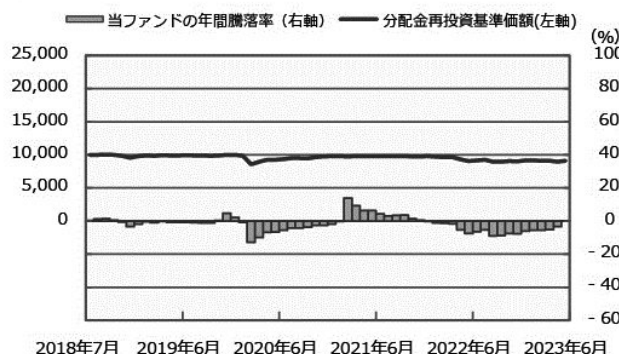


※投資リスクに関する管理体制等は今後変更となる場合があります。

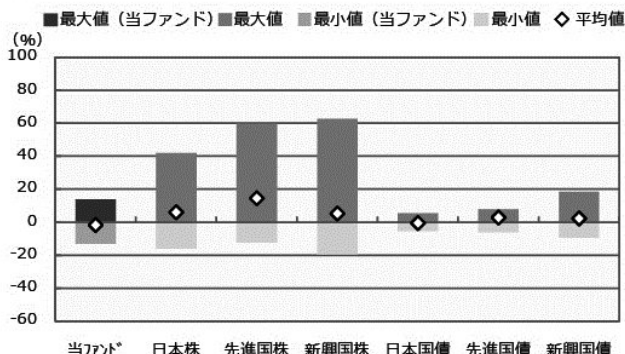
■ リスクの定量的比較 (2018年7月末～2023年6月末：月次)

■為替ヘッジあり（毎月分配型）

ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移



2018年7月 2019年6月 2020年6月 2021年6月 2022年6月 2023年6月



当7アト[※] 日本株 先進国株 新興国株 日本国債 先進国債 新興国債

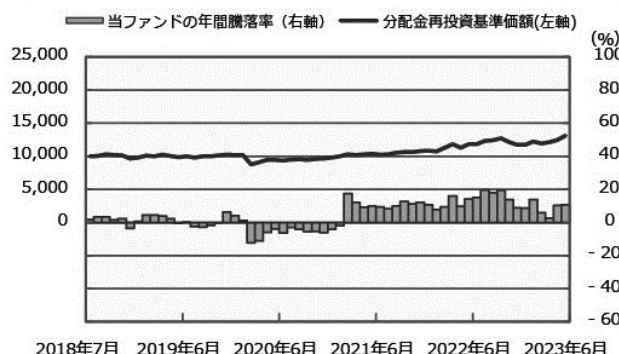
	当ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値 (%)	13.9	42.1	59.8	62.7	5.4	7.9	18.5
最小値 (%)	△ 13.0	△ 16.0	△ 12.4	△ 19.4	△ 5.5	△ 6.1	△ 9.4
平均値 (%)	△ 1.7	6.0	14.5	5.3	△ 0.4	2.8	2.3

- * 分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものです。2018年7月末を10,000として指数化しております。
- * 年間騰落率は、2018年7月から2023年6月の5年間の各月末における1年間の騰落率を表したものです。

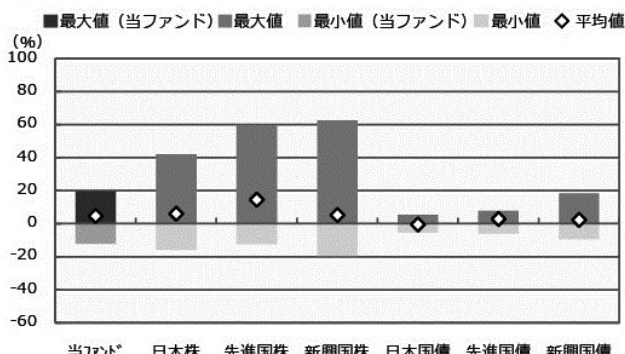
- * 全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
- * 2018年7月から2023年6月の5年間の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。
- * 決算日に対応した数値とは異なります。
- * 当ファンドは分配金再投資専任運用の騰落率です。

■為替ヘッジなし（毎月分配型）

ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移



2018年7月 2019年6月 2020年6月 2021年6月 2022年6月 2023年6月



当7アト[®] 日本株 生進国株 新開国株 日本国債 生進国債 新開国債

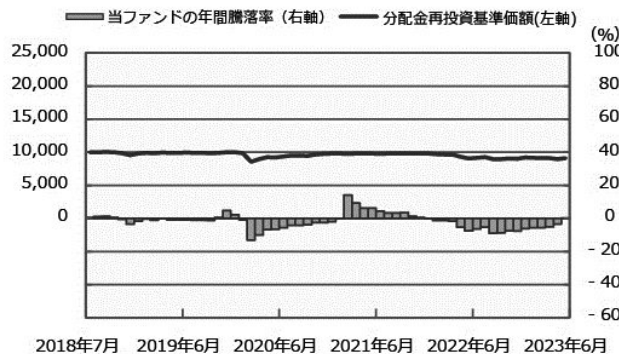
	当ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値 (%)	19.5	42.1	59.8	62.7	5.4	7.9	18.5
最小値 (%)	△ 12.3	△ 16.0	△ 12.4	△ 19.4	△ 5.5	△ 6.1	△ 9.4
平均値 (%)	4.7	6.0	14.5	5.3	△ 0.4	2.8	2.3

- * 分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものです。2018年7月末を10,000として指数化しております。
- * 年間騰落率は、2018年7月から2023年6月の5年間の各月末における1年間の騰落率を表示したものです。

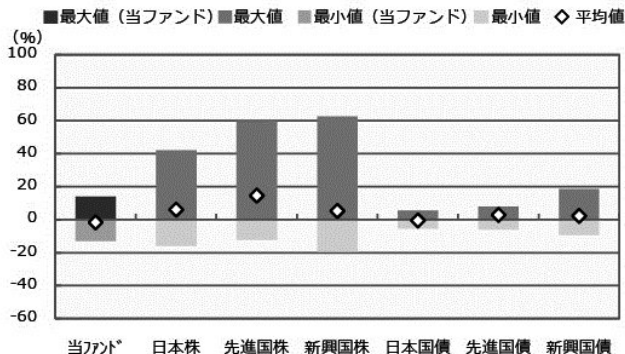
- * 全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
- * 2018年7月から2023年6月の5年間の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。
- * 決算日に対応した数値とは異なります。
- * 当ファンドは分配金再投資基準価額の騰落率です。

為替ヘッジあり（年2回決算型）

ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移



ファンドと代表的な資産クラスとの騰落率の比較



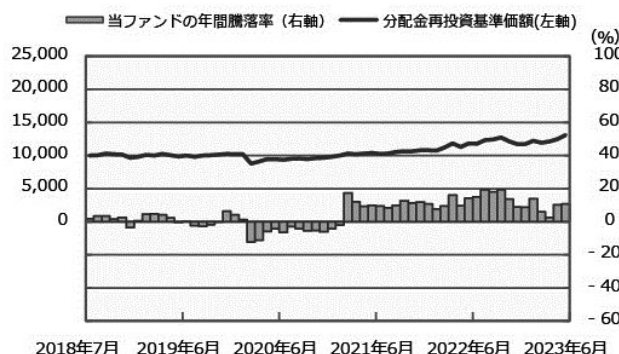
	当ファンド*	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値(%)	14.0	42.1	59.8	62.7	5.4	7.9	18.5
最小値(%)	△13.0	△16.0	△12.4	△19.4	△5.5	△6.1	△9.4
平均値(%)	△1.7	6.0	14.5	5.3	△0.4	2.8	2.3

- * 分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものです。2018年7月末を10,000として指数化しております。
- * 年間騰落率は、2018年7月から2023年6月の5年間の各月末における1年間の騰落率を表示したものです。

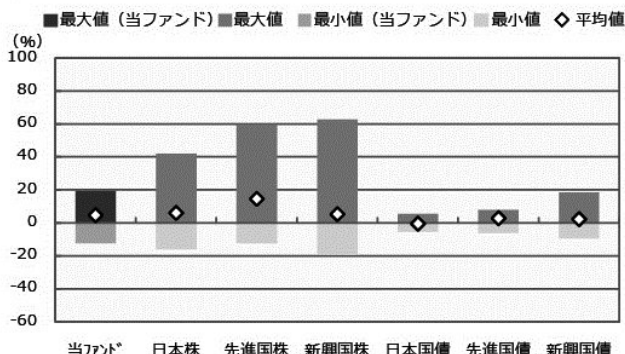
- * 全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
- * 2018年7月から2023年6月の5年間の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。
- * 決算日に対応した数値とは異なります。
- * 当ファンドは分配金再投資基準価額の騰落率です。

為替ヘッジなし（年2回決算型）

ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移



ファンドと代表的な資産クラスとの騰落率の比較



	当ファンド*	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値(%)	19.4	42.1	59.8	62.7	5.4	7.9	18.5
最小値(%)	△12.3	△16.0	△12.4	△19.4	△5.5	△6.1	△9.4
平均値(%)	4.7	6.0	14.5	5.3	△0.4	2.8	2.3

- * 分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものです。2018年7月末を10,000として指数化しております。
- * 年間騰落率は、2018年7月から2023年6月の5年間の各月末における1年間の騰落率を表示したものです。

- * 全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
- * 2018年7月から2023年6月の5年間の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。
- * 決算日に対応した数値とは異なります。
- * 当ファンドは分配金再投資基準価額の騰落率です。

※分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算しており、実際の基準価額と異なる場合があります。

＜代表的な資産クラスの指数＞

- 日本株：東証株価指数（TOPIX）（配当込み）
- 先進国株：MSCI-KOKUSAI指数（配当込み、円ベース）
- 新興国株：MSCIエマージング・マーケット・インデックス（配当込み、円ベース）
- 日本国債：NOMURA-BPI国債
- 先進国債：FTSE世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし・円ベース）
- 新興国債：JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス－エマージング・マーケット・グローバル・ディバースファイド（円ベース）

■代表的な資産クラスの指数の著作権等について■

- 東証株価指数（TOPIX）（配当込み）・・・東証株価指数（TOPIX）（配当込み）の指数値及び東証株価指数（TOPIX）（配当込み）に係る商標又は商標は、株式会社J P X総研又は株式会社J P X総研の関連会社（以下「J P X」という。）の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など東証株価指数（TOPIX）（配当込み）に関するすべての権利・ノウハウ及び東証株価指数（TOPIX）（配当込み）に係る商標又は商標に関するすべての権利はJ P Xが有します。J P Xは、東証株価指数（TOPIX）（配当込み）の指数値の算出又は公表の誤謬、遅延又は中断に対し、責任を負いません。本商品は、J P Xにより提供、保証又は販売されるものではなく、本商品の設定、販売及び販売促進活動に起因するいかなる損害に対してもJ P Xは責任を負いません。
- MSCI-KOKUSAI指数（配当込み、円ベース）、MSCIエマージング・マーケット・インデックス（配当込み、円ベース）・・・MSCI-KOKUSAI指数（配当込み、円ベース）、MSCIエマージング・マーケット・インデックス（配当込み、円ベース）は、MSCIが開発した指数です。同指数に対する著作権、知的所有権その他一切の権利はMSCIに帰属します。またMSCIは、同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。
- NOMURA-BPI国債・・・NOMURA-BPI国債の知的財産権は、野村フィデューシャリー・リサーチ & コンサルティング株式会社に帰属します。なお、野村フィデューシャリー・リサーチ & コンサルティング株式会社は、NOMURA-BPI国債の正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、NOMURA-BPI国債を用いて行われる野村アセットマネジメント株式会社の事業活動、サービスに関し一切責任を負いません。
- FTSE世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし・円ベース）・・・FTSE世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし・円ベース）は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。同指数はFTSE Fixed Income LLCの知的財産であり、指数に関するすべての権利はFTSE Fixed Income LLCが有しています。
- JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス－エマージング・マーケット・グローバル・ディバースファイド（円ベース）・・・「JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス－エマージング・マーケット・グローバル・ディバースファイド（円ベース）」（ここでは「指数」とよびます）についてここに提供された情報は、指数のレベルも含め、但しそれに限定することなく、情報としてのみ使用されるものであり、金融商品の売買を勧誘、何らかの売買の公式なコンファメーション、或いは指数に関連する何らかの商品の価値や値段を決めるものでもありません。また、投資戦略や税金における会計アドバイスは法的に推奨するものでもありません。ここに含まれる市場価格、データ、その他の情報は誰かのもと考えられますが、JPMorgan Chase & Co. 及びその子会社（以下、JPM）がその完全性や正確性を保証するものではありません。含まれる情報は通知なしに変更されることがあります。過去のパフォーマンスは将来のリターンを示唆するものではありません。本資料に含まれる発行体の金融商品について、JPMやその従業員がロング・ショート両方を含めてポジションを持ったり、売買を行ったり、またはマーケットメークを行ったりすることがあり、また、発行体の引受人、プレースメント・エージェンシー、アドバイザー、または貸主になっている可能性もあります。
- 米国のJ.P. Morgan Securities LLC（ここでは「JPMS LLC」と呼びます）（「指数スポンサー」）は、指数に関する証券、金融商品または取引（ここでは「プロダクト」と呼びます）についての援助、保障または販売促進を行いません。証券或いは金融商品全般、或いは特にプロダクトへの投資の推奨について、また金融市場における投資機会を指数に連動させる或いはそれを目的とする推奨の可否について、指数スポンサーは一切の表明または保証、或いは伝達または示唆を行なうものではありません。指数スポンサーはプロダクトについての管理、マーケティング、トレーディングに関する義務または法的責任を負いません。指数は信用できると考えられる情報によって算出されていますが、その完全性や正確性、また指数に付随する情報について保証するものではありません。指数は指数スポンサーが保有する財産であり、その財産権はすべて指数スポンサーに帰属します。
- JPMS LLCはNASDAQ, NYSE, SIPCの会員です。JPMorganはJP Morgan Chase Bank, NA, JPMS, J.P. Morgan Securities PLC.、またはその関係会社が投資銀行業務を行う際に使用する名称です。

（出所：株式会社野村総合研究所、FTSE Fixed Income LLC 他）

4 【手数料等及び税金】

（1）【申込手数料】

- ①取得申込日の翌営業日の基準価額に、3.3%（申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等に相当する率）（税抜3.0%）以内※で販売会社が独自に定める率を乗じて得た額とします。

※詳しくは、販売会社にお問い合わせ下さい。販売会社については、「サポートダイヤル」までお問い合わせ下さい。

- ②収益分配金を再投資する場合には無手数料とします。

購入時手数料は、商品及び関連する投資環境の説明および情報提供等、ならびに購入に関する事務コストの対価として、購入時に頂戴するものです。

（2）【換金（解約）手数料】

換金手数料はありません。

（3）【信託報酬等】

信託報酬の総額は、ファンドの計算期間を通じて毎日、ファンドの純資産総額に年1.1%（税抜年1.00%）の率（「信託報酬率」といいます。）を乗じて得た額とし、信託報酬は、日々計上され、ファンドの基準価額に反映されます。なお、毎計算期末または信託終了のときファンドから支払われます。

信託報酬率の配分については、次の通り(税抜)とします。

<委託会社>	<販売会社>	<受託会社>
年 0.27%	年 0.70%	年 0.03%

◆なお、この他にファンドが投資する外国投資信託に関しても費用等がかかります。

外国投資信託は、信託財産に関する租税、組入有価証券の売買時の売買委託手数料、信託事務の処理に要する費用および信託財産の監査に要する費用、外貨建資産の保管などに要する費用、副投資顧問会社の追加に要する費用、借入金の利息および立替金の利息等を負担する場合があります。

なお、申込手数料はかかりません。

ファンドが投資対象とする投資信託証券の信託報酬等の詳細については「(参考)投資対象とする投資信託証券について」をご覧ください。

◆ファンドの信託報酬にファンドが投資対象とする投資信託証券の信託報酬等を加えた、受益者が実質的に負担する信託報酬率について、2023年8月17日現在で想定される概算値は以下の通りです。ただし、この値はあくまでも実質的な信託報酬の目安であり、ファンドの実際の投資信託証券の組入れ状況によっては、実質的な信託報酬は変動します。

実質的な信託報酬率(税込)の概算値
年 1.7675%程度 (注1)

(注1) 投資対象とする投資信託証券の純資産総額等によっては、記載の信託報酬率を下回る場合があります。

《支払先の役務の内容》

<委託会社>	<販売会社>	<受託会社>
ファンドの運用とそれに伴う調査、受託会社への指図、法定書面等の作成、基準価額の算出等	購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理および事務手続き等	ファンドの財産の保管・管理、委託会社からの指図の実行等

(4) 【その他の手数料等】

- ①ファンドにおいて一部解約に伴う支払資金の手当て等を目的として資金借入れの指図を行なった場合、当該借入金の利息はファンドから支払われます。
- ②ファンドに関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息等は、受益者の負担とし、ファンドから支払われます。
- ③ファンドに関する組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、売買委託手数料に係る消費税等に相当する金額はファンドから支払われます。
- ④監査法人等に支払うファンドの監査に係る費用および当該監査費用に係る消費税等に相当する金額は、信託報酬支払いのときにファンドから支払われます。
- ⑤ファンドにおいて一部解約の実行に伴い、信託財産留保額*をご負担いただきます。信託財産留保額は、基準価額に0.3%の率を乗じて得た額を1口当たりに換算して、換金する口数に応じてご負担いただきます。

※「信託財産留保額」とは、償還時まで投資を続ける投資家との公平性の確保やファンド残高の安定的な推移を図るため、クローズド期間の有無に関係なく、信託期間満了前の解約に対し解約者から徴収する一定の金額をいい、信託財産に繰り入れられます。

*これらの費用等の中には、運用状況等により変動するものがあり、事前に料率、上限額等を表示することができないものがあります。

(5)【課税上の取扱い】

課税上は、株式投資信託として取扱われます。

■個人、法人別の課税について■

◆個人の投資家に対する課税

＜収益分配金に対する課税＞

分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、20.315%（国税（所得税及び復興特別所得税）15.315%および地方税5%）の税率による源泉徴収が行なわれます。なお、確定申告により、申告分離課税もしくは総合課税のいずれかを選択することもできます。

なお、配当控除は適用されません。

＜換金（解約）時および償還時の差益（譲渡益）に対する課税＞

換金（解約）時および償還時の差益（譲渡益）については、申告分離課税により 20.315%（国税 15.315%および地方税 5%）の税率が適用され、源泉徴収口座を選択した場合は 20.315%の税率により源泉徴収が行なわれます。

《損益通算について》

以下の所得間で損益通算が可能です。上場株式等の配当所得については申告分離課税を選択したものに限りま

《利子所得》	《上場株式等に係る譲渡所得等》 ^(注2)	《配当所得》
・ 特定公社債 ^(注1) の利子 ・ 公募公社債投資信託の収益分配金	特定公社債、公募公社債投資信託、上場株式、公募株式投資信託の ・ 譲渡益 ・ 譲渡損	・ 上場株式の配当 ・ 公募株式投資信託の収益分配金

(注1)「特定公社債」とは、国債、地方債、外国国債、公募公社債、上場公社債、2015年12月31日以前に発行された公社債（同族会社が発行した社債を除きます。）などの一定の公社債をいいます。

(注2) 株式等に係る譲渡所得等について、上場株式等に係る譲渡所得等とそれ以外の株式等に係る譲渡所得等に区分し、別々の分離課税制度とすることとされ、原則として、これら相互の通算等ができないこととされました。

※上場株式、公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」の適用対象です。NISAをご利用の場合、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得及び譲渡所得が一定期間非課税となります。他の口座で生じた配当所得や譲渡所得との損益通算はできません。販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

◆法人の投資家に対する課税

分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに換金（解約）時および償還時の個別元本超過額については、15.315%（国税 15.315%）の税率で源泉徴収*が行なわれます。なお、地方税の源泉徴収はありません。

※源泉税は所有期間に応じて法人税額から控除

税金の取扱いの詳細については税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

■換金（解約）時および償還時の課税について■

[個人の投資家の場合]

換金（解約）時および償還時の差益^{*}については、譲渡所得とみなして課税が行われます。

※換金（解約）時および償還時の価額から取得費（申込手数料（税込）を含む）を控除した利益を譲渡益として課税対象となります。

[法人の投資家の場合]

換金（解約）時および償還時の個別元本超過額が源泉徴収の対象（配当所得）となります。

なお、買取りによるご換金について、詳しくは販売会社にお問い合わせください。

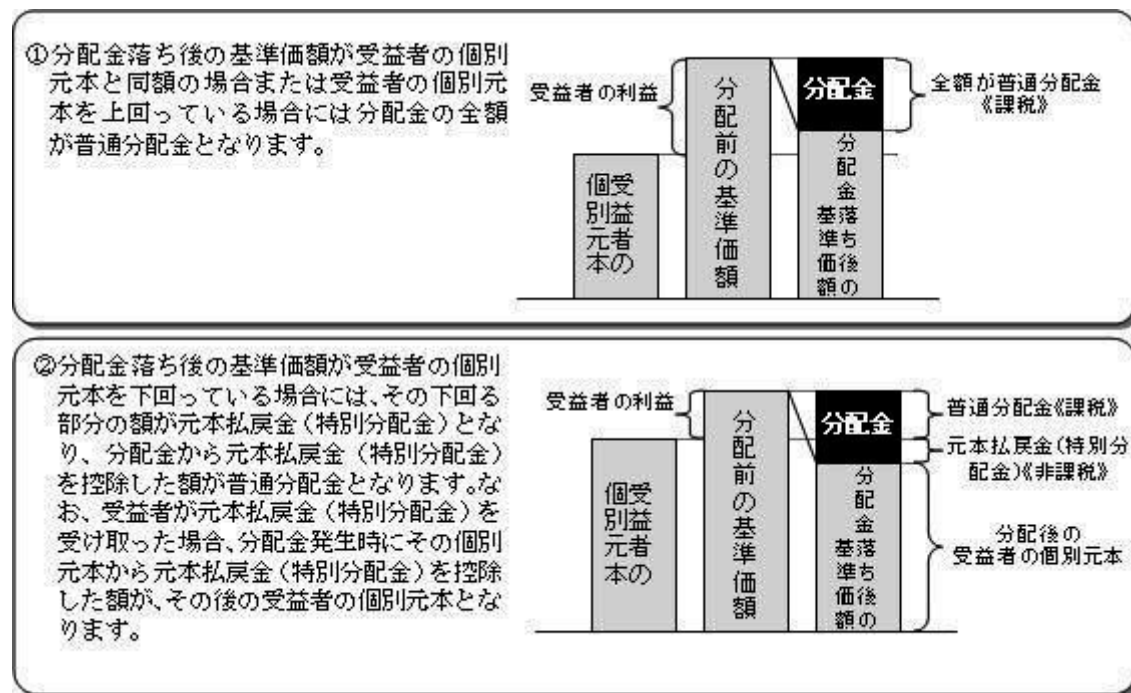
■個別元本について■

◆追加型投資信託を保有する受益者毎の取得元本をいいます。

◆受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合や受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合などには、当該受益者の個別元本が変わりますので、詳しくは販売会社へお問い合わせください。

■分配金の課税について■

◆分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分）があります。



※上図はあくまでもイメージ図であり、個別元本や基準価額、分配金の各水準等を示唆するものではありません。

*税法が改正された場合等は、上記「(5)課税上の取扱い」の内容（2023 年 6 月末現在）が変更になる場合があります。

5【運用状況】

以下は 2023 年 6 月 30 日現在の運用状況であります。

また、投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(1)【投資状況】

U S バンクローンファンド・為替ヘッジあり（毎月分配型）

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
投資信託受益証券	ケイマン諸島	199,296,292	94.27
親投資信託受益証券	日本	998,408	0.47
現金・預金・その他資産（負債控除後）	—	11,115,345	5.25
合計（純資産総額）		211,410,045	100.00

U S バンクローンファンド・為替ヘッジなし（毎月分配型）

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
投資信託受益証券	ケイマン諸島	1,301,229,431	93.47
親投資信託受益証券	日本	998,408	0.07
現金・預金・その他資産（負債控除後）	—	89,808,718	6.45
合計（純資産総額）		1,392,036,557	100.00

U S バンクローンファンド・為替ヘッジあり（年 2 回決算型）

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
投資信託受益証券	ケイマン諸島	34,668,400	94.53
親投資信託受益証券	日本	99,841	0.27
現金・預金・その他資産（負債控除後）	—	1,905,220	5.19
合計（純資産総額）		36,673,461	100.00

U S バンクローンファンド・為替ヘッジなし（年 2 回決算型）

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
投資信託受益証券	ケイマン諸島	127,909,851	94.08
親投資信託受益証券	日本	998,408	0.73
現金・預金・その他資産（負債控除後）	—	7,044,060	5.18
合計（純資産総額）		135,952,319	100.00

(参考) 野村マネーマーケット マザーファンド

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
特殊債券	日本	28,052,841	60.19
現金・預金・その他資産（負債控除後）	—	18,551,287	39.80
合計（純資産総額）		46,604,128	100.00

(2)【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

USバンクローンファンド・為替ヘッジあり（毎月分配型）

順位	国／地域	種類	銘柄名	数量	簿価単価(円)	簿価金額(円)	評価単価(円)	評価金額(円)	投資比率(%)
1	ケイマン諸島	投資信託受益証券	ノムラ・グローバル・マネージャー・セレクトーバンクローン・ファンドー日本円為替ヘッジクラス	33,917	5,866	198,957,122	5,876	199,296,292	94.27
2	日本	親投資信託受益証券	野村マネーマーケット マザーファンド	995,521	1.0029	998,408	1.0029	998,408	0.47

種類別及び業種別投資比率

種類	投資比率(%)
投資信託受益証券	94.27
親投資信託受益証券	0.47
合 計	94.74

USバンクローンファンド・為替ヘッジなし（毎月分配型）

順位	国／地域	種類	銘柄名	数量	簿価単価(円)	簿価金額(円)	評価単価(円)	評価金額(円)	投資比率(%)
1	ケイマン諸島	投資信託受益証券	ノムラ・グローバル・マネージャー・セレクトーバンクローン・ファンドー日本円クラス	140,113	9,061	1,269,563,893	9,287	1,301,229,431	93.47
2	日本	親投資信託受益証券	野村マネーマーケット マザーファンド	995,521	1.0029	998,408	1.0029	998,408	0.07

種類別及び業種別投資比率

種類	投資比率(%)
投資信託受益証券	93.47
親投資信託受益証券	0.07
合 計	93.54

USバンクローンファンド・為替ヘッジあり（年2回決算型）

順位	国／地域	種類	銘柄名	数量	簿価単価(円)	簿価金額(円)	評価単価(円)	評価金額(円)	投資比率(%)
1	ケイマン諸島	投資信託受益証券	ノムラ・グローバル・マネージャー・セレクトーバンクローン・ファンドー日本円為替ヘッジクラス	5,900	5,836	34,434,005	5,876	34,668,400	94.53
2	日本	親投資信託受益証券	野村マネーマーケット マザーファンド	99,553	1.0029	99,841	1.0029	99,841	0.27

種類別及び業種別投資比率

種類	投資比率(%)
投資信託受益証券	94.53
親投資信託受益証券	0.27
合 計	94.80

USバンクローンファンド・為替ヘッジなし（年2回決算型）

順位	国／地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	ケイマン 諸島	投資信託受 益証券	ノムラ・グローバル・マネージャ ー・セレクトーバンクローン・フ ァンドー日本円クラス	13,773	8,758	120,623,934	9,287	127,909,851	94.08
2	日本	親投資信託 受益証券	野村マネーマーケット マザーフ ァンド	995,521	1.0029	998,408	1.0029	998,408	0.73

種類別及び業種別投資比率

種類	投資比率 (%)
投資信託受益証券	94.08
親投資信託受益証券	0.73
合 計	94.81

(参考) 野村マネーマーケット マザーファンド

順位	国／地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	利率 (%)	償還期限	投資 比率 (%)
1	日本	特殊債券	日本政策金融公 庫債券 政府保 証第26回	11,000,000	100.05	11,006,105	100.05	11,006,105	0.911	2023/7/19	23.61
2	日本	特殊債券	日本高速道路保 有・債務返済機 構債券 政府保 証第207回	10,000,000	100.35	10,035,996	100.35	10,035,996	0.693	2023/12/28	21.53
3	日本	特殊債券	日本高速道路保 有・債務返済機 構債券 政府保 証第197回	7,000,000	100.15	7,010,740	100.15	7,010,740	0.835	2023/8/31	15.04

種類別及び業種別投資比率

種類	投資比率 (%)
特殊債券	60.19
合 計	60.19

②【投資不動産物件】

USバンクローンファンド・為替ヘッジあり（毎月分配型）

該当事項はありません。

USバンクローンファンド・為替ヘッジなし（毎月分配型）

該当事項はありません。

USバンクローンファンド・為替ヘッジあり（年2回決算型）

該当事項はありません。

USバンクローンファンド・為替ヘッジなし（年2回決算型）

該当事項はありません。

(参考) 野村マネーマーケット マザーファンド

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

U Sバンクローンファンド・為替ヘッジあり（毎月分配型）

該当事項はありません。

U Sバンクローンファンド・為替ヘッジなし（毎月分配型）

該当事項はありません。

U Sバンクローンファンド・為替ヘッジあり（年2回決算型）

該当事項はありません。

U Sバンクローンファンド・為替ヘッジなし（年2回決算型）

該当事項はありません。

（参考）野村マネーマーケット マザーファンド

該当事項はありません。

（3）【運用実績】

①【純資産の推移】

U Sバンクローンファンド・為替ヘッジあり（毎月分配型）

2023年6月末日及び同日前1年以内における各月末並びに下記特定期間末の純資産の推移は次の通りです。

		純資産総額（百万円）		1口当たり純資産額（円）	
		（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第1特定期間	（2014年5月19日）	198	198	1.0020	1.0020
第2特定期間	（2014年11月19日）	913	916	0.9789	0.9824
第3特定期間	（2015年5月19日）	756	759	0.9722	0.9757
第4特定期間	（2015年11月19日）	525	527	0.9203	0.9238
第5特定期間	（2016年5月19日）	465	467	0.9010	0.9045
第6特定期間	（2016年11月21日）	488	490	0.8977	0.9012
第7特定期間	（2017年5月19日）	1,032	1,036	0.8888	0.8923
第8特定期間	（2017年11月20日）	876	878	0.8715	0.8735
第9特定期間	（2018年5月21日）	752	754	0.8666	0.8686
第10特定期間	（2018年11月19日）	660	661	0.8540	0.8550
第11特定期間	（2019年5月20日）	524	525	0.8484	0.8494
第12特定期間	（2019年11月19日）	492	492	0.8373	0.8383
第13特定期間	（2020年5月19日）	340	341	0.7600	0.7610

第 14 特定期間	(2020 年 11 月 19 日)	344	345	0.8021	0.8031
第 15 特定期間	(2021 年 5 月 19 日)	311	312	0.8109	0.8119
第 16 特定期間	(2021 年 11 月 19 日)	282	283	0.8066	0.8076
第 17 特定期間	(2022 年 5 月 19 日)	238	239	0.7614	0.7624
第 18 特定期間	(2022 年 11 月 21 日)	220	220	0.7320	0.7330
第 19 特定期間	(2023 年 5 月 19 日)	213	214	0.7231	0.7241
	2022 年 6 月末日	222	—	0.7390	—
	7 月末日	223	—	0.7447	—
	8 月末日	226	—	0.7517	—
	9 月末日	224	—	0.7252	—
	10 月末日	218	—	0.7257	—
	11 月末日	220	—	0.7317	—
	12 月末日	219	—	0.7290	—
	2023 年 1 月末日	223	—	0.7409	—
	2 月末日	222	—	0.7377	—
	3 月末日	216	—	0.7323	—
	4 月末日	216	—	0.7330	—
	5 月末日	212	—	0.7196	—
	6 月末日	211	—	0.7280	—

USバンクローンファンド・為替ヘッジなし（毎月分配型）

2023 年 6 月末日及び同日前 1 年以内における各月末並びに下記特定期間末の純資産の推移は次の通りです。

		純資産総額（百万円）		1 口当たり純資産額（円）	
		（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第 1 特定期間	(2014 年 5 月 19 日)	730	730	0.9956	0.9956
第 2 特定期間	(2014 年 11 月 19 日)	4,475	4,489	1.1179	1.1214
第 3 特定期間	(2015 年 5 月 19 日)	6,687	6,708	1.0918	1.0953
第 4 特定期間	(2015 年 11 月 19 日)	8,379	8,406	1.0724	1.0759
第 5 特定期間	(2016 年 5 月 19 日)	7,152	7,178	0.9412	0.9447
第 6 特定期間	(2016 年 11 月 21 日)	6,214	6,237	0.9516	0.9551
第 7 特定期間	(2017 年 5 月 19 日)	6,642	6,666	0.9535	0.9570
第 8 特定期間	(2017 年 11 月 20 日)	6,046	6,068	0.9461	0.9496
第 9 特定期間	(2018 年 5 月 21 日)	5,137	5,156	0.9282	0.9317
第 10 特定期間	(2018 年 11 月 19 日)	3,964	3,974	0.9309	0.9334
第 11 特定期間	(2019 年 5 月 20 日)	3,331	3,340	0.9070	0.9095
第 12 特定期間	(2019 年 11 月 19 日)	2,903	2,911	0.8886	0.8911
第 13 特定期間	(2020 年 5 月 19 日)	2,351	2,358	0.8003	0.8028
第 14 特定期間	(2020 年 11 月 19 日)	2,145	2,151	0.8130	0.8155

第 15 特定期間	(2021 年 5 月 19 日)	1,963	1,968	0.8565	0.8590
第 16 特定期間	(2021 年 11 月 19 日)	1,680	1,685	0.8850	0.8875
第 17 特定期間	(2022 年 5 月 19 日)	1,518	1,522	0.9290	0.9315
第 18 特定期間	(2022 年 11 月 21 日)	1,445	1,449	0.9783	0.9808
第 19 特定期間	(2023 年 5 月 19 日)	1,348	1,351	0.9732	0.9757
	2022 年 6 月末日	1,522	—	0.9581	—
	7 月末日	1,503	—	0.9522	—
	8 月末日	1,524	—	0.9907	—
	9 月末日	1,491	—	0.9960	—
	10 月末日	1,515	—	1.0190	—
	11 月末日	1,426	—	0.9674	—
	12 月末日	1,359	—	0.9335	—
	2023 年 1 月末日	1,342	—	0.9325	—
	2 月末日	1,391	—	0.9700	—
	3 月末日	1,322	—	0.9420	—
	4 月末日	1,327	—	0.9549	—
	5 月末日	1,346	—	0.9791	—
	6 月末日	1,392	—	1.0283	—

US バンクローンファンド・為替ヘッジあり（年 2 回決算型）

2023 年 6 月末日及び同日前 1 年以内における各月末並びに下記決算期末の純資産の推移は次の通りです。

		純資産総額（百万円）		1 口当たり純資産額(円)	
		(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第 1 計算期間	(2014 年 5 月 19 日)	21	21	1.0025	1.0025
第 2 計算期間	(2014 年 11 月 19 日)	285	285	1.0019	1.0019
第 3 計算期間	(2015 年 5 月 19 日)	112	112	1.0174	1.0174
第 4 計算期間	(2015 年 11 月 19 日)	87	87	0.9853	0.9853
第 5 計算期間	(2016 年 5 月 19 日)	86	86	0.9875	0.9875
第 6 計算期間	(2016 年 11 月 21 日)	71	71	1.0074	1.0074
第 7 計算期間	(2017 年 5 月 19 日)	198	198	1.0215	1.0220
第 8 計算期間	(2017 年 11 月 20 日)	100	100	1.0205	1.0205
第 9 計算期間	(2018 年 5 月 21 日)	64	64	1.0279	1.0289
第 10 計算期間	(2018 年 11 月 19 日)	60	60	1.0215	1.0225
第 11 計算期間	(2019 年 5 月 20 日)	75	75	1.0217	1.0222
第 12 計算期間	(2019 年 11 月 19 日)	73	73	1.0158	1.0158
第 13 計算期間	(2020 年 5 月 19 日)	65	65	0.9285	0.9285
第 14 計算期間	(2020 年 11 月 19 日)	69	69	0.9877	0.9877
第 15 計算期間	(2021 年 5 月 19 日)	68	68	1.0059	1.0059

第 16 計算期間	(2021 年 11 月 19 日)	58	58	1.0084	1.0084
第 17 計算期間	(2022 年 5 月 19 日)	40	40	0.9591	0.9591
第 18 計算期間	(2022 年 11 月 21 日)	36	36	0.9294	0.9294
第 19 計算期間	(2023 年 5 月 19 日)	36	36	0.9257	0.9257
	2022 年 6 月末日	39	—	0.9322	—
	7 月末日	38	—	0.9407	—
	8 月末日	37	—	0.9508	—
	9 月末日	36	—	0.9184	—
	10 月末日	36	—	0.9202	—
	11 月末日	36	—	0.9290	—
	12 月末日	36	—	0.9269	—
	2023 年 1 月末日	37	—	0.9433	—
	2 月末日	36	—	0.9406	—
	3 月末日	36	—	0.9350	—
	4 月末日	36	—	0.9372	—
	5 月末日	36	—	0.9214	—
	6 月末日	36	—	0.9335	—

US バンクローンファンド・為替ヘッジなし（年 2 回決算型）

2023 年 6 月末日及び同日前 1 年以内における各月末並びに下記決算期末の純資産の推移は次の通りです。

		純資産総額（百万円）		1 口当たり純資産額（円）	
		（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第 1 計算期間	(2014 年 5 月 19 日)	198	198	0.9969	0.9969
第 2 計算期間	(2014 年 11 月 19 日)	960	960	1.1415	1.1425
第 3 計算期間	(2015 年 5 月 19 日)	1,018	1,018	1.1895	1.1905
第 4 計算期間	(2015 年 11 月 19 日)	1,209	1,211	1.1906	1.1916
第 5 計算期間	(2016 年 5 月 19 日)	1,141	1,141	1.0663	1.0668
第 6 計算期間	(2016 年 11 月 21 日)	1,018	1,019	1.1031	1.1036
第 7 計算期間	(2017 年 5 月 19 日)	1,012	1,013	1.1277	1.1287
第 8 計算期間	(2017 年 11 月 20 日)	895	896	1.1429	1.1439
第 9 計算期間	(2018 年 5 月 21 日)	814	814	1.1462	1.1472
第 10 計算期間	(2018 年 11 月 19 日)	602	603	1.1701	1.1711
第 11 計算期間	(2019 年 5 月 20 日)	513	514	1.1580	1.1590
第 12 計算期間	(2019 年 11 月 19 日)	479	480	1.1532	1.1542
第 13 計算期間	(2020 年 5 月 19 日)	351	351	1.0563	1.0568
第 14 計算期間	(2020 年 11 月 19 日)	322	322	1.0923	1.0928
第 15 計算期間	(2021 年 5 月 19 日)	235	235	1.1701	1.1711
第 16 計算期間	(2021 年 11 月 19 日)	180	180	1.2288	1.2298

第 17 計算期間	(2022 年 5 月 19 日)	148	148	1. 3104	1. 3114
第 18 計算期間	(2022 年 11 月 21 日)	135	135	1. 3995	1. 4005
第 19 計算期間	(2023 年 5 月 19 日)	131	131	1. 4135	1. 4145
	2022 年 6 月末日	152	—	1. 3544	—
	7 月末日	142	—	1. 3496	—
	8 月末日	146	—	1. 4075	—
	9 月末日	142	—	1. 4184	—
	10 月末日	144	—	1. 4546	—
	11 月末日	131	—	1. 3840	—
	12 月末日	127	—	1. 3395	—
	2023 年 1 月末日	127	—	1. 3417	—
	2 月末日	132	—	1. 3989	—
	3 月末日	127	—	1. 3623	—
	4 月末日	128	—	1. 3845	—
	5 月末日	130	—	1. 4219	—
	6 月末日	135	—	1. 4963	—

②【分配の推移】

USバンクローンファンド・為替ヘッジあり（毎月分配型）

	計算期間	1 口当たりの分配金
第 1 特定期間	2014 年 5 月 13 日～2014 年 5 月 19 日	0. 0000 円
第 2 特定期間	2014 年 5 月 20 日～2014 年 11 月 19 日	0. 0210 円
第 3 特定期間	2014 年 11 月 20 日～2015 年 5 月 19 日	0. 0210 円
第 4 特定期間	2015 年 5 月 20 日～2015 年 11 月 19 日	0. 0210 円
第 5 特定期間	2015 年 11 月 20 日～2016 年 5 月 19 日	0. 0210 円
第 6 特定期間	2016 年 5 月 20 日～2016 年 11 月 21 日	0. 0210 円
第 7 特定期間	2016 年 11 月 22 日～2017 年 5 月 19 日	0. 0210 円
第 8 特定期間	2017 年 5 月 20 日～2017 年 11 月 20 日	0. 0150 円
第 9 特定期間	2017 年 11 月 21 日～2018 年 5 月 21 日	0. 0120 円
第 10 特定期間	2018 年 5 月 22 日～2018 年 11 月 19 日	0. 0080 円
第 11 特定期間	2018 年 11 月 20 日～2019 年 5 月 20 日	0. 0060 円
第 12 特定期間	2019 年 5 月 21 日～2019 年 11 月 19 日	0. 0060 円
第 13 特定期間	2019 年 11 月 20 日～2020 年 5 月 19 日	0. 0060 円
第 14 特定期間	2020 年 5 月 20 日～2020 年 11 月 19 日	0. 0060 円
第 15 特定期間	2020 年 11 月 20 日～2021 年 5 月 19 日	0. 0060 円
第 16 特定期間	2021 年 5 月 20 日～2021 年 11 月 19 日	0. 0060 円
第 17 特定期間	2021 年 11 月 20 日～2022 年 5 月 19 日	0. 0060 円

第 18 特定期間	2022 年 5 月 20 日～2022 年 11 月 21 日	0.0060 円
第 19 特定期間	2022 年 11 月 22 日～2023 年 5 月 19 日	0.0060 円

※各特定期間中の分配金単価の合計を表示しております。

U S バンクローンファンド・為替ヘッジなし（毎月分配型）

	計算期間	1 口当たりの分配金
第 1 特定期間	2014 年 5 月 13 日～2014 年 5 月 19 日	0.0000 円
第 2 特定期間	2014 年 5 月 20 日～2014 年 11 月 19 日	0.0210 円
第 3 特定期間	2014 年 11 月 20 日～2015 年 5 月 19 日	0.0710 円
第 4 特定期間	2015 年 5 月 20 日～2015 年 11 月 19 日	0.0210 円
第 5 特定期間	2015 年 11 月 20 日～2016 年 5 月 19 日	0.0210 円
第 6 特定期間	2016 年 5 月 20 日～2016 年 11 月 21 日	0.0210 円
第 7 特定期間	2016 年 11 月 22 日～2017 年 5 月 19 日	0.0210 円
第 8 特定期間	2017 年 5 月 20 日～2017 年 11 月 20 日	0.0210 円
第 9 特定期間	2017 年 11 月 21 日～2018 年 5 月 21 日	0.0210 円
第 10 特定期間	2018 年 5 月 22 日～2018 年 11 月 19 日	0.0170 円
第 11 特定期間	2018 年 11 月 20 日～2019 年 5 月 20 日	0.0150 円
第 12 特定期間	2019 年 5 月 21 日～2019 年 11 月 19 日	0.0150 円
第 13 特定期間	2019 年 11 月 20 日～2020 年 5 月 19 日	0.0150 円
第 14 特定期間	2020 年 5 月 20 日～2020 年 11 月 19 日	0.0150 円
第 15 特定期間	2020 年 11 月 20 日～2021 年 5 月 19 日	0.0150 円
第 16 特定期間	2021 年 5 月 20 日～2021 年 11 月 19 日	0.0150 円
第 17 特定期間	2021 年 11 月 20 日～2022 年 5 月 19 日	0.0150 円
第 18 特定期間	2022 年 5 月 20 日～2022 年 11 月 21 日	0.0150 円
第 19 特定期間	2022 年 11 月 22 日～2023 年 5 月 19 日	0.0150 円

※各特定期間中の分配金単価の合計を表示しております。

U S バンクローンファンド・為替ヘッジあり（年 2 回決算型）

	計算期間	1 口当たりの分配金
第 1 計算期間	2014 年 5 月 13 日～2014 年 5 月 19 日	0.0000 円
第 2 計算期間	2014 年 5 月 20 日～2014 年 11 月 19 日	0.0000 円
第 3 計算期間	2014 年 11 月 20 日～2015 年 5 月 19 日	0.0000 円
第 4 計算期間	2015 年 5 月 20 日～2015 年 11 月 19 日	0.0000 円
第 5 計算期間	2015 年 11 月 20 日～2016 年 5 月 19 日	0.0000 円
第 6 計算期間	2016 年 5 月 20 日～2016 年 11 月 21 日	0.0000 円
第 7 計算期間	2016 年 11 月 22 日～2017 年 5 月 19 日	0.0005 円
第 8 計算期間	2017 年 5 月 20 日～2017 年 11 月 20 日	0.0000 円
第 9 計算期間	2017 年 11 月 21 日～2018 年 5 月 21 日	0.0010 円
第 10 計算期間	2018 年 5 月 22 日～2018 年 11 月 19 日	0.0010 円

第 11 計算期間	2018 年 11 月 20 日～2019 年 5 月 20 日	0.0005 円
第 12 計算期間	2019 年 5 月 21 日～2019 年 11 月 19 日	0.0000 円
第 13 計算期間	2019 年 11 月 20 日～2020 年 5 月 19 日	0.0000 円
第 14 計算期間	2020 年 5 月 20 日～2020 年 11 月 19 日	0.0000 円
第 15 計算期間	2020 年 11 月 20 日～2021 年 5 月 19 日	0.0000 円
第 16 計算期間	2021 年 5 月 20 日～2021 年 11 月 19 日	0.0000 円
第 17 計算期間	2021 年 11 月 20 日～2022 年 5 月 19 日	0.0000 円
第 18 計算期間	2022 年 5 月 20 日～2022 年 11 月 21 日	0.0000 円
第 19 計算期間	2022 年 11 月 22 日～2023 年 5 月 19 日	0.0000 円

USバンクローンファンド・為替ヘッジなし（年2回決算型）

	計算期間	1口当たりの分配金
第 1 計算期間	2014 年 5 月 13 日～2014 年 5 月 19 日	0.0000 円
第 2 計算期間	2014 年 5 月 20 日～2014 年 11 月 19 日	0.0010 円
第 3 計算期間	2014 年 11 月 20 日～2015 年 5 月 19 日	0.0010 円
第 4 計算期間	2015 年 5 月 20 日～2015 年 11 月 19 日	0.0010 円
第 5 計算期間	2015 年 11 月 20 日～2016 年 5 月 19 日	0.0005 円
第 6 計算期間	2016 年 5 月 20 日～2016 年 11 月 21 日	0.0005 円
第 7 計算期間	2016 年 11 月 22 日～2017 年 5 月 19 日	0.0010 円
第 8 計算期間	2017 年 5 月 20 日～2017 年 11 月 20 日	0.0010 円
第 9 計算期間	2017 年 11 月 21 日～2018 年 5 月 21 日	0.0010 円
第 10 計算期間	2018 年 5 月 22 日～2018 年 11 月 19 日	0.0010 円
第 11 計算期間	2018 年 11 月 20 日～2019 年 5 月 20 日	0.0010 円
第 12 計算期間	2019 年 5 月 21 日～2019 年 11 月 19 日	0.0010 円
第 13 計算期間	2019 年 11 月 20 日～2020 年 5 月 19 日	0.0005 円
第 14 計算期間	2020 年 5 月 20 日～2020 年 11 月 19 日	0.0005 円
第 15 計算期間	2020 年 11 月 20 日～2021 年 5 月 19 日	0.0010 円
第 16 計算期間	2021 年 5 月 20 日～2021 年 11 月 19 日	0.0010 円
第 17 計算期間	2021 年 11 月 20 日～2022 年 5 月 19 日	0.0010 円
第 18 計算期間	2022 年 5 月 20 日～2022 年 11 月 21 日	0.0010 円
第 19 計算期間	2022 年 11 月 22 日～2023 年 5 月 19 日	0.0010 円

③【収益率の推移】

USバンクローンファンド・為替ヘッジあり（毎月分配型）

	計算期間	収益率
第 1 特定期間	2014 年 5 月 13 日～2014 年 5 月 19 日	0.2%
第 2 特定期間	2014 年 5 月 20 日～2014 年 11 月 19 日	△0.2%
第 3 特定期間	2014 年 11 月 20 日～2015 年 5 月 19 日	1.5%
第 4 特定期間	2015 年 5 月 20 日～2015 年 11 月 19 日	△3.2%

第 5 特定期間	2015 年 11 月 20 日～2016 年 5 月 19 日	0.2%
第 6 特定期間	2016 年 5 月 20 日～2016 年 11 月 21 日	2.0%
第 7 特定期間	2016 年 11 月 22 日～2017 年 5 月 19 日	1.3%
第 8 特定期間	2017 年 5 月 20 日～2017 年 11 月 20 日	△0.3%
第 9 特定期間	2017 年 11 月 21 日～2018 年 5 月 21 日	0.8%
第 10 特定期間	2018 年 5 月 22 日～2018 年 11 月 19 日	△0.5%
第 11 特定期間	2018 年 11 月 20 日～2019 年 5 月 20 日	0.0%
第 12 特定期間	2019 年 5 月 21 日～2019 年 11 月 19 日	△0.6%
第 13 特定期間	2019 年 11 月 20 日～2020 年 5 月 19 日	△8.5%
第 14 特定期間	2020 年 5 月 20 日～2020 年 11 月 19 日	6.3%
第 15 特定期間	2020 年 11 月 20 日～2021 年 5 月 19 日	1.8%
第 16 特定期間	2021 年 5 月 20 日～2021 年 11 月 19 日	0.2%
第 17 特定期間	2021 年 11 月 20 日～2022 年 5 月 19 日	△4.9%
第 18 特定期間	2022 年 5 月 20 日～2022 年 11 月 21 日	△3.1%
第 19 特定期間	2022 年 11 月 22 日～2023 年 5 月 19 日	△0.4%

※各特定期間中の分配金単価の合計を加算して算出しております。

※各特定期間の収益率は、特定期間末の基準価額（期間中の分配金を加算した額）から当該特定期間の直前の特定期間末の基準価額（分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に 100 を乗じて得た数を記載しております。なお、小数点以下 2 桁目を四捨五入し、小数点以下 1 桁目まで表示しております。

US バンクローンファンド・為替ヘッジなし（毎月分配型）

	計算期間	収益率
第 1 特定期間	2014 年 5 月 13 日～2014 年 5 月 19 日	△0.4%
第 2 特定期間	2014 年 5 月 20 日～2014 年 11 月 19 日	14.4%
第 3 特定期間	2014 年 11 月 20 日～2015 年 5 月 19 日	4.0%
第 4 特定期間	2015 年 5 月 20 日～2015 年 11 月 19 日	0.1%
第 5 特定期間	2015 年 11 月 20 日～2016 年 5 月 19 日	△10.3%
第 6 特定期間	2016 年 5 月 20 日～2016 年 11 月 21 日	3.3%
第 7 特定期間	2016 年 11 月 22 日～2017 年 5 月 19 日	2.4%
第 8 特定期間	2017 年 5 月 20 日～2017 年 11 月 20 日	1.4%
第 9 特定期間	2017 年 11 月 21 日～2018 年 5 月 21 日	0.3%
第 10 特定期間	2018 年 5 月 22 日～2018 年 11 月 19 日	2.1%
第 11 特定期間	2018 年 11 月 20 日～2019 年 5 月 20 日	△1.0%
第 12 特定期間	2019 年 5 月 21 日～2019 年 11 月 19 日	△0.4%
第 13 特定期間	2019 年 11 月 20 日～2020 年 5 月 19 日	△8.2%
第 14 特定期間	2020 年 5 月 20 日～2020 年 11 月 19 日	3.5%
第 15 特定期間	2020 年 11 月 20 日～2021 年 5 月 19 日	7.2%
第 16 特定期間	2021 年 5 月 20 日～2021 年 11 月 19 日	5.1%
第 17 特定期間	2021 年 11 月 20 日～2022 年 5 月 19 日	6.7%
第 18 特定期間	2022 年 5 月 20 日～2022 年 11 月 21 日	6.9%

第 19 特定期間	2022 年 11 月 22 日～2023 年 5 月 19 日	1.0%
-----------	----------------------------------	------

※各特定期間中の分配金単価の合計を加算して算出しております。

※各特定期間の収益率は、特定期間末の基準価額（期間中の分配金を加算した額）から当該特定期間の直前の特定期間末の基準価額（分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に 100 を乗じて得た数を記載しております。なお、小数点以下 2 桁目を四捨五入し、小数点以下 1 桁目まで表示しております。

USバンクローンファンド・為替ヘッジあり（年 2 回決算型）

	計算期間	収益率
第 1 計算期間	2014 年 5 月 13 日～2014 年 5 月 19 日	0.3%
第 2 計算期間	2014 年 5 月 20 日～2014 年 11 月 19 日	△0.1%
第 3 計算期間	2014 年 11 月 20 日～2015 年 5 月 19 日	1.5%
第 4 計算期間	2015 年 5 月 20 日～2015 年 11 月 19 日	△3.2%
第 5 計算期間	2015 年 11 月 20 日～2016 年 5 月 19 日	0.2%
第 6 計算期間	2016 年 5 月 20 日～2016 年 11 月 21 日	2.0%
第 7 計算期間	2016 年 11 月 22 日～2017 年 5 月 19 日	1.4%
第 8 計算期間	2017 年 5 月 20 日～2017 年 11 月 20 日	△0.1%
第 9 計算期間	2017 年 11 月 21 日～2018 年 5 月 21 日	0.8%
第 10 計算期間	2018 年 5 月 22 日～2018 年 11 月 19 日	△0.5%
第 11 計算期間	2018 年 11 月 20 日～2019 年 5 月 20 日	0.1%
第 12 計算期間	2019 年 5 月 21 日～2019 年 11 月 19 日	△0.6%
第 13 計算期間	2019 年 11 月 20 日～2020 年 5 月 19 日	△8.6%
第 14 計算期間	2020 年 5 月 20 日～2020 年 11 月 19 日	6.4%
第 15 計算期間	2020 年 11 月 20 日～2021 年 5 月 19 日	1.8%
第 16 計算期間	2021 年 5 月 20 日～2021 年 11 月 19 日	0.2%
第 17 計算期間	2021 年 11 月 20 日～2022 年 5 月 19 日	△4.9%
第 18 計算期間	2022 年 5 月 20 日～2022 年 11 月 21 日	△3.1%
第 19 計算期間	2022 年 11 月 22 日～2023 年 5 月 19 日	△0.4%

※各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に 100 を乗じて得た数を記載しております。なお、小数点以下 2 桁目を四捨五入し、小数点以下 1 桁目まで表示しております。

USバンクローンファンド・為替ヘッジなし（年 2 回決算型）

	計算期間	収益率
第 1 計算期間	2014 年 5 月 13 日～2014 年 5 月 19 日	△0.3%
第 2 計算期間	2014 年 5 月 20 日～2014 年 11 月 19 日	14.6%
第 3 計算期間	2014 年 11 月 20 日～2015 年 5 月 19 日	4.3%
第 4 計算期間	2015 年 5 月 20 日～2015 年 11 月 19 日	0.2%
第 5 計算期間	2015 年 11 月 20 日～2016 年 5 月 19 日	△10.4%
第 6 計算期間	2016 年 5 月 20 日～2016 年 11 月 21 日	3.5%
第 7 計算期間	2016 年 11 月 22 日～2017 年 5 月 19 日	2.3%
第 8 計算期間	2017 年 5 月 20 日～2017 年 11 月 20 日	1.4%

第9計算期間	2017年11月21日～2018年5月21日	0.4%
第10計算期間	2018年5月22日～2018年11月19日	2.2%
第11計算期間	2018年11月20日～2019年5月20日	△0.9%
第12計算期間	2019年5月21日～2019年11月19日	△0.3%
第13計算期間	2019年11月20日～2020年5月19日	△8.4%
第14計算期間	2020年5月20日～2020年11月19日	3.5%
第15計算期間	2020年11月20日～2021年5月19日	7.2%
第16計算期間	2021年5月20日～2021年11月19日	5.1%
第17計算期間	2021年11月20日～2022年5月19日	6.7%
第18計算期間	2022年5月20日～2022年11月21日	6.9%
第19計算期間	2022年11月22日～2023年5月19日	1.1%

※各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配額の額。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数を記載しております。なお、小数点以下2桁目を四捨五入し、小数点以下1桁目まで表示しております。

（４）【設定及び解約の実績】

ＵＳバンクローンファンド・為替ヘッジあり（毎月分配型）

	計算期間	設定口数	解約口数	発行済み口数
第1特定期間	2014年5月13日～2014年5月19日	198,242,403	—	198,242,403
第2特定期間	2014年5月20日～2014年11月19日	833,666,899	98,859,157	933,050,145
第3特定期間	2014年11月20日～2015年5月19日	174,480,698	329,586,978	777,943,865
第4特定期間	2015年5月20日～2015年11月19日	37,781,214	244,988,597	570,736,482
第5特定期間	2015年11月20日～2016年5月19日	158,035,019	212,247,403	516,524,098
第6特定期間	2016年5月20日～2016年11月21日	152,263,279	124,924,267	543,863,110
第7特定期間	2016年11月22日～2017年5月19日	795,085,969	177,530,700	1,161,418,379
第8特定期間	2017年5月20日～2017年11月20日	99,802,621	255,502,709	1,005,718,291
第9特定期間	2017年11月21日～2018年5月21日	3,956,728	140,907,006	868,768,013
第10特定期間	2018年5月22日～2018年11月19日	5,062,143	100,520,868	773,309,288
第11特定期間	2018年11月20日～2019年5月20日	1,632,804	156,362,801	618,579,291
第12特定期間	2019年5月21日～2019年11月19日	37,103,416	67,887,274	587,795,433
第13特定期間	2019年11月20日～2020年5月19日	1,790,600	141,184,379	448,401,654
第14特定期間	2020年5月20日～2020年11月19日	1,150,969	19,706,766	429,845,857
第15特定期間	2020年11月20日～2021年5月19日	961,296	46,379,238	384,427,915
第16特定期間	2021年5月20日～2021年11月19日	1,004,485	34,864,103	350,568,297
第17特定期間	2021年11月20日～2022年5月19日	895,838	37,864,241	313,599,894
第18特定期間	2022年5月20日～2022年11月21日	11,559,215	24,476,138	300,682,971
第19特定期間	2022年11月22日～2023年5月19日	1,464,449	6,525,778	295,621,642

※本邦外における設定及び解約の実績はありません。

ＵＳバンクローンファンド・為替ヘッジなし（毎月分配型）

	計算期間	設定口数	解約口数	発行済み口数
第1特定期間	2014年5月13日～2014年5月19日	734,070,750	—	734,070,750
第2特定期間	2014年5月20日～2014年11月19日	3,775,260,205	505,726,395	4,003,604,560
第3特定期間	2014年11月20日～2015年5月19日	3,277,997,393	1,156,466,722	6,125,135,231
第4特定期間	2015年5月20日～2015年11月19日	3,049,846,499	1,361,537,920	7,813,443,810
第5特定期間	2015年11月20日～2016年5月19日	812,549,014	1,026,703,433	7,599,289,391
第6特定期間	2016年5月20日～2016年11月21日	181,219,842	1,249,925,951	6,530,583,282
第7特定期間	2016年11月22日～2017年5月19日	1,416,655,800	980,904,063	6,966,335,019
第8特定期間	2017年5月20日～2017年11月20日	608,885,287	1,184,362,613	6,390,857,693
第9特定期間	2017年11月21日～2018年5月21日	164,482,655	1,020,086,962	5,535,253,386
第10特定期間	2018年5月22日～2018年11月19日	69,402,252	1,346,320,861	4,258,334,777
第11特定期間	2018年11月20日～2019年5月20日	25,037,065	610,465,748	3,672,906,094
第12特定期間	2019年5月21日～2019年11月19日	23,080,088	428,490,083	3,267,496,099
第13特定期間	2019年11月20日～2020年5月19日	17,798,307	347,117,734	2,938,176,672
第14特定期間	2020年5月20日～2020年11月19日	17,708,059	317,284,035	2,638,600,696
第15特定期間	2020年11月20日～2021年5月19日	17,787,468	364,407,139	2,291,981,025
第16特定期間	2021年5月20日～2021年11月19日	17,127,744	410,285,663	1,898,823,106
第17特定期間	2021年11月20日～2022年5月19日	17,179,984	281,497,328	1,634,505,762
第18特定期間	2022年5月20日～2022年11月21日	7,295,397	164,061,473	1,477,739,686
第19特定期間	2022年11月22日～2023年5月19日	6,034,915	98,664,156	1,385,110,445

※本邦外における設定及び解約の実績はありません。

USバンクローンファンド・為替ヘッジあり（年2回決算型）

	計算期間	設定口数	解約口数	発行済み口数
第1計算期間	2014年5月13日～2014年5月19日	21,143,476	—	21,143,476
第2計算期間	2014年5月20日～2014年11月19日	284,818,221	20,736,634	285,225,063
第3計算期間	2014年11月20日～2015年5月19日	21,068,251	195,277,544	111,015,770
第4計算期間	2015年5月20日～2015年11月19日	4,091,449	26,789,069	88,318,150
第5計算期間	2015年11月20日～2016年5月19日	538,752	1,043,670	87,813,232
第6計算期間	2016年5月20日～2016年11月21日	26,829,396	43,888,145	70,754,483
第7計算期間	2016年11月22日～2017年5月19日	125,840,243	1,985,866	194,608,860
第8計算期間	2017年5月20日～2017年11月20日	1,871,092	97,905,157	98,574,795
第9計算期間	2017年11月21日～2018年5月21日	1,458,720	37,311,766	62,721,749
第10計算期間	2018年5月22日～2018年11月19日	2,974,154	6,121,139	59,574,764
第11計算期間	2018年11月20日～2019年5月20日	19,173,817	4,815,573	73,933,008
第12計算期間	2019年5月21日～2019年11月19日	54,990	1,788,843	72,199,155
第13計算期間	2019年11月20日～2020年5月19日	10,199	1,186,223	71,023,131
第14計算期間	2020年5月20日～2020年11月19日	16,558	993,147	70,046,542
第15計算期間	2020年11月20日～2021年5月19日	5,836	2,047,557	68,004,821

第 16 計算期間	2021 年 5 月 20 日～2021 年 11 月 19 日	5,823	10,278,008	57,732,636
第 17 計算期間	2021 年 11 月 20 日～2022 年 5 月 19 日	5,925	15,838,747	41,899,814
第 18 計算期間	2022 年 5 月 20 日～2022 年 11 月 21 日	68,547	2,721,738	39,246,623
第 19 計算期間	2022 年 11 月 22 日～2023 年 5 月 19 日	37,738	—	39,284,361

※本邦外における設定及び解約の実績はありません。

USバンクローンファンド・為替ヘッジなし（年 2 回決算型）

	計算期間	設定口数	解約口数	発行済み口数
第 1 計算期間	2014 年 5 月 13 日～2014 年 5 月 19 日	198,722,238	—	198,722,238
第 2 計算期間	2014 年 5 月 20 日～2014 年 11 月 19 日	705,029,498	62,600,487	841,151,249
第 3 計算期間	2014 年 11 月 20 日～2015 年 5 月 19 日	286,854,194	272,160,918	855,844,525
第 4 計算期間	2015 年 5 月 20 日～2015 年 11 月 19 日	432,627,685	272,175,281	1,016,296,929
第 5 計算期間	2015 年 11 月 20 日～2016 年 5 月 19 日	157,916,113	103,973,490	1,070,239,552
第 6 計算期間	2016 年 5 月 20 日～2016 年 11 月 21 日	16,334,881	163,089,805	923,484,628
第 7 計算期間	2016 年 11 月 22 日～2017 年 5 月 19 日	89,927,099	115,432,960	897,978,767
第 8 計算期間	2017 年 5 月 20 日～2017 年 11 月 20 日	33,900,023	148,543,661	783,335,129
第 9 計算期間	2017 年 11 月 21 日～2018 年 5 月 21 日	60,858,826	133,973,566	710,220,389
第 10 計算期間	2018 年 5 月 22 日～2018 年 11 月 19 日	22,196,463	217,073,745	515,343,107
第 11 計算期間	2018 年 11 月 20 日～2019 年 5 月 20 日	2,341,600	73,884,357	443,800,350
第 12 計算期間	2019 年 5 月 21 日～2019 年 11 月 19 日	1,451,874	29,015,285	416,236,939
第 13 計算期間	2019 年 11 月 20 日～2020 年 5 月 19 日	1,510,370	84,730,854	333,016,455
第 14 計算期間	2020 年 5 月 20 日～2020 年 11 月 19 日	2,121,215	40,024,531	295,113,139
第 15 計算期間	2020 年 11 月 20 日～2021 年 5 月 19 日	597,050	94,840,303	200,869,886
第 16 計算期間	2021 年 5 月 20 日～2021 年 11 月 19 日	2,456,169	56,571,640	146,754,415
第 17 計算期間	2021 年 11 月 20 日～2022 年 5 月 19 日	452,263	33,772,955	113,433,723
第 18 計算期間	2022 年 5 月 20 日～2022 年 11 月 21 日	615,037	17,330,139	96,718,621
第 19 計算期間	2022 年 11 月 22 日～2023 年 5 月 19 日	220,147	4,248,595	92,690,173

※本邦外における設定及び解約の実績はありません。

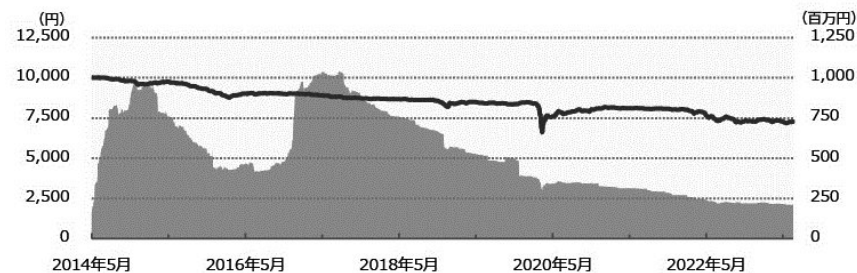


運用実績 (2023年6月30日現在)

■ 基準価額・純資産の推移 (日次：設定来)

— 基準価額 (分配後、1万口あたり) (左軸) — 純資産総額 (右軸)

■ 為替ヘッジあり (毎月分配型)



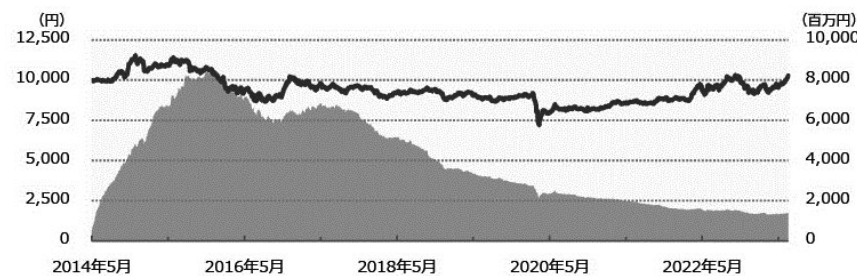
■ 分配の推移

(1万口あたり、課税前)

■ 為替ヘッジあり (毎月分配型)

2023年6月	10 円
2023年5月	10 円
2023年4月	10 円
2023年3月	10 円
2023年2月	10 円
直近1年間累計	120 円
設定来累計	2,160 円

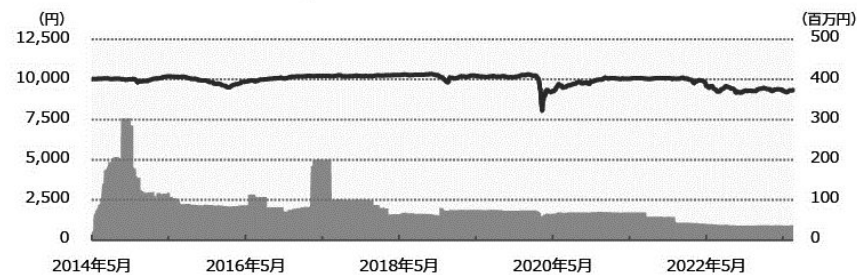
■ 為替ヘッジなし (毎月分配型)



■ 為替ヘッジなし (毎月分配型)

2023年6月	25 円
2023年5月	25 円
2023年4月	25 円
2023年3月	25 円
2023年2月	25 円
直近1年間累計	300 円
設定来累計	3,725 円

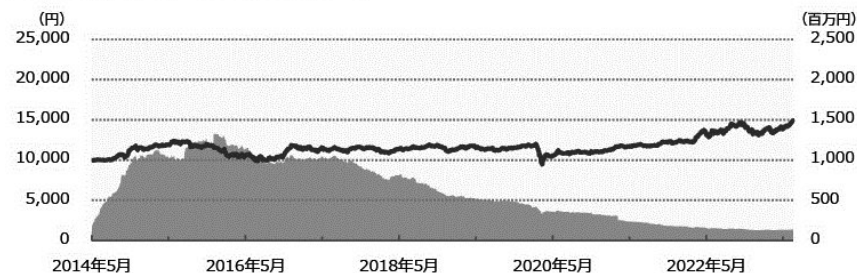
■ 為替ヘッジあり (年2回決算型)



■ 為替ヘッジあり (年2回決算型)

2023年5月	0 円
2022年11月	0 円
2022年5月	0 円
2021年11月	0 円
2021年5月	0 円
設定来累計	30 円

■ 為替ヘッジなし (年2回決算型)



■ 為替ヘッジなし (年2回決算型)

2023年5月	10 円
2022年11月	10 円
2022年5月	10 円
2021年11月	10 円
2021年5月	10 円
設定来累計	160 円

■ 主要な資産の状況

実質的な銘柄別投資比率（上位）

■ 毎月分配型

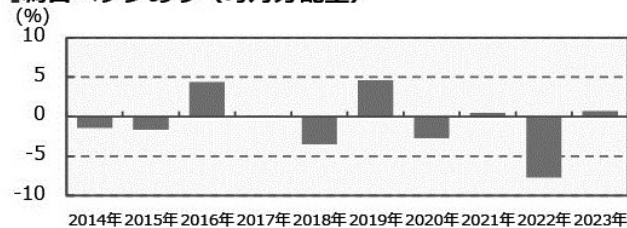
順位	銘柄	業種	投資比率（％）	
			為替ヘッジあり	為替ヘッジなし
1	IRB Holding Corporation	外食産業	1.5	1.5
2	Sedgwick Claims Management Service Inc	保険	1.4	1.3
3	Univision Communications Inc	ラジオ・テレビ放送	1.2	1.2
4	EFS Cogen Holdings LLC	公益事業	1.2	1.2
5	Transdigm Inc.	航空宇宙・防衛	1.2	1.1
6	Verifone Systems Inc	電子/電気	1.1	1.1
7	Verscend Holding II Corp	ビジネス機器・サービス	1.1	1.1
8	Astoria Energy LLC	公益事業	1.1	1.1
9	The Ultimate Software Group, Inc.	電子/電気	1.1	1.1
10	Garda World Security Corp	ビジネス機器・サービス	1.1	1.1

■ 年2回決算型

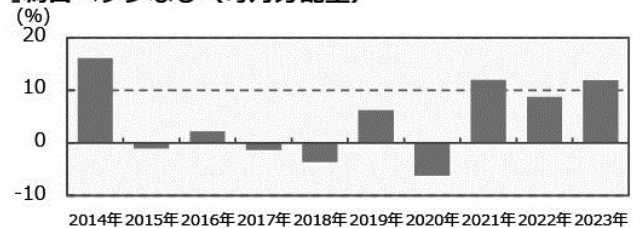
順位	銘柄	業種	投資比率（％）	
			為替ヘッジあり	為替ヘッジなし
1	IRB Holding Corporation	外食産業	1.5	1.5
2	Sedgwick Claims Management Service Inc	保険	1.4	1.4
3	Univision Communications Inc	ラジオ・テレビ放送	1.2	1.2
4	EFS Cogen Holdings LLC	公益事業	1.2	1.2
5	Transdigm Inc.	航空宇宙・防衛	1.2	1.1
6	Verifone Systems Inc	電子/電気	1.1	1.1
7	Verscend Holding II Corp	ビジネス機器・サービス	1.1	1.1
8	Astoria Energy LLC	公益事業	1.1	1.1
9	The Ultimate Software Group, Inc.	電子/電気	1.1	1.1
10	Garda World Security Corp	ビジネス機器・サービス	1.1	1.1

■ 年間収益率の推移（暦年ベース）

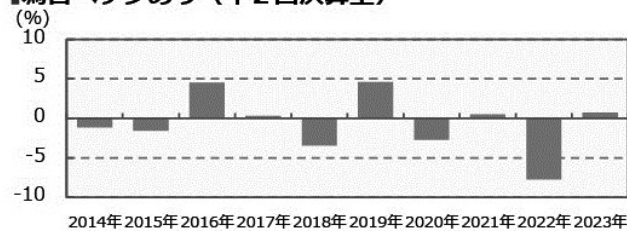
■ 為替ヘッジあり（毎月分配型）



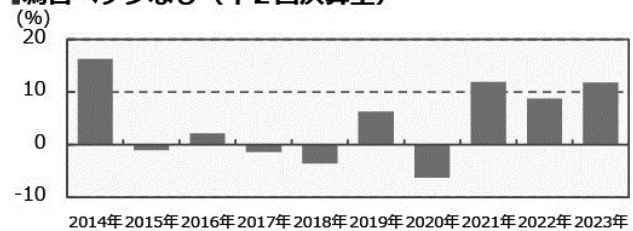
■ 為替ヘッジなし（毎月分配型）



■ 為替ヘッジあり（年2回決算型）



■ 為替ヘッジなし（年2回決算型）



- ・ファンドの年間収益率は税引前分配金を再投資して算出。
- ・ファンドにベンチマークはありません。
- ・2014年は設定日（2014年5月13日）から年末までの収益率。
- ・2023年は年初から運用実績作成基準日までの収益率。

●ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。●ファンドの運用状況は、別途、委託会社ホームページで開示している場合があります。●グラフの縦軸の目盛りはファンドごとに異なる場合があります。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

- ・申込期間中の各営業日に受益権の募集が行なわれます。
- ・取得申込みの受付については、午後3時まで取得申込みが行われかつ当該取得申込みの受付にかかる販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の申込み分とします。
- ・販売会社の営業日であっても、下記の条件に該当する日（「申込不可日」といいます。）には、原則として取得およびスイッチングの申込みができません。

申込日当日が、以下のいずれかの休業日と同日の場合または12月24日である場合

- ・ニューヨーク証券取引所
- ・ニューヨークの銀行

※申込不可日については、「サポートダイヤル」でもご確認いただけます。

ファンドの申込（販売）手続についてご不明な点がある場合には、下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社

サポートダイヤル 0120-753104（フリーダイヤル）

＜受付時間＞ 営業日の午前9時～午後5時

インターネットホームページ <http://www.nomura-am.co.jp/>

- ・販売の単位は、「一般コース」の場合は1万口以上1万口単位（当初元本1口＝1円）または1万円以上1円単位、「自動けいぞく投資コース」の場合は1万円以上1円単位とします。ただし、「自動けいぞく投資コース」を選択した受益者が収益分配金を再投資する場合は1口単位とします。販売会社によっては、どちらか一方のコースのみの取扱いとなる場合があります。また、原則として、お買付け後のコース変更はできません。
- ・販売会社によっては、一部のファンドのみのお取扱いとなる場合があります。

■積立方式■

販売会社によっては、「定時定額購入サービス」等に関する契約※を締結した場合、当該契約で規定する取得申込の単位でお申込みいただけます。

※当該契約または規定については、同様の権利義務関係を規定する名称の異なる契約または規定を使用することがあります。

- ・受益権の販売価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額とします。
- ・販売会社の定める期日までに申込代金を申込みの販売会社に支払うものとします。

※詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

- ・「US バンクローンファンド」を構成する各ファンド間でスイッチング※ができます。

スイッチングの方法等は、購入、換金の場合と同様です。

販売会社によっては、一部または全部のスイッチングのお取扱いを行わない場合があります。

なお、スイッチングの際には、換金時と同様の費用・税金がかかりますのでご留意下さい。（詳しくは「第1ファンドの状況 4 手数料等及び税金」をご覧ください。）

※スイッチングとは、「US バンクローンファンド」を構成するいずれかのファンドをご換金した場合の手取金をもって、そのご換金のお申込み日の午後3時まで、「US バンクローンファンド」を構成する他のファンドの取得申込みが行われかつ当該取得申込みの受付にかかる販売会社所定の事務手続きが完了したもの

をいいます。

- ・金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。なお、金融商品取引所を単に「取引所」という場合があり、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行なう市場ないしは当該市場を開設するものを「証券取引所」という場合があります。）等における取引の停止（個別銘柄の売買停止等を含みます。）、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情（流動性の極端な減少等）があるときは、受益権の取得申込の受付け（スイッチングの申込みを含みます。）を中止することおよびすでに受付けた取得申込の受付け（スイッチングの申込みを含みます。）を取り消す場合があります。また、委託者は、実質的な投資対象の米ドル建ての企業向け貸付債権の流動性等を勘案し、取得申込の受付けを制限することができます。

※購入およびスイッチングのお申込みの方法ならびに単位等について、販売会社によっては上記と異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

2【換金（解約）手続等】

- ・受益者が一部解約の実行の請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行なうものとします。
- ・一部解約の実行の請求の受付けについては、午後3時までに、解約請求のお申込みが行われかつ、その解約請求のお申込みの受付けにかかる販売会社所定の事務手続が完了したものを当日のお申込み分とします。
ただし、販売会社の営業日であっても、申込不可日には原則として受益権の一部解約の実行の請求ができません。（申込不可日については、「サポートダイヤル」でもご確認いただけます。）
- ・受益者は、受益権を、「一般コース」の場合は1万口単位、1口単位または1円単位、「自動けいぞく投資コース」の場合は1円単位または1口単位で換金できます。
- ・換金価額は、換金のお申込み日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額を差し引いた価額となります。

ファンドの基準価額については下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社

サポートダイヤル 0120-753104(フリーダイヤル)

<受付時間> 営業日の午前9時～午後5時

インターネットホームページ <http://www.nomura-am.co.jp/>

- ・信託財産の資金管理を円滑に行なうため、1日1件10億円を超える換金は行なえません。なお、別途換金制限を設ける場合があります。
- ・解約代金は、原則として一部解約の実行の請求日から起算して7営業日目から販売会社において支払います。ただし、金融商品取引所等における取引の停止（個別銘柄の売買停止等を含みます。）、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情（流動性の極端な減少等）により、投資対象資産の売却や売却代金の入金が遅延したとき等は、一部解約金の支払いを延期する場合があります。
- ・金融商品取引所等における取引の停止（個別銘柄の売買停止等を含みます。）、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情（流動性の極端な減少等）があるときは、一部解約の実行の請求の受付けを中止することおよびすでに受付けた一部解約の実行の請求の受付けを取り消す場合があります。

また、一部解約の実行の請求の受付けが中止された場合には、受益者は当該受付け中止以前に行なった当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとして信託約款の規定に準じて計算された価額とします。

※換金のお申込みの方法ならびに単位等について、販売会社によっては上記と異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

3 【資産管理等の概要】

(1) 【資産の評価】

＜基準価額の計算方法＞

基準価額とは、計算日において、信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。)を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額(「純資産総額」といいます。)を、計算日における受益権口数で除して得た額をいいます。

なお、ファンドにおいては1万口当りの価額で表示されます。

ファンドの主な投資対象の評価方法は以下の通りです。

対象	評価方法
外国投資信託	原則、基準価額計算日の前日（前日が当該外国投資信託の営業日でない場合はとりうる直近）の純資産価額とします。
公社債等	原則として、基準価額計算日 ^{※1} における以下のいずれかの価額で評価します。 ^{※2} ①日本証券業協会が発表する売買参考統計値(平均値) ②金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（売気配相場を除く） ③価格情報会社の提供する価額

※1 外国で取引されているものについては、原則として、基準価額計算日の前日とします。

※2 残存期間1年以内の公社債等については、一部償却原価法(アキュムレーションまたはアモチゼーション)による評価を適用することができます。

ファンドの基準価額については下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社

サポートダイヤル 0120-753104(フリーダイヤル)

＜受付時間＞ 営業日の午前9時～午後5時

インターネットホームページ <http://www.nomura-am.co.jp/>

(2) 【保管】

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、受益証券を発行しませんので、受益証券の保管に関する該当事項はありません。

(3) 【信託期間】

2023年11月20日までとします(2014年5月13日設定)。

なお、委託者は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めたときは、受託者と協議のうえ、信託期間を延長することができます。

(4) 【計算期間】

<毎月分配型>

原則として、毎月 20 日から翌月 19 日までとします。

<年 2 回決算型>

原則として、毎年 5 月 20 日から 11 月 19 日までおよび 11 月 20 日から翌年 5 月 19 日までとします。

なお、各計算期間終了日に該当する日(以下「該当日」といいます。)が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、信託期間の終了日とします。

(5) 【その他】

(a) ファンドの繰上償還条項

- (i) 委託者は、信託終了前に、各ファンドの受益権の口数を合計した口数が 30 億口を下回った場合、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- (ii) 委託者は、各ファンドにつき、主要投資対象とする別に定める投資信託証券のすべてが存続しないこととなる場合には、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

(b) 信託期間の終了

- (i) 委託者は、上記「(a) ファンドの繰上償還条項(i)」に従い信託期間を終了させるには、書面による決議(以下「書面決議」といいます。)を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の 2 週間前までに、この信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- (ii) 上記(i)の書面決議において、受益者(委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。)は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- (iii) 上記(i)の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行ないます。
- (iv) 上記(i)から(iii)までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記(i)から(iii)までに規定するこの信託契約の解約の手続を行なうことが困難な場合には適用しません。
- (v) 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

(vi) 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に取り継ぐことを命じたときは、この信託は、下記「(d) 信託約款の変更等」の書面決議が否決となる場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

(c) 運用報告書

各ファンドにつき、毎年 5 月、11 月に終了する計算期間の末日および償還時に交付運用報告書を作成し、知れている受益者に対して交付します。

(d) 信託約款の変更等

(i) 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第 16 条第 2 号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行なうことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとし、ます。

(ii) 委託者は、上記(i)の事項（上記(i)の変更事項にあつてはその変更の内容が重大なものに該当する場合に限り、併合事項にあつてはその併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除き、以下、合わせて「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の 2 週間前までに、この信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

(iii) 上記(ii)の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

(iv) 上記(ii)の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行ないます。

(v) 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。

(vi) 上記(ii)から(v)までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

(vii) 上記(i)から(vi)の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあつても、当該併合にかかる一又は複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行なうことはできません。

(e) 公告

委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。

<http://www.nomura-am.co.jp/>

なお、電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

(f) 受託者の辞任および解任に伴う取扱い

(i) 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、

委託者は、上記「(d)信託約款の変更等」に従い、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行なう場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

(ii) 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(g) 反対受益者の受益権買取請求の不適用

この信託は、受益者が一部解約の実行の請求を行なったときは、委託者が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、信託契約の解約または重大な約款の変更等を行なう場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第 18 条第 1 項に定める反対受益者による受益権の買取請求の規定の適用を受けません。

(h) 他の受益者の氏名等の開示の請求の制限

受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行なうことはできません。

1. 他の受益者の氏名または名称および住所
2. 他の受益者が有する受益権の内容

(i) 関係法人との契約の更新に関する手続

委託者と販売会社との間で締結する「募集・販売等に関する契約」は、契約終了の 3 ヶ月前までに当事者の一方から別段の意思表示のないときは、原則 1 年毎に自動的に更新されるものとします。

なお、運用の外部委託を行う場合は、委託者と運用の委託先との間で締結する「運用指図に関する権限の委託契約」は、契約終了の 3 ヶ月前までに当事者の一方から更新しない旨を書面によって通知がない限り、1 年毎に自動的に更新されるものとします。但し、当該契約はファンドの償還日に終了するものとします。

(j) 有価証券報告書

委託者は、有価証券報告書を毎年 5 月、11 月の決算日を基準に作成し 3 ヶ月以内に関東財務局長に提出します。

4 【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次の通りです。

① 収益分配金に対する請求権

■収益分配金の支払い開始日■

収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。）に、原則として決算日から起算して 5 営業日までに支払いを開始します。販売会社でお受取りください。

累積投資契約を結んでいる場合には、税金を差引いた後、自動的に無手数料で再投資されます。この場合の受益権の価額は、各計算期間終了日（決算日）の基準価額とします。

なお、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

■収益分配金請求権の失効■

受益者は、収益分配金を支払開始日から 5 年間支払請求しないと権利を失います。

② 償還金に対する請求権

■償還金の支払い開始日■

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込

代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者（します。）に、原則として償還日（償還日が休業日の場合は翌営業日）から起算して 5 営業日までに支払いを開始します。

■ 償還金請求権の失効 ■

受益者は、償還金を支払開始日から 10 年間支払請求しないと権利を失います。

③ 換金（解約）請求権

受益者は、一部解約の実行を請求することができます。詳しくは、前述の「2 換金（解約）手続等」をご参照下さい。

第3【ファンドの経理状況】

USバンクロンファンド・為替ヘッジあり（毎月分配型）

USバンクロンファンド・為替ヘッジなし（毎月分配型）

（1）当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）（以下「財務諸表等規則」という。）ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）（以下「投資信託財産計算規則」という。）に基づいて作成しております。なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

（2）当ファンドの計算期間は6ヶ月未満であるため、財務諸表は原則として6ヶ月毎に作成しております。

（3）当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当期（2022年11月22日から2023年5月19日まで）の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

USバンクロンファンド・為替ヘッジあり（年2回決算型）

USバンクロンファンド・為替ヘッジなし（年2回決算型）

（1）当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）（以下「財務諸表等規則」という。）ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）（以下「投資信託財産計算規則」という。）に基づいて作成しております。なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

（2）当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第19期計算期間（2022年11月22日から2023年5月19日まで）の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

1【財務諸表】

独立監査人の監査報告書

2023年7月28日

野村アセットマネジメント株式会社

取締役会 御 中

EY 新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 河野 明 史
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているUSバンクローンファンド・為替ヘッジあり（毎月分配型）の2022年11月22日から2023年5月19日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、USバンクローンファンド・為替ヘッジあり（毎月分配型）の2023年5月19日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、野村アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンデは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

野村アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

2. XBRL データは監査の対象には含まれていません。

【USバンクローンファンド・為替ヘッジあり（毎月分配型）】

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	前期 (2022 年 11 月 21 日現在)	当期 (2023 年 5 月 19 日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	12,219,075	12,041,245
投資信託受益証券	207,406,760	201,394,011
親投資信託受益証券	998,607	998,408
流動資産合計	220,624,442	214,433,664
資産合計	220,624,442	214,433,664
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	300,682	295,621
未払解約金	9,459	189,980
未払受託者報酬	6,574	5,867
未払委託者報酬	212,512	189,770
未払利息	19	13
その他未払費用	430	383
流動負債合計	529,676	681,634
負債合計	529,676	681,634
純資産の部		
元本等		
元本	300,682,971	295,621,642
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△80,588,205	△81,869,612
（分配準備積立金）	27,836,207	28,724,554
元本等合計	220,094,766	213,752,030
純資産合計	220,094,766	213,752,030
負債純資産合計	220,624,442	214,433,664

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	前期 自 2022 年 5 月 20 日 至 2022 年 11 月 21 日	当期 自 2022 年 11 月 22 日 至 2023 年 5 月 19 日
営業収益		
受取配当金	4,196,740	4,164,440
受取利息	-	4
有価証券売買等損益	△10,100,165	△3,823,124
営業収益合計	△5,903,425	341,320
営業費用		
支払利息	1,813	1,756
受託者報酬	37,815	35,508
委託者報酬	1,222,614	1,148,426
その他費用	2,466	2,328

営業費用合計	1, 264, 708	1, 188, 018
営業利益又は営業損失 (△)	△7, 168, 133	△846, 698
経常利益又は経常損失 (△)	△7, 168, 133	△846, 698
当期純利益又は当期純損失 (△)	△7, 168, 133	△846, 698
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額 (△)	△51, 916	△21, 196
期首剰余金又は期首欠損金 (△)	△74, 837, 142	△80, 588, 205
剰余金増加額又は欠損金減少額	6, 315, 603	1, 723, 720
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	6, 315, 603	1, 723, 720
剰余金減少額又は欠損金増加額	3, 134, 189	388, 779
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	3, 134, 189	388, 779
分配金	1, 816, 260	1, 790, 846
期末剰余金又は期末欠損金 (△)	△80, 588, 205	△81, 869, 612

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 運用資産の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、市場価格のある有価証券についてはその最終相場(計算日に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場)で評価しております。 市場価格のない有価証券については基準価額で評価しております。 親投資信託受益証券 基準価額で評価しております。
2. 費用・収益の計上基準	受取配当金 原則として配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。 投資信託受益証券については、原則として収益分配金落ち日において、当該収益分配金額を計上しております。 有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。
3. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。
4. その他	当該財務諸表の特定期間は、2022年11月22日から2023年5月19日までとなっております。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

該当事項はありません。

(貸借対照表に関する注記)

前期 2022年11月21日現在	当期 2023年5月19日現在
1. 特定期間の末日における受益権の総数 300, 682, 971 口	1. 特定期間の末日における受益権の総数 295, 621, 642 口
2. 投資信託財産計算規則第55条の6第1項第10号に規定する額 元本の欠損 80, 588, 205 円	2. 投資信託財産計算規則第55条の6第1項第10号に規定する額 元本の欠損 81, 869, 612 円
3. 特定期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 0.7320 円 (10, 000口当たり純資産額) (7, 320 円)	3. 特定期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 0.7231 円 (10, 000口当たり純資産額) (7, 231 円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

前期 自 2022年5月20日	当期 自 2022年11月22日
--------------------	---------------------

至 2022 年 11 月 21 日			至 2023 年 5 月 19 日		
1. 分配金の計算過程			1. 分配金の計算過程		
2022 年 5 月 20 日から 2022 年 6 月 20 日まで			2022 年 11 月 22 日から 2022 年 12 月 19 日まで		
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	481,316 円	費用控除後の配当等収益額	A	511,108 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0 円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0 円
収益調整金額	C	24,469,902 円	収益調整金額	C	25,060,792 円
分配準備積立金額	D	27,942,010 円	分配準備積立金額	D	27,836,207 円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	52,893,228 円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	53,408,107 円
当ファンドの期末残存口数	F	306,730,636 口	当ファンドの期末残存口数	F	300,857,923 口
10,000 口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	1,724 円	10,000 口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	1,775 円
10,000 口当たり分配金額	H	10 円	10,000 口当たり分配金額	H	10 円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	306,730 円	収益分配金金額	I=F×H/10,000	300,857 円
2022 年 6 月 21 日から 2022 年 7 月 19 日まで			2022 年 12 月 20 日から 2023 年 1 月 19 日まで		
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	498,094 円	費用控除後の配当等収益額	A	659,785 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0 円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0 円
収益調整金額	C	23,984,316 円	収益調整金額	C	25,091,834 円
分配準備積立金額	D	27,541,906 円	分配準備積立金額	D	28,046,458 円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	52,024,316 円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	53,798,077 円
当ファンドの期末残存口数	F	300,463,712 口	当ファンドの期末残存口数	F	301,033,772 口
10,000 口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	1,731 円	10,000 口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	1,787 円
10,000 口当たり分配金額	H	10 円	10,000 口当たり分配金額	H	10 円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	300,463 円	収益分配金金額	I=F×H/10,000	301,033 円
2022 年 7 月 20 日から 2022 年 8 月 19 日まで			2023 年 1 月 20 日から 2023 年 2 月 20 日まで		
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	673,488 円	費用控除後の配当等収益額	A	483,921 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0 円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0 円
収益調整金額	C	24,008,456 円	収益調整金額	C	25,123,718 円
分配準備積立金額	D	27,735,264 円	分配準備積立金額	D	28,404,878 円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	52,417,208 円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	54,012,517 円
当ファンドの期末残存口数	F	300,578,555 口	当ファンドの期末残存口数	F	301,211,272 口
10,000 口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	1,743 円	10,000 口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	1,793 円
10,000 口当たり分配金額	H	10 円	10,000 口当たり分配金額	H	10 円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	300,578 円	収益分配金金額	I=F×H/10,000	301,211 円
2022 年 8 月 20 日から 2022 年 9 月 20 日まで			2023 年 2 月 21 日から 2023 年 3 月 20 日まで		
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	472,593 円	費用控除後の配当等収益額	A	502,305 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0 円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0 円
収益調整金額	C	23,859,700 円	収益調整金額	C	24,778,692 円
分配準備積立金額	D	27,907,003 円	分配準備積立金額	D	28,089,011 円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	52,239,296 円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	53,370,008 円
当ファンドの期末残存口数	F	298,532,498 口	当ファンドの期末残存口数	F	296,409,452 口
10,000 口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	1,749 円	10,000 口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	1,800 円
10,000 口当たり分配金額	H	10 円	10,000 口当たり分配金額	H	10 円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	298,532 円	収益分配金金額	I=F×H/10,000	296,409 円

2022 年 9 月 21 日から 2022 年 10 月 19 日まで

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	520,694 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0 円
収益調整金額	C	25,728,861 円
分配準備積立金額	D	28,081,064 円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	54,330,619 円
当ファンドの期末残存口数	F	309,275,582 口
10,000 口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	1,756 円
10,000 口当たり分配金額	H	10 円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	309,275 円

2022 年 10 月 20 日から 2022 年 11 月 21 日まで

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	628,031 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0 円
収益調整金額	C	25,030,030 円
分配準備積立金額	D	27,508,858 円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	53,166,919 円
当ファンドの期末残存口数	F	300,682,971 口
10,000 口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	1,768 円
10,000 口当たり分配金額	H	10 円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	300,682 円

2023 年 3 月 21 日から 2023 年 4 月 19 日まで

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	634,239 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0 円
収益調整金額	C	24,738,230 円
分配準備積立金額	D	28,212,900 円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	53,585,369 円
当ファンドの期末残存口数	F	295,715,344 口
10,000 口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	1,812 円
10,000 口当たり分配金額	H	10 円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	295,715 円

2023 年 4 月 20 日から 2023 年 5 月 19 日まで

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	493,524 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0 円
収益調整金額	C	24,746,659 円
分配準備積立金額	D	28,526,651 円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	53,766,834 円
当ファンドの期末残存口数	F	295,621,642 口
10,000 口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	1,818 円
10,000 口当たり分配金額	H	10 円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	295,621 円

(金融商品に関する注記)

(1) 金融商品の状況に関する事項

前期 自 2022 年 5 月 20 日 至 2022 年 11 月 21 日	当期 自 2022 年 11 月 22 日 至 2023 年 5 月 19 日
1. 金融商品に対する取組方針 当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 4 項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。 2. 金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク 当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 当ファンドが保有する有価証券の詳細は、(その他の注記)の 2 有価証券関係に記載しております。 これらは、バンクローンの価格変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。 3. 金融商品に係るリスク管理体制 委託会社においては、独立した投資リスク管理に関する委員会を設け、パフォーマンスの考査及び運用リスクの管理を行なっております。 ○市場リスクの管理 市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行なっております。 ○信用リスクの管理 信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行なっております。	1. 金融商品に対する取組方針 同左 2. 金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク 同左 3. 金融商品に係るリスク管理体制 同左

○流動性リスクの管理 流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行っております。	
--	--

(2) 金融商品の時価等に関する事項

前期 2022 年 11 月 21 日現在	当期 2023 年 5 月 19 日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。 2. 時価の算定方法 投資信託受益証券 （重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 親投資信託受益証券 （重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	1. 貸借対照表計上額、時価及び差額 同左 2. 時価の算定方法 同左

(関連当事者との取引に関する注記)

前期 自 2022 年 5 月 20 日 至 2022 年 11 月 21 日	当期 自 2022 年 11 月 22 日 至 2023 年 5 月 19 日
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行なわれていないため、該当事項はございません。	同左

(その他の注記)

1 元本の移動

前期 自 2022 年 5 月 20 日 至 2022 年 11 月 21 日	当期 自 2022 年 11 月 22 日 至 2023 年 5 月 19 日
期首元本額 313,599,894 円	期首元本額 300,682,971 円
期中追加設定元本額 11,559,215 円	期中追加設定元本額 1,464,449 円
期中一部解約元本額 24,476,138 円	期中一部解約元本額 6,525,778 円

2 有価証券関係

売買目的有価証券

種類	前期 自 2022 年 5 月 20 日 至 2022 年 11 月 21 日	当期 自 2022 年 11 月 22 日 至 2023 年 5 月 19 日
	損益に含まれた評価差額（円）	損益に含まれた評価差額（円）
投資信託受益証券	1,534,280	△3,553,809
親投資信託受益証券	0	0
合計	1,534,280	△3,553,809

3 デリバティブ取引関係

該当事項はありません。

(4) 【附属明細表】

第 1 有価証券明細表

(1) 株式(2023 年 5 月 19 日現在)

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券 (2023 年 5 月 19 日現在)

(単位:円)

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
投資信託受益証券	日本円	ノムラ・グローバル・マネージャ ー・セレクトーバンクローン・ファ ンドー日本円為替ヘッジクラス	34,503	201,394,011	
	小計	銘柄数: 1 組入時価比率: 94.2%	34,503	201,394,011 99.5%	
	合計			201,394,011	
親投資信託受益証券	日本円	野村マネーマーケット マザーファ ンド	995,521	998,408	
	小計	銘柄数: 1 組入時価比率: 0.5%	995,521	998,408 0.5%	
	合計			998,408	
合計				202,392,419	

(注 1) 投資信託受益証券、投資証券及び親投資信託受益証券における券面総額の数値は、証券数を表示しております。

(注 2) 比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

第 2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

2023年7月28日

野村アセットマネジメント株式会社

取締役会 御 中

EY 新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 河野 明 史
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているUSバンクローンファンド・為替ヘッジなし（毎月分配型）の2022年11月22日から2023年5月19日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、USバンクローンファンド・為替ヘッジなし（毎月分配型）の2023年5月19日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、野村アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンデは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

野村アセットマネジメント株式会社及びファンデと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

2. XBRL データは監査の対象には含まれていません。

【USバンクローンファンド・為替ヘッジなし（毎月分配型）】

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	前期 (2022 年 11 月 21 日現在)	当期 (2023 年 5 月 19 日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	82,840,005	75,568,348
投資信託受益証券	1,369,370,076	1,276,531,048
親投資信託受益証券	998,607	998,408
未収入金	6,979,063	-
流動資産合計	1,460,187,751	1,353,097,804
資産合計	1,460,187,751	1,353,097,804
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	3,694,349	3,462,776
未払解約金	9,263,449	392,374
未払受託者報酬	44,844	36,240
未払委託者報酬	1,449,911	1,171,683
未払利息	131	82
その他未払費用	2,977	2,409
流動負債合計	14,455,661	5,065,564
負債合計	14,455,661	5,065,564
純資産の部		
元本等		
元本	1,477,739,686	1,385,110,445
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△32,007,596	△37,078,205
（分配準備積立金）	191,040,662	180,226,941
元本等合計	1,445,732,090	1,348,032,240
純資産合計	1,445,732,090	1,348,032,240
負債純資産合計	1,460,187,751	1,353,097,804

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	前期 自 2022 年 5 月 20 日 至 2022 年 11 月 21 日	当期 自 2022 年 11 月 22 日 至 2023 年 5 月 19 日
営業収益		
受取配当金	29,412,270	27,155,760
受取利息	-	27
有価証券売買等損益	81,967,499	△8,791,549
営業収益合計	111,379,769	18,364,238
営業費用		
支払利息	11,920	11,351
受託者報酬	254,745	219,656
委託者報酬	8,236,466	7,102,095

その他費用	16,918	14,585
営業費用合計	8,520,049	7,347,687
営業利益又は営業損失（△）	102,859,720	11,016,551
経常利益又は経常損失（△）	102,859,720	11,016,551
当期純利益又は当期純損失（△）	102,859,720	11,016,551
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	1,170,771	△358,356
期首剰余金又は期首欠損金（△）	△116,051,235	△32,007,596
剰余金増加額又は欠損金減少額	5,548,226	5,193,219
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	5,548,226	5,193,219
剰余金減少額又は欠損金増加額	171,977	306,737
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	171,977	306,737
分配金	23,021,559	21,331,998
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△32,007,596	△37,078,205

（３）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1. 運用資産の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、市場価格のある有価証券についてはその最終相場（計算日に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場）で評価しております。 市場価格のない有価証券については基準価額で評価しております。 親投資信託受益証券 基準価額で評価しております。
2. 費用・収益の計上基準	受取配当金 原則として配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。 投資信託受益証券については、原則として収益分配金落ち日において、当該収益分配金額を計上しております。 有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。
3. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。
4. その他	当該財務諸表の特定期間は、2022年11月22日から2023年5月19日までとなっております。

（重要な会計上の見積りに関する注記）

該当事項はありません。

（貸借対照表に関する注記）

前期 2022年11月21日現在	当期 2023年5月19日現在
1. 特定期間の末日における受益権の総数 1,477,739,686 口	1. 特定期間の末日における受益権の総数 1,385,110,445 口
2. 投資信託財産計算規則第55条の6第1項第10号に規定する額 元本の欠損 32,007,596 円	2. 投資信託財産計算規則第55条の6第1項第10号に規定する額 元本の欠損 37,078,205 円
3. 特定期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 0.9783 円 (10,000口当たり純資産額) (9,783 円)	3. 特定期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 0.9732 円 (10,000口当たり純資産額) (9,732 円)

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

前期 自 2022 年 5 月 20 日 至 2022 年 11 月 21 日			当期 自 2022 年 11 月 22 日 至 2023 年 5 月 19 日		
1. 分配金の計算過程			1. 分配金の計算過程		
2022 年 5 月 20 日から 2022 年 6 月 20 日まで			2022 年 11 月 22 日から 2022 年 12 月 19 日まで		
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	4,917,106 円	費用控除後の配当等収益額	A	3,434,803 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0 円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0 円
収益調整金額	C	185,138,645 円	収益調整金額	C	171,178,446 円
分配準備積立金額	D	202,973,323 円	分配準備積立金額	D	189,399,294 円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	393,029,074 円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	364,012,543 円
当ファンドの期末残存口数	F	1,593,513,441 口	当ファンドの期末残存口数	F	1,465,735,376 口
10,000 口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	2,466 円	10,000 口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	2,483 円
10,000 口当たり分配金額	H	25 円	10,000 口当たり分配金額	H	25 円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	3,983,783 円	収益分配金金額	I=F×H/10,000	3,664,338 円
2022 年 6 月 21 日から 2022 年 7 月 19 日まで			2022 年 12 月 20 日から 2023 年 1 月 19 日まで		
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	4,601,058 円	費用控除後の配当等収益額	A	3,321,637 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0 円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0 円
収益調整金額	C	183,480,147 円	収益調整金額	C	169,364,639 円
分配準備積立金額	D	201,844,487 円	分配準備積立金額	D	186,938,005 円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	389,925,692 円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	359,624,281 円
当ファンドの期末残存口数	F	1,578,091,233 口	当ファンドの期末残存口数	F	1,449,083,781 口
10,000 口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	2,470 円	10,000 口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	2,481 円
10,000 口当たり分配金額	H	25 円	10,000 口当たり分配金額	H	25 円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	3,945,228 円	収益分配金金額	I=F×H/10,000	3,622,709 円
2022 年 7 月 20 日から 2022 年 8 月 19 日まで			2023 年 1 月 20 日から 2023 年 2 月 20 日まで		
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	4,562,815 円	費用控除後の配当等収益額	A	4,463,193 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0 円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0 円
収益調整金額	C	180,819,056 円	収益調整金額	C	167,975,702 円
分配準備積立金額	D	199,335,729 円	分配準備積立金額	D	184,867,663 円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	384,717,600 円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	357,306,558 円
当ファンドの期末残存口数	F	1,553,990,630 口	当ファンドの期末残存口数	F	1,436,087,241 口
10,000 口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	2,475 円	10,000 口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	2,488 円
10,000 口当たり分配金額	H	25 円	10,000 口当たり分配金額	H	25 円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	3,884,976 円	収益分配金金額	I=F×H/10,000	3,590,218 円
2022 年 8 月 20 日から 2022 年 9 月 20 日まで			2023 年 2 月 21 日から 2023 年 3 月 20 日まで		
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	4,672,818 円	費用控除後の配当等収益額	A	3,296,875 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0 円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0 円
収益調整金額	C	175,850,470 円	収益調整金額	C	164,512,825 円
分配準備積立金額	D	194,352,097 円	分配準備積立金額	D	181,719,373 円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	374,875,385 円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	349,529,073 円
当ファンドの期末残存口数	F	1,510,175,310 口	当ファンドの期末残存口数	F	1,405,353,582 口
10,000 口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	2,482 円	10,000 口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	2,487 円
10,000 口当たり分配金額	H	25 円	10,000 口当たり分配金額	H	25 円

収益分配金金額	$I=F \times H / 10,000$	3,775,438 円
2022 年 9 月 21 日から 2022 年 10 月 19 日まで		
項目		
費用控除後の配当等収益額	A	4,528,516 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0 円
収益調整金額	C	174,224,988 円
分配準備積立金額	D	193,220,961 円
当ファンドの分配対象収益額	$E=A+B+C+D$	371,974,465 円
当ファンドの期末残存口数	F	1,495,114,003 口
10,000 口当たり収益分配対象額	$G=E / F \times 10,000$	2,487 円
10,000 口当たり分配金額	H	25 円
収益分配金金額	$I=F \times H / 10,000$	3,737,785 円
2022 年 10 月 20 日から 2022 年 11 月 21 日まで		
項目		
費用控除後の配当等収益額	A	3,172,249 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0 円
収益調整金額	C	172,453,381 円
分配準備積立金額	D	191,562,762 円
当ファンドの分配対象収益額	$E=A+B+C+D$	367,188,392 円
当ファンドの期末残存口数	F	1,477,739,686 口
10,000 口当たり収益分配対象額	$G=E / F \times 10,000$	2,484 円
10,000 口当たり分配金額	H	25 円
収益分配金金額	$I=F \times H / 10,000$	3,694,349 円

収益分配金金額	$I=F \times H / 10,000$	3,513,383 円
2023 年 3 月 21 日から 2023 年 4 月 19 日まで		
項目		
費用控除後の配当等収益額	A	4,273,147 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0 円
収益調整金額	C	163,011,775 円
分配準備積立金額	D	179,613,874 円
当ファンドの分配対象収益額	$E=A+B+C+D$	346,898,796 円
当ファンドの期末残存口数	F	1,391,429,817 口
10,000 口当たり収益分配対象額	$G=E / F \times 10,000$	2,493 円
10,000 口当たり分配金額	H	25 円
収益分配金金額	$I=F \times H / 10,000$	3,478,574 円
2023 年 4 月 20 日から 2023 年 5 月 19 日まで		
項目		
費用控除後の配当等収益額	A	4,205,369 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0 円
収益調整金額	C	162,396,053 円
分配準備積立金額	D	179,484,348 円
当ファンドの分配対象収益額	$E=A+B+C+D$	346,085,770 円
当ファンドの期末残存口数	F	1,385,110,445 口
10,000 口当たり収益分配対象額	$G=E / F \times 10,000$	2,498 円
10,000 口当たり分配金額	H	25 円
収益分配金金額	$I=F \times H / 10,000$	3,462,776 円

(金融商品に関する注記)

(1) 金融商品の状況に関する事項

前期 自 2022 年 5 月 20 日 至 2022 年 11 月 21 日	当期 自 2022 年 11 月 22 日 至 2023 年 5 月 19 日
1. 金融商品に対する取組方針 当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 4 項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。 2. 金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク 当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 当ファンドが保有する有価証券の詳細は、(その他の注記)の 2 有価証券関係に記載しております。 これらは、バンクローンの価格変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。 3. 金融商品に係るリスク管理体制 委託会社においては、独立した投資リスク管理に関する委員会を設け、パフォーマンスの考査及び運用リスクの管理を行なっております。 ○市場リスクの管理 市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行なっております。 ○信用リスクの管理 信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する	1. 金融商品に対する取組方針 同左 2. 金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク 同左 3. 金融商品に係るリスク管理体制 同左

る情報収集・分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行なっております。 ○流動性リスクの管理 流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行なっております。	
--	--

(2) 金融商品の時価等に関する事項

前期 2022 年 11 月 21 日現在	当期 2023 年 5 月 19 日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	1. 貸借対照表計上額、時価及び差額 同左
2. 時価の算定方法 投資信託受益証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。 親投資信託受益証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	2. 時価の算定方法 同左

(関連当事者との取引に関する注記)

前期 自 2022 年 5 月 20 日 至 2022 年 11 月 21 日	当期 自 2022 年 11 月 22 日 至 2023 年 5 月 19 日
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行なわれていないため、該当事項はございません。	同左

(その他の注記)

1 元本の移動

前期 自 2022 年 5 月 20 日 至 2022 年 11 月 21 日	当期 自 2022 年 11 月 22 日 至 2023 年 5 月 19 日
期首元本額 1,634,505,762 円	期首元本額 1,477,739,686 円
期中追加設定元本額 7,295,397 円	期中追加設定元本額 6,034,915 円
期中一部解約元本額 164,061,473 円	期中一部解約元本額 98,664,156 円

2 有価証券関係

売買目的有価証券

種類	前期 自 2022 年 5 月 20 日 至 2022 年 11 月 21 日	当期 自 2022 年 11 月 22 日 至 2023 年 5 月 19 日
	損益に含まれた評価差額 (円)	損益に含まれた評価差額 (円)
投資信託受益証券	△73,637,113	24,487,008
親投資信託受益証券	0	0
合計	△73,637,113	24,487,008

3 デリバティブ取引関係

該当事項はありません。

(4) 【附属明細表】

第 1 有価証券明細表

(1) 株式(2023 年 5 月 19 日現在)

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券(2023 年 5 月 19 日現在)

(単位:円)

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
投資信託受益証券	日本円	ノムラ・グローバル・マネージャ ー・セレクトーバンクローン・ファ ンドー日本円クラス	145,756	1,276,531,048	
	小計	銘柄数:1 組入時価比率:94.7%	145,756	1,276,531,048 99.9%	
	合計			1,276,531,048	
親投資信託受益証券	日本円	野村マネーマーケット マザーファ ンド	995,521	998,408	
	小計	銘柄数:1 組入時価比率:0.1%	995,521	998,408 0.1%	
	合計			998,408	
合計				1,277,529,456	

(注1) 投資信託受益証券、投資証券及び親投資信託受益証券における券面総額の数値は、証券数を表示しております。

(注2) 比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

2023年7月28日

野村アセットマネジメント株式会社

取締役会 御 中

EY 新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 河野 明 史
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているUSバンクローンファンド・為替ヘッジあり（年2回決算型）の2022年1月22日から2023年5月19日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、USバンクローンファンド・為替ヘッジあり（年2回決算型）の2023年5月19日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、野村アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンデは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

野村アセットマネジメント株式会社及びファンデと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

2. XBRL データは監査の対象には含まれていません。

【USバンクローンファンド・為替ヘッジあり（年2回決算型）】

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	第 18 期 (2022 年 11 月 21 日現在)	第 19 期 (2023 年 5 月 19 日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	2,310,986	2,231,543
投資信託受益証券	34,278,324	34,234,005
親投資信託受益証券	99,861	99,841
流動資産合計	36,689,171	36,565,389
資産合計	36,689,171	36,565,389
負債の部		
流動負債		
未払受託者報酬	6,359	5,934
未払委託者報酬	205,397	192,135
未払利息	3	2
その他未払費用	381	359
流動負債合計	212,140	198,430
負債合計	212,140	198,430
純資産の部		
元本等		
元本	39,246,623	39,284,361
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△2,769,592	△2,917,402
（分配準備積立金）	8,670,882	9,170,781
元本等合計	36,477,031	36,366,959
純資産合計	36,477,031	36,366,959
負債純資産合計	36,689,171	36,565,389

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第 18 期 自 2022 年 5 月 20 日 至 2022 年 11 月 21 日	第 19 期 自 2022 年 11 月 22 日 至 2023 年 5 月 19 日
営業収益		
受取配当金	706,060	698,360
有価証券売買等損益	△1,720,872	△644,950
営業収益合計	△1,014,812	53,410
営業費用		
支払利息	230	245
受託者報酬	6,359	5,934
委託者報酬	205,397	192,135
その他費用	381	359
営業費用合計	212,367	198,673
営業利益又は営業損失（△）	△1,227,179	△145,263

経常利益又は経常損失（△）	△1, 227, 179	△145, 263
当期純利益又は当期純損失（△）	△1, 227, 179	△145, 263
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	△57, 835	-
期首剰余金又は期首欠損金（△）	△1, 714, 795	△2, 769, 592
剰余金増加額又は欠損金減少額	118, 582	-
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	118, 582	-
剰余金減少額又は欠損金増加額	4, 035	2, 547
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	4, 035	2, 547
分配金	-	-
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△2, 769, 592	△2, 917, 402

（３）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1. 運用資産の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、市場価格のある有価証券についてはその最終相場（計算日に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場）で評価しております。 市場価格のない有価証券については基準価額で評価しております。 親投資信託受益証券 基準価額で評価しております。
2. 費用・収益の計上基準	受取配当金 原則として配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。 投資信託受益証券については、原則として収益分配金落ち日において、当該収益分配金額を計上しております。 有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。
3. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。
4. その他	当ファンドの計算期間は、信託約款の規定により、2022 年 11 月 22 日から 2023 年 5 月 19 日までとなっております。

（重要な会計上の見積りに関する注記）

該当事項はありません。

（貸借対照表に関する注記）

第 18 期 2022 年 11 月 21 日現在	第 19 期 2023 年 5 月 19 日現在
1. 計算期間の末日における受益権の総数 39, 246, 623 口	1. 計算期間の末日における受益権の総数 39, 284, 361 口
2. 投資信託財産計算規則第 55 条の 6 第 1 項第 10 号に規定する額 元本の欠損 2, 769, 592 円	2. 投資信託財産計算規則第 55 条の 6 第 1 項第 10 号に規定する額 元本の欠損 2, 917, 402 円
3. 計算期間の末日における 1 単位当たりの純資産の額 1 口当たり純資産額 0. 9294 円 (10, 000 口当たり純資産額) (9, 294 円)	3. 計算期間の末日における 1 単位当たりの純資産の額 1 口当たり純資産額 0. 9257 円 (10, 000 口当たり純資産額) (9, 257 円)

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

第 18 期 自 2022 年 5 月 20 日 至 2022 年 11 月 21 日	第 19 期 自 2022 年 11 月 22 日 至 2023 年 5 月 19 日
1. 分配金の計算過程	1. 分配金の計算過程

項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	480,978 円	費用控除後の配当等収益額	A	499,899 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0 円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0 円
収益調整金額	C	8,115,150 円	収益調整金額	C	8,131,512 円
分配準備積立金額	D	8,189,904 円	分配準備積立金額	D	8,670,882 円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	16,786,032 円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	17,302,293 円
当ファンドの期末残存口数	F	39,246,623 口	当ファンドの期末残存口数	F	39,284,361 口
10,000 口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	4,277 円	10,000 口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	4,404 円
10,000 口当たり分配金額	H	0 円	10,000 口当たり分配金額	H	0 円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	0 円	収益分配金金額	I=F×H/10,000	0 円

(金融商品に関する注記)

(1) 金融商品の状況に関する事項

第 18 期 自 2022 年 5 月 20 日 至 2022 年 11 月 21 日	第 19 期 自 2022 年 11 月 22 日 至 2023 年 5 月 19 日
1. 金融商品に対する取組方針 当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 4 項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。 2. 金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク 当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 当ファンドが保有する有価証券の詳細は、(その他の注記)の 2 有価証券関係に記載しております。 これらは、バンクローンの価格変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。 3. 金融商品に係るリスク管理体制 委託会社においては、独立した投資リスク管理に関する委員会を設け、パフォーマンスの考査及び運用リスクの管理を行っております。 ○市場リスクの管理 市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行っております。 ○信用リスクの管理 信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行っております。 ○流動性リスクの管理 流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行っております。	1. 金融商品に対する取組方針 同左 2. 金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク 同左 3. 金融商品に係るリスク管理体制 同左

(2) 金融商品の時価等に関する事項

第 18 期 2022 年 11 月 21 日現在	第 19 期 2023 年 5 月 19 日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。 2. 時価の算定方法 投資信託受益証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。 親投資信託受益証券	1. 貸借対照表計上額、時価及び差額 同左 2. 時価の算定方法 同左

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	
---	--

(関連当事者との取引に関する注記)

第 18 期 自 2022 年 5 月 20 日 至 2022 年 11 月 21 日	第 19 期 自 2022 年 11 月 22 日 至 2023 年 5 月 19 日
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行なわれていないため、該当事項はございません。	同左

(その他の注記)

1 元本の移動

第 18 期 自 2022 年 5 月 20 日 至 2022 年 11 月 21 日	第 19 期 自 2022 年 11 月 22 日 至 2023 年 5 月 19 日
期首元本額 41,899,814 円	期首元本額 39,246,623 円
期中追加設定元本額 68,547 円	期中追加設定元本額 37,738 円
期中一部解約元本額 2,721,738 円	期中一部解約元本額 0 円

2 有価証券関係

売買目的有価証券

種類	第 18 期 自 2022 年 5 月 20 日 至 2022 年 11 月 21 日	第 19 期 自 2022 年 11 月 22 日 至 2023 年 5 月 19 日
	損益に含まれた評価差額 (円)	損益に含まれた評価差額 (円)
投資信託受益証券	△1,614,562	△642,087
親投資信託受益証券	△20	△20
合計	△1,614,582	△642,107

3 デリバティブ取引関係

該当事項はありません。

(4)【附属明細表】

第 1 有価証券明細表

(1)株式(2023 年 5 月 19 日現在)

該当事項はありません。

(2)株式以外の有価証券(2023 年 5 月 19 日現在)

(単位:円)

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
投資信託受益証券	日本円	ノムラ・グローバル・マネージャ ー・セレクトーバンクローン・ファ ンドー日本円為替ヘッジクラス	5,865	34,234,005	
	小計	銘柄数:1 組入時価比率:94.1%	5,865	34,234,005 99.7%	
	合計			34,234,005	
親投資信託受益	日本円	野村マネーマーケット マザーファ	99,553	99,841	

証券	小計	ンド			
		銘柄数：1 組入時価比率：0.3%	99,553	99,841 0.3%	
	合計			99,841	
合計				34,333,846	

(注1) 投資信託受益証券、投資証券及び親投資信託受益証券における券面総額の数値は、証券数を表示しております。

(注2) 比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

2023年7月28日

野村アセットマネジメント株式会社

取締役会 御 中

EY 新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 河野 明 史
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているUSバンクローンファンド・為替ヘッジなし（年2回決算型）の2022年1月22日から2023年5月19日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、USバンクローンファンド・為替ヘッジなし（年2回決算型）の2023年5月19日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、野村アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンデは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

野村アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

2. XBRL データは監査の対象には含まれていません。

【USバンクローンファンド・為替ヘッジなし（年2回決算型）】

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	第 18 期 (2022 年 11 月 21 日現在)	第 19 期 (2023 年 5 月 19 日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	8,464,343	7,252,851
投資信託受益証券	127,154,976	122,130,310
親投資信託受益証券	998,607	998,408
未収入金	1,196,398	2,093,674
流動資産合計	137,814,324	132,475,243
資産合計	137,814,324	132,475,243
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	96,718	92,690
未払解約金	1,541,247	670,497
未払受託者報酬	24,530	20,905
未払委託者報酬	793,126	675,642
未払利息	13	7
その他未払費用	1,570	1,313
流動負債合計	2,457,204	1,461,054
負債合計	2,457,204	1,461,054
純資産の部		
元本等		
元本	96,718,621	92,690,173
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	38,638,499	38,324,016
（分配準備積立金）	43,829,228	43,665,791
元本等合計	135,357,120	131,014,189
純資産合計	135,357,120	131,014,189
負債純資産合計	137,814,324	132,475,243

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第 18 期 自 2022 年 5 月 20 日 至 2022 年 11 月 21 日	第 19 期 自 2022 年 11 月 22 日 至 2023 年 5 月 19 日
営業収益		
受取配当金	2,820,030	2,565,270
受取利息	-	2
有価証券売買等損益	8,011,340	△544,376
営業収益合計	10,831,370	2,020,896
営業費用		
支払利息	1,123	1,038
受託者報酬	24,530	20,905
委託者報酬	793,126	675,642

その他費用	1,570	1,313
営業費用合計	820,349	698,898
営業利益又は営業損失（△）	10,011,021	1,321,998
経常利益又は経常損失（△）	10,011,021	1,321,998
当期純利益又は当期純損失（△）	10,011,021	1,321,998
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	1,404,886	△55,064
期首剰余金又は期首欠損金（△）	35,206,494	38,638,499
剰余金増加額又は欠損金減少額	248,988	81,500
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	248,988	81,500
剰余金減少額又は欠損金増加額	5,326,400	1,680,355
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	5,326,400	1,680,355
分配金	96,718	92,690
期末剰余金又は期末欠損金（△）	38,638,499	38,324,016

（３）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1. 運用資産の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、市場価格のある有価証券についてはその最終相場（計算日に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場）で評価しております。 市場価格のない有価証券については基準価額で評価しております。 親投資信託受益証券 基準価額で評価しております。
2. 費用・収益の計上基準	受取配当金 原則として配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。 投資信託受益証券については、原則として収益分配金落ち日において、当該収益分配金額を計上しております。 有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。
3. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。
4. その他	当ファンドの計算期間は、信託約款の規定により、2022年11月22日から2023年5月19日までとなっております。

（重要な会計上の見積りに関する注記）

該当事項はありません。

（貸借対照表に関する注記）

第18期 2022年11月21日現在	第19期 2023年5月19日現在
1. 計算期間の末日における受益権の総数 96,718,621 口	1. 計算期間の末日における受益権の総数 92,690,173 口
2. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 1.3995 円 (10,000口当たり純資産額) (13,995 円)	2. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 1.4135 円 (10,000口当たり純資産額) (14,135 円)

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

第18期 自 2022年5月20日 至 2022年11月21日	第19期 自 2022年11月22日 至 2023年5月19日
1. 分配金の計算過程	1. 分配金の計算過程
項目	項目

費用控除後の配当等収益額	A	2,405,192 円	費用控除後の配当等収益額	A	1,835,105 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売却等損益額	B	0 円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売却等損益額	B	0 円
収益調整金額	C	18,321,432 円	収益調整金額	C	17,656,467 円
分配準備積立金額	D	41,520,754 円	分配準備積立金額	D	41,923,376 円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	62,247,378 円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	61,414,948 円
当ファンドの期末残存口数	F	96,718,621 口	当ファンドの期末残存口数	F	92,690,173 口
10,000 口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	6,435 円	10,000 口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	6,625 円
10,000 口当たり分配金額	H	10 円	10,000 口当たり分配金額	H	10 円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	96,718 円	収益分配金金額	I=F×H/10,000	92,690 円

(金融商品に関する注記)

(1) 金融商品の状況に関する事項

第 18 期 自 2022 年 5 月 20 日 至 2022 年 11 月 21 日	第 19 期 自 2022 年 11 月 22 日 至 2023 年 5 月 19 日
1. 金融商品に対する取組方針 当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 4 項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。 2. 金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク 当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 当ファンドが保有する有価証券の詳細は、(その他の注記)の 2 有価証券関係に記載しております。 これらは、バンクローンの価格変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。 3. 金融商品に係るリスク管理体制 委託会社においては、独立した投資リスク管理に関する委員会を設け、パフォーマンスの考査及び運用リスクの管理を行なっております。 ○市場リスクの管理 市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行なっております。 ○信用リスクの管理 信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行なっております。 ○流動性リスクの管理 流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行なっております。	1. 金融商品に対する取組方針 同左 2. 金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク 同左 3. 金融商品に係るリスク管理体制 同左

(2) 金融商品の時価等に関する事項

第 18 期 2022 年 11 月 21 日現在	第 19 期 2023 年 5 月 19 日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。 2. 時価の算定方法 投資信託受益証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。 親投資信託受益証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。	1. 貸借対照表計上額、時価及び差額 同左 2. 時価の算定方法 同左

おります。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	
--	--

(関連当事者との取引に関する注記)

第 18 期 自 2022 年 5 月 20 日 至 2022 年 11 月 21 日	第 19 期 自 2022 年 11 月 22 日 至 2023 年 5 月 19 日
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行なわれていないため、該当事項はございません。	同左

(その他の注記)

1 元本の移動

第 18 期 自 2022 年 5 月 20 日 至 2022 年 11 月 21 日	第 19 期 自 2022 年 11 月 22 日 至 2023 年 5 月 19 日
期首元本額 113,433,723 円	期首元本額 96,718,621 円
期中追加設定元本額 615,037 円	期中追加設定元本額 220,147 円
期中一部解約元本額 17,330,139 円	期中一部解約元本額 4,248,595 円

2 有価証券関係

売買目的有価証券

種類	第 18 期 自 2022 年 5 月 20 日 至 2022 年 11 月 21 日	第 19 期 自 2022 年 11 月 22 日 至 2023 年 5 月 19 日
	損益に含まれた評価差額 (円)	損益に含まれた評価差額 (円)
投資信託受益証券	6,842,025	△430,621
親投資信託受益証券	△199	△199
合計	6,841,826	△430,820

3 デリバティブ取引関係

該当事項はありません。

(4) 【附属明細表】

第 1 有価証券明細表

(1) 株式(2023 年 5 月 19 日現在)

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券(2023 年 5 月 19 日現在)

(単位:円)

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
投資信託受益証券	日本円	ノムラ・グローバル・マネージャー・セレクトーバンクローン・ファンドー日本円クラス	13,945	122,130,310	
	小計	銘柄数: 1 組入時価比率: 93.2%	13,945	122,130,310 99.2%	
	合計			122,130,310	
親投資信託受益証券	日本円	野村マネーマーケット マザーファンド	995,521	998,408	

	小計	銘柄数：1 組入時価比率：0.8%	995,521	998,408 0.8%	
	合計			998,408	
合計				123,128,718	

(注1) 投資信託受益証券、投資証券及び親投資信託受益証券における券面総額の数値は、証券数を表示しております。

(注2) 比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

(参考)

「ＵＳバンクローンファンド」の各ファンドは「野村マネーマーケット マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された親投資信託受益証券は、すべて同親投資信託の受益証券です。
なお、以下に記載した状況は監査の対象外となっております。

野村マネーマーケット マザーファンド

貸借対照表

(単位：円)

(2023年5月19日現在)

資産の部	
流動資産	
コール・ローン	18,515,784
特殊債券	28,037,190
未収利息	33,783
前払費用	19,227
流動資産合計	46,605,984
資産合計	46,605,984
負債の部	
流動負債	
未払利息	20
流動負債合計	20
負債合計	20
純資産の部	
元本等	
元本	46,471,378
剰余金	
期末剰余金又は期末欠損金（△）	134,586
元本等合計	46,605,964
純資産合計	46,605,964
負債純資産合計	46,605,984

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 運用資産の評価基準及び評価方法	特殊債券
--------------------	------

2. 費用・収益の計上基準	原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、価格情報会社の提供する価額等で評価しております。 有価証券売買等損益
3. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	約定日基準で計上しております。 金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

(重要な会計上の見積りに関する注記)
該当事項はありません。

(貸借対照表に関する注記)

2023 年 5 月 19 日現在	
1. 計算期間の末日における 1 単位当たりの純資産の額	
1 口当たり純資産額	1. 0029 円
(10,000 口当たり純資産額)	(10, 029 円)

(金融商品に関する注記)

(1) 金融商品の状況に関する事項

自 2022 年 11 月 22 日 至 2023 年 5 月 19 日	
1. 金融商品に対する取組方針	
当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 4 項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。	
2. 金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク	
当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。	
当ファンドが保有する有価証券の詳細は、附属明細表に記載しております。	
これらは、金利変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。	
3. 金融商品に係るリスク管理体制	
委託会社においては、独立した投資リスク管理に関する委員会を設け、パフォーマンスの考査及び運用リスクの管理を行なっております。	
○市場リスクの管理	
市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行なっております。	
○信用リスクの管理	
信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行なっております。	
○流動性リスクの管理	
流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行なっております。	

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2023 年 5 月 19 日現在	
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	
貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	
2. 時価の算定方法	
特殊債券	
(重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。	
コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務	
これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	

(その他の注記)

元本の移動及び期末元本額の内訳

2023 年 5 月 19 日現在	
期首	2022 年 11 月 22 日
本報告書における開示対象ファンドの期首における当ファンドの元本額	46, 471, 378 円
同期中における追加設定元本額	0 円
同期中における一部解約元本額	0 円
期末元本額	46, 471, 378 円
期末元本額の内訳*	
野村北米 R E I T 投信 (円コース) 毎月分配型	6, 330, 625 円

野村北米REIT投信（豪ドルコース）毎月分配型	7,304,915 円
野村北米REIT投信（ブラジルリアルコース）毎月分配型	26,076,177 円
野村北米REIT投信（南アフリカランドコース）毎月分配型	116,655 円
野村北米REIT投信（円コース）年2回決算型	1,401,832 円
野村北米REIT投信（豪ドルコース）年2回決算型	507,609 円
野村北米REIT投信（ブラジルリアルコース）年2回決算型	1,594,426 円
野村北米REIT投信（南アフリカランドコース）年2回決算型	13,203 円
USバンクローンファンド・為替ヘッジあり（毎月分配型）	995,521 円
USバンクローンファンド・為替ヘッジなし（毎月分配型）	995,521 円
USバンクローンファンド・為替ヘッジあり（年2回決算型）	99,553 円
USバンクローンファンド・為替ヘッジなし（年2回決算型）	995,521 円
野村北米REIT投信（米ドルコース）毎月分配型	9,955 円
野村北米REIT投信（メキシコペソコース）毎月分配型	9,955 円
野村北米REIT投信（米ドルコース）年2回決算型	9,955 円
野村北米REIT投信（メキシコペソコース）年2回決算型	9,955 円

*は当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式(2023年5月19日現在)

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券(2023年5月19日現在)

(単位:円)

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
特殊債券	日本円	日本高速道路保有・債務返済機構債券 政府保証債第190回	10,000,000	10,001,865	
		日本高速道路保有・債務返済機構債券 政府保証債第197回	7,000,000	7,017,670	
		日本政策金融公庫債券 政府保証第26回	11,000,000	11,017,655	
	小計	銘柄数: 3 組入時価比率: 60.2%	28,000,000	28,037,190 100.0%	
合計				28,037,190	

(注1) 比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

2 【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

USバンクローンファンド・為替ヘッジあり（毎月分配型）

2023年6月30日現在

I 資産総額	211,567,783円
II 負債総額	157,738円
III 純資産総額（I－II）	211,410,045円
IV 発行済口数	290,386,728口
V 1口当たり純資産額（III／IV）	0.7280円

USバンクローンファンド・為替ヘッジなし（毎月分配型）

2023年6月30日現在

I 資産総額	1,394,872,975円
II 負債総額	2,836,418円
III 純資産総額（I－II）	1,392,036,557円
IV 発行済口数	1,353,787,242口
V 1口当たり純資産額（III／IV）	1.0283円

USバンクローンファンド・為替ヘッジあり（年2回決算型）

2023年6月30日現在

I 資産総額	36,719,516円
II 負債総額	46,055円
III 純資産総額（I－II）	36,673,461円
IV 発行済口数	39,285,411口
V 1口当たり純資産額（III／IV）	0.9335円

USバンクローンファンド・為替ヘッジなし（年2回決算型）

2023年6月30日現在

I 資産総額	136,118,386円
II 負債総額	166,067円
III 純資産総額（I－II）	135,952,319円
IV 発行済口数	90,856,608口
V 1口当たり純資産額（III／IV）	1.4963円

2023年6月30日現在

I 資産総額	46,604,167円
II 負債総額	39円
III 純資産総額 (I - II)	46,604,128円
IV 発行済口数	46,471,378口
V 1口当たり純資産額 (III/IV)	1.0029円

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

(1) 受益証券の名義書換えの事務等

該当事項はありません。

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。

(2) 受益者に対する特典

該当事項はありません。

(3) 受益権の譲渡

①受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

②上記①の申請のある場合には、上記①の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記①の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。

③上記①の振替について、委託者は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めたときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(4) 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

(5) 受益権の再分割

委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(6) 質権口記載又は記録の受益権の取り扱い

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

(1)資本金の額

2023年6月末現在、17,180百万円

会社が発行する株式総数 20,000,000株

発行済株式総数 5,150,693株

過去5年間における主な資本金の額の増減：該当事項はありません。

(2)会社の機構

(a)会社の意思決定機構

当社は監査等委員会設置会社であり、会社の機関として株主総会、取締役会のほか代表取締役および監査等委員会を設けております。各機関の権限は以下のとおりです。

株主総会

株主により構成され、取締役・会計監査人の選任・解任、剰余金の配当の承認、定款変更・合併等の重要事項の承認等を行います。

取締役会

取締役により構成され、当社の業務につき意思決定を行います。また代表取締役等を選任し、取締役の職務の執行を監督します。

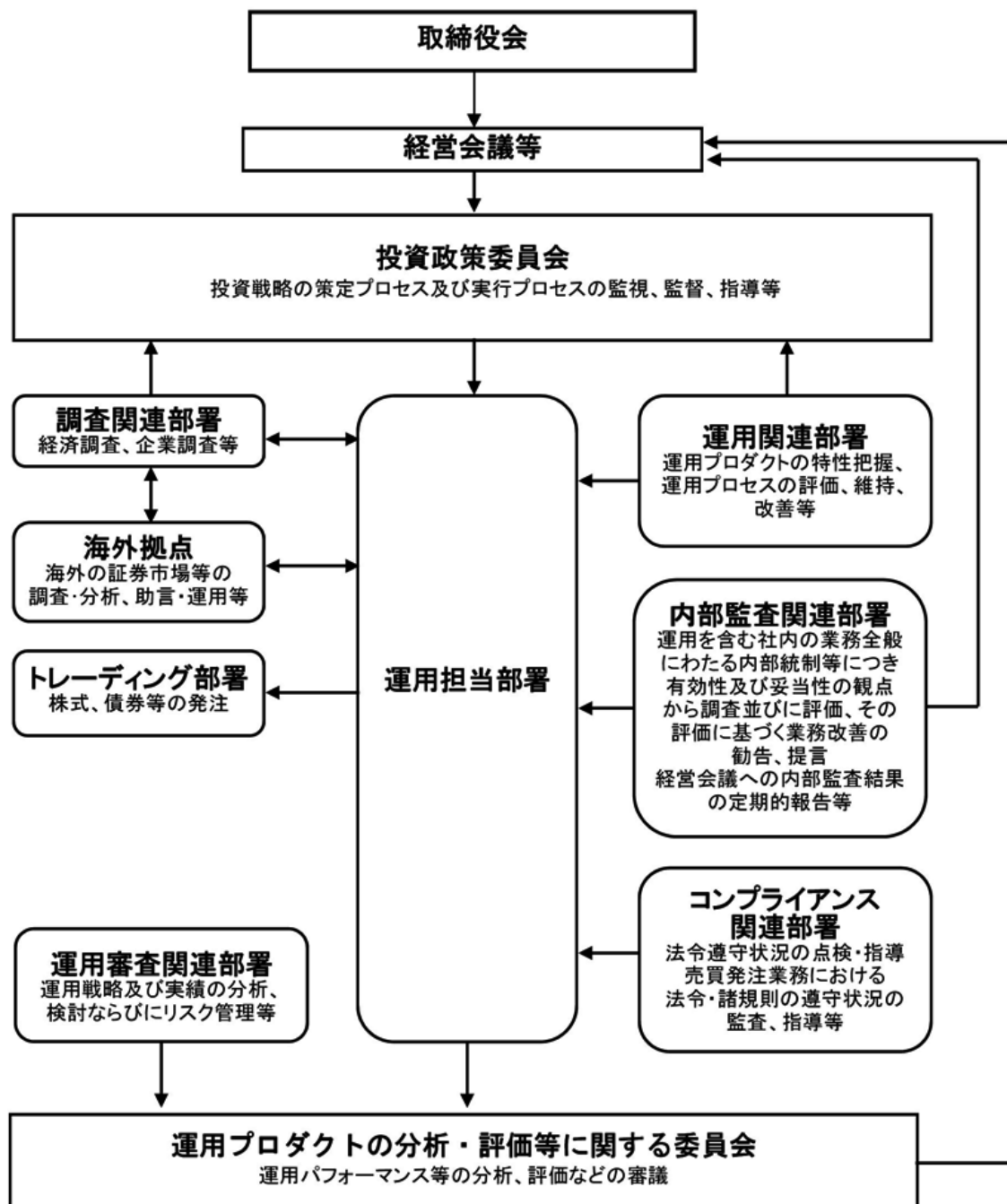
代表取締役・業務執行取締役

代表取締役を含む各業務執行取締役は、当社の業務の執行を行います。代表取締役は当社を代表いたします。また取締役会により委任された一定の事項について、代表取締役を含む業務執行取締役で構成される経営会議が意思決定を行います。なお、当社は執行役員制度を導入しており、経営会議の構成員には執行役員が含まれます。

監査等委員会

監査等委員である取締役3名以上（但し、過半数は社外取締役）で構成され、取締役の職務執行の適法性および妥当性に関する監査を行うとともに、株主総会に提出する会計監査人の選任・解任・不再任に関する議案の内容や監査等委員である取締役以外の取締役の選任・解任・辞任および報酬等についての監査等委員会としての意見を決定します。

(b) 投資信託の運用体制



2 【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託者は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める第二種金融商品取引業に係る業務の一部及び投資助言業務を行っています。

委託者の運用する証券投資信託は 2023 年 5 月 31 日現在次の通りです(ただし、親投資信託を除きます。)。

種類	本数	純資産総額(百万円)
追加型株式投資信託	998	42,317,159
単位型株式投資信託	191	818,734
追加型公社債投資信託	14	6,467,645
単位型公社債投資信託	475	1,049,011
合計	1,678	50,652,550

3【委託会社等の経理状況】

1. 委託会社である野村アセットマネジメント株式会社(以下「委託会社」という)の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和 38 年大蔵省令第 59 号、以下「財務諸表等規則」という)、ならびに同規則第 2 条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成 19 年 8 月 6 日内閣府令第 52 号)により作成しております。
2. 財務諸表の記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。
3. 委託会社は、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づき、事業年度(2022 年 4 月 1 日から 2023 年 3 月 31 日まで)の財務諸表について、EY 新日本有限責任監査法人の監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

2023年6月9日

野村アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

EY 新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 湯 原 尚
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 水 永 真太郎
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている野村アセットマネジメント株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの第64期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、野村アセットマネジメント株式会社の2023年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財

務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
2. XBRL データは監査の対象には含まれていません。

(1)【貸借対照表】

		前事業年度 (2022年3月31日)		当事業年度 (2023年3月31日)	
区分	注記 番号	金額(百万円)		金額(百万円)	
(資産の部)					
流動資産					
現金・預金			2,006		1,865
金銭の信託			35,894		42,108
有価証券			29,300		21,900
前払金			11		11
前払費用			454		775
未収入金			694		1,775
未収委託者報酬			27,176		26,116
未収運用受託報酬			4,002		3,780
短期貸付金			1,835		1,001
未収還付法人税等			-		2,083
その他			57		84
貸倒引当金			△15		△15
流動資産計			101,417		101,486
固定資産					
有形固定資産			1,744		1,335
建物	※2	1,219		906	
器具備品	※2	525		428	
無形固定資産			5,210		5,563
ソフトウェア		5,209		5,562	
その他		0		0	
投資その他の資産			16,067		16,336
投資有価証券		2,201		1,793	
関係会社株式		9,214		10,025	
長期差入保証金		443		520	
長期前払費用		13		10	
前払年金費用		1,297		1,553	
繰延税金資産		2,784		2,340	
その他		112		92	
固定資産計			23,023		23,235
資産合計			124,440		124,722

		前事業年度 (2022 年 3 月 31 日)		当事業年度 (2023 年 3 月 31 日)		
区分	注記 番号	金額(百万円)		金額(百万円)		
(負債の部)						
流動負債	※ 1					
預り金			120		124	
未払金			17,615		17,879	
未払収益分配金		0		0		
未払償還金		17		57		
未払手数料		8,357		8,409		
関係会社未払金		8,149		8,911		
その他未払金		1,089		500		
未払費用			9,512		9,682	
未払法人税等			1,319		1,024	
前受収益			22		22	
賞与引当金			4,416		3,635	
その他			121		46	
流動負債計			33,127		32,414	
固定負債						
退職給付引当金				3,194		2,940
時効後支払損引当金				588		595
資産除去債務				1,123		1,123
固定負債計			4,905		4,659	
負債合計			38,033		37,074	
(純資産の部)						
株主資本			86,232		87,419	
資本金			17,180		17,180	
資本剰余金			13,729		13,729	
資本準備金		11,729		11,729		
その他資本剰余金		2,000		2,000		
利益剰余金			55,322		56,509	
利益準備金		685		685		
その他利益剰余金		54,637		55,823		
別途積立金		24,606		24,606		
繰越利益剰余金		30,030		31,217		
評価・換算差額等			174		229	
その他有価証券評価差額金			174		229	
純資産合計			86,407		87,648	
負債・純資産合計			124,440		124,722	

(2) 【損益計算書】

		前事業年度 (自 2021 年 4 月 1 日 至 2022 年 3 月 31 日)		当事業年度 (自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日)	
区分	注記 番号	金額(百万円)		金額(百万円)	
営業収益					
委託者報酬			115,733		113,491
運用受託報酬			17,671		18,198
その他営業収益			530		331
営業収益計			133,935		132,021
営業費用					
支払手数料			39,087		38,684
広告宣伝費			804		1,187
公告費			0		0
調査費			26,650		29,050
調査費		4,867		6,045	
委託調査費		21,783		23,004	
委託計算費			1,384		1,363
営業雑経費			3,094		3,302
通信費		72		89	
印刷費		918		903	
協会費		79		83	
諸経費		2,023		2,225	
営業費用計			71,021		73,587
一般管理費					
給料			12,033		11,316
役員報酬		229		226	
給料・手当		7,375		7,752	
賞与		4,427		3,337	
交際費			47		78
寄付金			73		115
旅費交通費			65		283
租税公課			1,049		963
不動産賃借料			1,432		1,232
退職給付費用			1,212		829
固定資産減価償却費			2,525		2,409
諸経費			11,116		12,439
一般管理費計			29,556		29,669
営業利益			33,357		28,763

		前事業年度 (自 2021 年 4 月 1 日 至 2022 年 3 月 31 日)		当事業年度 (自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日)	
区分	注記 番号	金額(百万円)		金額(百万円)	
営業外収益					
受取配当金	※ 1	3,530		7,645	
受取利息		10		45	
為替差益		-		49	
その他		1,268		637	
営業外収益計			4,809		8,377
営業外費用					
金銭の信託運用損		1,387		1,736	
時効後支払損引当金繰入額		12		10	
為替差損		23		-	
その他		266		8	
営業外費用計			1,689		1,755
経常利益			36,477		35,385
特別利益					
投資有価証券等売却益		26		10	
株式報酬受入益		53		46	
固定資産売却益		9		-	
資産除去債務履行差額		141		-	
特別利益計			230		57
特別損失					
投資有価証券等売却損		0		16	
関係会社株式評価損		727		-	
固定資産除却損	※ 2	374		52	
資産除去債務履行差額		0		-	
事務所移転費用		54		-	
特別損失計			1,158		69
税引前当期純利益			35,549		35,374
法人税、住民税及び事業税			10,474		8,890
法人税等調整額			171		419
当期純利益			24,904		26,064

(3) 【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 2021 年 4 月 1 日 至 2022 年 3 月 31 日)

(単位：百万円)

	株主資本								
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				株 主 資 本 合 計
		資 本 準備金	その他 資 本 剰余金	資 本 剰余金 合 計	利 益 準備金	その他利益剰余金		利 益 剰余金 合 計	
						別 途 積立金	繰 越 利 益 剰余金		
当期首残高	17, 180	11, 729	2, 000	13, 729	685	24, 606	31, 395	56, 686	87, 596
当期変動額									
剰余金の配当							△26, 268	△26, 268	△26, 268
当期純利益							24, 904	24, 904	24, 904
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)									
当期変動額合計	—	—	—	—	—	—	△1, 364	△1, 364	△1, 364
当期末残高	17, 180	11, 729	2, 000	13, 729	685	24, 606	30, 030	55, 322	86, 232

(単位：百万円)

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	57	57	87,654
当期変動額			
剰余金の配当			△26,268
当期純利益			24,904
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)	116	116	116
当期変動額合計	116	116	△1,247
当期末残高	174	174	86,407

当事業年度(自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日)

(単位：百万円)

	株主資本								
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				株 主 資 本 合 計
		資 本 準備金	その他 資 本 剰余金	資 本 剰余金 合 計	利 益 準備金	その他利益剰余金		利 益 剰余金 合 計	
						別 途 積立金	繰 越 利 益 剰余金		
当期首残高	17,180	11,729	2,000	13,729	685	24,606	30,030	55,322	86,232
当期変動額									
剰余金の配当							△24,877	△24,877	△24,877
当期純利益							26,064	26,064	26,064
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)									
当期変動額合計	—	—	—	—	—	—	1,186	1,186	1,186
当期末残高	17,180	11,729	2,000	13,729	685	24,606	31,217	56,509	87,419

(単位：百万円)

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	174	174	86,407
当期変動額			
剰余金の配当			△24,877
当期純利益			26,064
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)	54	54	54
当期変動額合計	54	54	1,240
当期末残高	229	229	87,648

[重要な会計方針]

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	(1) 子会社株式及び関連会社株式 … 移動平均法による原価法 (2) その他有価証券 市場価格のない … 時価法 株式等以外のもの (評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定) 市場価格のない … 移動平均法による原価法 株式等						
2. 金銭の信託の評価基準及び評価方法	時価法						
3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法	時価法						
4. 外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準	外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。						
5. 固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産 定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(附属設備を除く)、並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。 主な耐用年数は以下の通りであります。 <table> <tr> <td>建物</td><td>6年</td></tr> <tr> <td>附属設備</td><td>6～15年</td></tr> <tr> <td>器具備品</td><td>4～15年</td></tr> </table> (2) 無形固定資産及び投資その他の資産 定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。	建物	6年	附属設備	6～15年	器具備品	4～15年
建物	6年						
附属設備	6～15年						
器具備品	4～15年						
6. 引当金の計上基準	(1) 貸倒引当金 一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。 (2) 賞与引当金 賞与の支払いに備えるため、支払見込額を計上しております。 (3) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、退職一時金及び確定給付型企业年金について、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。 ① 退職給付見込額の期間帰属方法 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。 ② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法 確定給付型企业年金に係る数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、発生した事業年度の翌期から費用処理することとしております。また、退職一時金に係る数理計算上の差異は、発生した事業年度の翌期に一括して費用処理することとしております。 退職一時金及び確定給付型企业年金に係る過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、発生した事業年度から費用処理することとしております。 (4) 時効後支払損引当金 時効成立のため利益計上した収益分配金及び償還金について、受益者からの今後の支払請求に備えるため、過去の支払実績に基づく将来の支払見込額を計上しております。						

7. 収益及び費用の計上基準	当社は、資産運用サービスから委託者報酬、運用受託報酬を稼得しております。これらには成功報酬が含まれる場合があります。 ① 委託者報酬 委託者報酬は、投資信託の信託約款に基づき日々の純資産総額に対する一定割合として認識され、確定した報酬を投資信託によって主に年4回、もしくは年2回受取ります。当該報酬は期間の経過とともに履行義務が充足されるという前提に基づき、投資信託の運用期間にわたり収益として認識しております。 ② 運用受託報酬 運用受託報酬は、投資顧問契約に基づき契約期間の純資産総額等に対する一定割合として認識され、確定した報酬を顧問口座によって主に年4回、もしくは年2回受取ります。当該報酬は期間の経過とともに履行義務が充足されるという前提に基づき、顧問口座の運用期間にわたり収益として認識しております。 ③ 成功報酬 成功報酬は、対象となる投資信託または顧問口座の特定のベンチマークまたはその他のパフォーマンス目標を上回る超過運用益に対する一定割合として認識されます。当該報酬は成功報酬を受領する権利が確定した時点で収益として認識しております。
-----------------------	--

[会計上の見積りに関する注記]

該当事項はありません。

[会計方針の変更]

(時価の算定に関する会計基準の適用)

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。)を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することとしております。

これにより、「金融商品関係」注記において、金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項等の注記を行うこととしました。

なお、「金融商品関係」注記の金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項における投資信託に関する注記事項においては、時価算定会計基準適用指針第27-3項に従って、前事業年度に係るものについては記載しておりません。

[未適用の会計基準等]

該当事項はありません。

[注記事項]

◇ 貸借対照表関係

前事業年度末 (2022年3月31日)	当事業年度末 (2023年3月31日)
※1. 関係会社に対する資産及び負債 区分掲記されたもの以外で各科目に含まれているものは、次のとおりであります。 未払費用 1,223 百万円	※1. 関係会社に対する資産及び負債 区分掲記されたもの以外で各科目に含まれているものは、次のとおりであります。 未払費用 1,350 百万円
※2. 有形固定資産より控除した減価償却累計額 建物 589 百万円 器具備品 618 合計 1,207	※2. 有形固定資産より控除した減価償却累計額 建物 901 百万円 器具備品 657 合計 1,559

◇ 損益計算書関係

前事業年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	当事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)
※1. 関係会社に係る注記 区分掲記されたもの以外で関係会社に対するものは、次のとおりであります。 受取配当金 3,525 百万円	※1. 関係会社に係る注記 区分掲記されたもの以外で関係会社に対するものは、次のとおりであります。 受取配当金 7,634 百万円
※2. 固定資産除却損 建物 346 百万円 器具備品 28 ソフトウェア - 合計 374	※2. 固定資産除却損 建物 0 百万円 器具備品 0 ソフトウェア 52 合計 52

◇ 株主資本等変動計算書関係

前事業年度(自 2021 年 4 月 1 日 至 2022 年 3 月 31 日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
普通株式	5,150,693 株	—	—	5,150,693 株

2. 剰余金の配当に関する事項

(1) 配当財産が金銭である場合における当該金銭の総額

2021 年 5 月 14 日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

配当金の総額 26,268 百万円

配当の原資 利益剰余金

1 株当たり配当額 5,100 円

基準日 2021 年 3 月 31 日

効力発生日 2021 年 6 月 30 日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

2022 年 5 月 18 日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

配当金の総額 24,877 百万円

配当の原資 利益剰余金

1 株当たり配当額 4,830 円

基準日 2022 年 3 月 31 日

効力発生日 2022 年 6 月 30 日

当事業年度(自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
普通株式	5,150,693 株	—	—	5,150,693 株

2. 剰余金の配当に関する事項

(1) 配当財産が金銭である場合における当該金銭の総額

2022 年 5 月 18 日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

配当金の総額	24,877 百万円
配当の原資	利益剰余金
1 株当たり配当額	4,830 円
基準日	2022 年 3 月 31 日
効力発生日	2022 年 6 月 30 日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

2023 年 5 月 23 日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

配当金の総額	55,782 百万円
配当の原資	利益剰余金
1 株当たり配当額	10,830 円
基準日	2023 年 3 月 31 日
効力発生日	2023 年 6 月 30 日

◇ 金融商品関係

前事業年度（自 2021 年 4 月 1 日 至 2022 年 3 月 31 日）

1. 金融商品の状況に関する事項

（1）金融商品に対する取組方針

当社は、投資信託の運用を業として行っており、自社が運用する投資信託の商品性維持等を目的として、当該投資信託を特定金外信託を通じ保有しております。特定金外信託を通じ行っているデリバティブ取引については、保有する投資信託にかかる将来の為替及び価格の変動によるリスクの軽減を目的としているため、投資信託保有残高の範囲内で行うこととし、投機目的のためのデリバティブ取引は行わない方針であります。

なお、余資運用に関しては、譲渡性預金等安全性の高い金融資産で運用し、資金調達に関しては、親会社である野村ホールディングス株式会社及びその他の金融機関からの短期借入による方針であります。

（2）金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

特定金外信託を通じ保有している投資信託につきましては、為替変動リスクや価格変動リスクに晒されておりますが、その大部分については為替予約、株価指数先物、債券先物などのデリバティブ取引によりヘッジしております。また、株式につきましては、政策投資として、あるいは業務上の関係維持を目的として保有しておりますが、価格変動リスクに晒されております。有価証券及び投資有価証券並びに金銭の信託については財務部が管理しており、定期的に時価や発行体の財務状況を把握し、その内容を経営に報告しております。

デリバティブ取引の実行及び管理については、財務部及び運用部で行っております。デリバティブ取引については、取引相手先として高格付を有する金融機関に限定しているため信用リスクはほとんどないと認識しております。財務部は月に一度デリバティブ取引の内容を含んだ財務報告を経営会議で行っております。

また、営業債権である未収委託者報酬は、投資信託約款に基づき、信託財産から委託者に対して支払われる信託報酬の未払金額であり、信託財産は受託銀行において分別保管されているため、信用リスクはほとんどないと認識しております。同じく営業債権である未収運用受託報酬は、投資顧問契約に基づき、運用受託者に対して支払われる報酬の未払金額であります。この未収運用受託報酬は、信託財産から運用受託者に対して支払われる場合は、信託財産が信託銀行において分別保管されているため、信用リスクはほとんどないと認識しており、顧客から直接運用受託者に対して支払われる場合は、当該顧客の信用リスクにさらされておりますが、顧客ごとに決済期日および残高を管理することにより、回収懸念の早期把握や回収リスクの軽減を図っております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2022年3月31日における貸借対照表計上額、時価、及びこれらの差額については次のとおりです。

(単位：百万円)

	貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 金銭の信託	35,894	35,894	-
資産計	35,894	35,894	-
(2) その他（デリバティブ取引）	121	121	-
負債計	121	121	-

(注1) 現金・預金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、有価証券、短期貸付金、未払金、未払費用、未払法人税等は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(注2) 投資有価証券及び関係会社株式は、市場価格のない株式等及び組合出資金等であることから、上表には含まれておりません。当該金融商品の貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

	前事業年度（百万円）
市場価格のない株式等（※）1. 2	9,529
組合出資金等	1,886
合計	11,415

(※) 1 市場価格のない株式等には非上場株式等が含まれております。

2 非上場株式等について、前事業年度において727百万円減損処理を行っております。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
預金	2,006	-	-	-
金銭の信託	35,894	-	-	-
未収委託者報酬	27,176	-	-	-
未収運用受託報酬	4,002	-	-	-
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券	29,300	-	-	-
短期貸付金	1,835			
合計	100,215	-	-	-

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接または間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

区分	貸借対照表計上額（単位：百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
金銭の信託（運用目的・その他） （※）	-	1,736	-	1,736
資産計	-	1,736	-	1,736
デリバティブ取引（通貨関連）	-	121	-	121
負債計	-	121	-	121

（※）時価算定適用指針第26項に従い経過措置を適用し、投資信託を主要な構成物とする金銭の信託34,157百万円は表中に含まれておりません。

（注）時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

金銭の信託

信託財産は、主として投資信託、デリバティブ取引、その他の資産（コールローン・委託証拠金等）で構成されております。

信託財産を構成する金融商品の時価について、投資信託は基準価額、デリバティブ取引に関しては、上場デリバティブ取引は取引所の価格、為替予約取引は先物為替相場、店頭デリバティブ取引は取引先金融機関から提示された価格等によっております。また、その他の資産については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

デリバティブ取引

時価の算定方法は、取引先金融機関から提示された価格等に基づき算出しており、レベル2の時価に分類しております。

1. 金融商品の状況に関する事項

（1）金融商品に対する取組方針

当社は、投資信託の運用を業として行っており、自社が運用する投資信託の商品性維持等を目的として、当該投資信託を特定金外信託を通じ保有しております。特定金外信託を通じ行っているデリバティブ取引については、保有する投資信託にかかる将来の為替及び価格の変動によるリスクの軽減を目的としているため、投資信託保有残高の範囲内で行うこととし、投機目的のためのデリバティブ取引は行わない方針であります。

なお、余資運用に関しては、譲渡性預金等安全性の高い金融資産で運用し、資金調達に関しては、親会社である野村ホールディングス株式会社及びその他の金融機関からの短期借入による方針であります。

（2）金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

特定金外信託を通じ保有している投資信託につきましては、為替変動リスクや価格変動リスクに晒されておりますが、その大部分については為替予約、株価指数先物、債券先物などのデリバティブ取引によりヘッジしております。また、株式につきましては、政策投資として、あるいは業務上の関係維持を目的として保有しておりますが、価格変動リスクに晒されております。有価証券及び投資有価証券並びに金銭の信託については財務部が管理しており、定期的に時価や発行体の財務状況を把握し、その内容を経営に報告しております。

デリバティブ取引の実行及び管理については、財務部及び運用部で行っております。デリバティブ取引については、取引相手先として高格付を有する金融機関に限定しているため信用リスクはほとんどないと認識しております。財務部は月に一度デリバティブ取引の内容を含んだ財務報告を経営会議で行っております。

また、営業債権である未収委託者報酬は、投資信託約款に基づき、信託財産から委託者に対して支払われる信託報酬の未払金額であり、信託財産は受託銀行において分別保管されているため、信用リスクはほとんどないと認識しております。同じく営業債権である未収運用受託報酬は、投資顧問契約に基づき、運用受託者に対して支払われる報酬の未払金額であります。この未収運用受託報酬は、信託財産から運用受託者に対して支払われる場合は、信託財産が信託銀行において分別保管されているため、信用リスクはほとんどないと認識しており、顧客から直接運用受託者に対して支払われる場合は、当該顧客の信用リスクにさらされておりますが、顧客ごとに決済期日および残高を管理することにより、回収懸念の早期把握や回収リスクの軽減を図っております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2023年3月31日における貸借対照表計上額、時価、及びこれらの差額については次のとおりです。

(単位：百万円)

	貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 金銭の信託	42,108	42,108	-
資産計	42,108	42,108	-
(2) その他（デリバティブ取引）	46	46	-
負債計	46	46	-

(注1) 現金・預金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、有価証券、短期貸付金、未払金、未払費用、未払法人税等は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(注2) 投資有価証券及び関係会社株式は、市場価格のない株式等及び組合出資金等であることから、上表には含まれておりません。当該金融商品の貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

	当事業年度（百万円）
市場価格のない株式等（※）	10,261
組合出資金等	1,557
合計	11,819

(※) 市場価格のない株式等には非上場株式等が含まれております。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
預金	1,865	-	-	-
金銭の信託	42,108	-	-	-
未収委託者報酬	26,116	-	-	-
未収運用受託報酬	3,780	-	-	-
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券	21,900	-	-	-
短期貸付金	1,001			
合計	96,772	-	-	-

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接または間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

区分	貸借対照表計上額（単位：百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
金銭の信託（運用目的・その他）	-	42,108	-	42,108
資産計	-	42,108	-	42,108
デリバティブ取引（通貨関連）	-	46	-	46
負債計	-	46	-	46

（注）時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

金銭の信託

信託財産は、主として投資信託、デリバティブ取引、その他の資産（コールローン・委託証拠金等）で構成されております。

信託財産を構成する金融商品の時価について、投資信託は基準価額、デリバティブ取引に関しては、上場デリバティブ取引は取引所の価格、為替予約取引は先物為替相場、店頭デリバティブ取引は取引先金融機関から提示された価格等によっております。また、その他の資産については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。構成物のレベルに基づき、レベル2の時価に分類しております。

デリバティブ取引

時価の算定方法は、取引先金融機関から提示された価格等に基づき算出しており、レベル2の時価に分類しております。

◇ 有価証券関係

前事業年度（自 2021 年 4 月 1 日 至 2022 年 3 月 31 日）

1. 売買目的有価証券(2022 年 3 月 31 日)

該当事項はありません。

2. 満期保有目的の債券(2022 年 3 月 31 日)

該当事項はありません。

3. 子会社株式及び関連会社株式(2022 年 3 月 31 日)

市場価格のない株式等の貸借対照表計上額

区分	前事業年度 (百万円)
子会社株式	9,107
関連会社株式	106

4. その他有価証券(2022 年 3 月 31 日)

区分	貸借対照表 計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの 株式	-	-	-
小計	-	-	-
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの 譲渡性預金	29,300	29,300	-
小計	29,300	29,300	-
合計	29,300	29,300	-

※市場価格のない株式等（貸借対照表計上額 315 百万円）及び組合出資金等（貸借対照表計上額 1,886 百万円）は、記載しておりません。

5. 事業年度中に売却したその他有価証券（自 2021 年 4 月 1 日 至 2022 年 3 月 31 日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日）

1. 売買目的有価証券(2023 年 3 月 31 日)

該当事項はありません。

2. 満期保有目的の債券(2023 年 3 月 31 日)

該当事項はありません。

3. 子会社株式及び関連会社株式(2023 年 3 月 31 日)

市場価格のない株式等の貸借対照表計上額

区分	当事業年度 (百万円)
子会社株式	9,919
関連会社株式	106

4. その他有価証券(2023 年 3 月 31 日)

区分	貸借対照表 計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの 株式	-	-	-
小計	-	-	-
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの 譲渡性預金	21,900	21,900	-
小計	21,900	21,900	-
合計	21,900	21,900	-

※市場価格のない株式等（貸借対照表計上額 235 百万円）及び組合出資金等（貸借対照表計上額 1,557 百万円）は、記載しておりません。

5. 事業年度中に売却したその他有価証券（自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日）

区分	売却額(百万円)	売却益の合計額(百万円)	売却損の合計額(百万円)
株式	66	-	16
合計	66	-	16

◇ デリバティブ取引関係

1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

(1) 通貨関連

前事業年度（自 2021 年 4 月 1 日 至 2022 年 3 月 31 日）

区分	取引の種類	契約額等 (百万円)	契約額等の うち一年超 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
市場取引以外の取引	為替予約取引 売建 米ドル	1,714	-	△121	△121

当事業年度（自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日）

区分	取引の種類	契約額等 (百万円)	契約額等の うち一年超 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
市場取引以外の取引	為替予約取引 売建 米ドル	952	-	△46	△46

◇ 退職給付関係

前事業年度(自 2021 年 4 月 1 日 至 2022 年 3 月 31 日)	
1. 採用している退職給付制度の概要	
当社は、確定給付型の制度として確定給付型企业年金制度及び退職一時金制度を、また確定拠出型の制度として確定拠出年金制度を設けております。	
2. 確定給付制度	
(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表	
退職給付債務の期首残高	23,270 百万円
勤務費用	961
利息費用	176
数理計算上の差異の発生額	△1,521
退職給付の支払額	△904
その他	△14
退職給付債務の期末残高	21,967
(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表	
年金資産の期首残高	19,349 百万円
期待運用収益	454
数理計算上の差異の発生額	△258
事業主からの拠出額	814
退職給付の支払額	△672
年金資産の期末残高	19,687
(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表	
積立型制度の退職給付債務	18,807 百万円
年金資産	△19,687
	△879
非積立型制度の退職給付債務	3,159
未積立退職給付債務	2,279
未認識数理計算上の差異	△489
未認識過去勤務費用	106
貸借対照表上に計上された負債と資産の純額	1,896
退職給付引当金	3,194
前払年金費用	△1,297
貸借対照表上に計上された負債と資産の純額	1,896
(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額	
勤務費用	961 百万円
利息費用	176
期待運用収益	△454
数理計算上の差異の費用処理額	322
過去勤務費用の費用処理額	△45
確定給付制度に係る退職給付費用	959
(5) 年金資産に関する事項	
①年金資産の主な内容	
年金資産合計に対する主な分類毎の比率は、次の通りです。	
債券	51%
株式	32%
生保一般勘定	10%
生保特別勘定	6%
その他	1%
合計	100%

②長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(6) 数理計算上の計算基礎に関する事項

当事業年度末における主要な数理計算上の計算基礎

確定給付型企业年金制度の割引率	0.9%
退職一時金制度の割引率	0.6%
長期期待運用収益率	2.35%

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、197 百万円でした。

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として確定給付型企业年金制度及び退職一時金制度を、また確定拠出型の制度として確定拠出年金制度を設けております。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

退職給付債務の期首残高	21,967 百万円
勤務費用	853
利息費用	188
数理計算上の差異の発生額	△1,476
退職給付の支払額	△1,133
その他	△83
退職給付債務の期末残高	20,314

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

年金資産の期首残高	19,687 百万円
期待運用収益	462
数理計算上の差異の発生額	△716
事業主からの拠出額	819
退職給付の支払額	△874
年金資産の期末残高	19,378

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

積立型制度の退職給付債務	17,386 百万円
年金資産	△19,378
	△1,991
非積立型制度の退職給付債務	2,927
未積立退職給付債務	935
未認識数理計算上の差異	398
未認識過去勤務費用	53
貸借対照表上に計上された負債と資産の純額	1,387
退職給付引当金	2,940
前払年金費用	△1,553
貸借対照表上に計上された負債と資産の純額	1,387

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

勤務費用	853 百万円
利息費用	188
期待運用収益	△462
数理計算上の差異の費用処理額	127
過去勤務費用の費用処理額	△52
確定給付制度に係る退職給付費用	653

(5) 年金資産に関する事項

①年金資産の主な内容

年金資産合計に対する主な分類毎の比率は、次の通りです。

債券	34%
株式	27%
生保一般勘定	11%
生保特別勘定	7%
その他	21%
合計	100%

②長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮

しております。

(6) 数理計算上の計算基礎に関する事項

当事業年度末における主要な数理計算上の計算基礎

確定給付型企业年金制度の割引率	1.4%
-----------------	------

退職一時金制度の割引率	1.1%
-------------	------

長期期待運用収益率	2.35%
-----------	-------

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、202 百万円でした。

◇ 税効果会計関係

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

前事業年度末 (2022 年 3 月 31 日)		当事業年度末 (2023 年 3 月 31 日)	
1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳		1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳	
繰延税金資産	百万円	繰延税金資産	百万円
賞与引当金	1,381	賞与引当金	1,138
退職給付引当金	990	退職給付引当金	911
関係会社株式評価減	1,010	関係会社株式評価減	1,010
未払事業税	285	未払事業税	227
投資有価証券評価減	110	投資有価証券評価減	11
減価償却超過額	272	減価償却超過額	331
時効後支払損引当金	182	時効後支払損引当金	184
関係会社株式売却損	505	関係会社株式売却損	505
ゴルフ会員権評価減	92	ゴルフ会員権評価減	78
資産除去債務	348	資産除去債務	348
未払社会保険料	114	未払社会保険料	85
その他	84	その他	44
繰延税金資産小計	5,376	繰延税金資産小計	4,878
評価性引当額	△1,795	評価性引当額	△1,696
繰延税金資産合計	3,581	繰延税金資産合計	3,181
繰延税金負債		繰延税金負債	
資産除去債務に対応する除去費用	△233	資産除去債務に対応する除去費用	△171
関係会社株式評価益	△81	関係会社株式評価益	△84
その他有価証券評価差額金	△78	その他有価証券評価差額金	△102
前払年金費用	△402	前払年金費用	△481
繰延税金負債合計	△796	繰延税金負債合計	△840
繰延税金資産の純額	2,784	繰延税金資産の純額	2,340
2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳		2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳	
法定実効税率	31.0%	法定実効税率	31.0%
(調整)		(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.0%	交際費等永久に損金に算入されない項目	0.3%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△2.9%	受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△6.4%
タックスヘイブン税制	1.8%	タックスヘイブン税制	2.1%
外国税額控除	△0.5%	外国税額控除	△0.6%
外国子会社からの受取配当に係る外国源泉税	0.4%	外国子会社からの受取配当に係る外国源泉税	0.7%
その他	0.1%	その他	△0.8%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	29.9%	税効果会計適用後の法人税等の負担率	26.3%

2. 法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理

当社は、当事業年度から、グループ通算制度を適用しております。また、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第 42 号 2021 年 8 月 12 日）に従って、法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理並びに開示を行っております。

◇ 資産除去債務関係

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

1. 当該資産除去債務の概要

本社の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。

2. 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を当該不動産賃貸借契約期間とし、割引率は 0.0%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

3. 当該資産除去債務の総額の増減

		(単位：百万円)	
		前事業年度	当事業年度
		自 2021 年 4 月 1 日 至 2022 年 3 月 31 日	自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日
期首残高		1,371	1,123
有形固定資産の取得に伴う増加		48	-
資産除去債務の履行による減少		△296	-
期末残高		1,123	1,123

◇ 収益認識に関する注記

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

前事業年度（自 2021 年 4 月 1 日 至 2022 年 3 月 31 日）

区分	前事業年度 (自 2021 年 4 月 1 日 至 2022 年 3 月 31 日)
委託者報酬	115,670 百万円
運用受託報酬	16,675 百万円
成功報酬（注）	1,058 百万円
その他営業収益	530 百万円
合計	133,935 百万円

（注）成功報酬は、損益計算書において委託者報酬または運用受託報酬に含めて表示しております。

当事業年度（自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日）

区分	当事業年度 (自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日)
委託者報酬	113,491 百万円
運用受託報酬	17,245 百万円
成功報酬（注）	952 百万円
その他営業収益	331 百万円
合計	132,021 百万円

（注）成功報酬は、損益計算書において委託者報酬または運用受託報酬に含めて表示しております。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

〔重要な会計方針〕 7. 収益及び費用の計上基準に記載のとおりであります。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から当事業年度の末日後に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

◇ セグメント情報等

前事業年度(自 2021 年 4 月 1 日 至 2022 年 3 月 31 日)

1. セグメント情報

当社は投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

(1) 製品・サービスごとの情報

当社の製品・サービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

(2) 地域ごとの情報

① 売上高

本邦の外部顧客からの営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の 90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

② 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の 90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

外部顧客からの営業収益のうち、損益計算書の営業収益の 10%以上を占める相手先がないため、主要な顧客ごとの営業収益の記載を省略しております。

当事業年度(自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日)

1. セグメント情報

当社は投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

(1) 製品・サービスごとの情報

当社の製品・サービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

(2) 地域ごとの情報

① 売上高

本邦の外部顧客からの営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の 90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

② 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の 90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

外部顧客からの営業収益のうち、損益計算書の営業収益の 10%以上を占める相手先がないため、主要な顧客ごとの営業収益の記載を省略しております。

◇ 関連当事者情報

前事業年度(自 2021 年 4 月 1 日 至 2022 年 3 月 31 日)

1. 関連当事者との取引

(ア) 親会社及び法人主要株主等

該当はありません。

(イ) 子会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
子会社	ノムラ・エー ム・ファイ ナンス・イン ク	ケイマン	2,500 (米ドル)	資金管理	直接 100%	資産の賃貸借	資金の貸付	3,427	短期貸付金	1,835
							資金の返済	1,709		
							貸付金利息	9	未収利息	4

(ウ) 兄弟会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
親会社の子会社	野村證券株式会社	東京都中央区	10,000 (百万円)	証券業	—	当社投資信託の募集の取扱及び売出の取扱ならびに投資信託に係る事務代行の委託等 役員の兼任	投資信託に係る事務代行手数料の支払 (*1)	29,119	未払手数料	6,013

(エ) 役員及び個人主要株主等

該当はありません。

(注) 1. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

(*1) 投資信託に係る事務代行手数料については、商品性等を勘案し総合的に決定しております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

野村ホールディングス(株) (東京証券取引所、名古屋証券取引所、シンガポール証券取引所、ニューヨーク証券取引所に上場)

(2) 重要な関連会社の要約財務諸表

該当はありません。

当事業年度(自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日)

1. 関連当事者との取引

(ア) 親会社及び法人主要株主等

該当はありません。

(イ) 子会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
子会社	ノムラ・エー エム・ファイ ナンス・イン ク	ケイマン	2,500 (米ドル)	資金管理	直接 100%	資産の賃貸借	資金の貸付	5,736	短期貸付金	1,001
							資金の返済	6,489		
							貸付金利息	44	未収利息	11

(ウ) 兄弟会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
親会社の子会社	野村證券株式会社	東京都中央区	10,000 (百万円)	証券業	—	当社投資信託の募集の取扱及び売出の取扱ならびに投資信託に係る事務代行の委託等 役員の兼任	投資信託に係る事務代行手数料の支払 (*1)	27,180	未払手数料	5,773

(エ) 役員及び個人主要株主等

該当はありません。

(注) 1. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

(*1) 投資信託に係る事務代行手数料については、商品性等を勘案し総合的に決定しております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

野村ホールディングス(株) (東京証券取引所、名古屋証券取引所、シンガポール証券取引所、ニューヨーク証券取引所に上場)

(2) 重要な関連会社の要約財務諸表

該当はありません。

◇ 1 株当たり情報

前事業年度 (自 2021 年 4 月 1 日 至 2022 年 3 月 31 日)		当事業年度 (自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日)	
1 株当たり純資産額	16,775 円 81 銭	1 株当たり純資産額	17,016 円 74 銭
1 株当たり当期純利益	4,835 円 10 銭	1 株当たり当期純利益	5,060 円 34 銭
潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。		潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。	
1 株当たり当期純利益の算定上の基礎		1 株当たり当期純利益の算定上の基礎	
損益計算書上の当期純利益 24,904 百万円		損益計算書上の当期純利益 26,064 百万円	
普通株式に係る当期純利益 24,904 百万円		普通株式に係る当期純利益 26,064 百万円	
普通株主に帰属しない金額の主要な内訳		普通株主に帰属しない金額の主要な内訳	
該当事項はありません。		該当事項はありません。	
普通株式の期中平均株式数 5,150,693 株		普通株式の期中平均株式数 5,150,693 株	

4 【利害関係人との取引制限】

委託者は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- ①自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- ②運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- ③通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託者の親法人等（委託者の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下④⑤において同じ。）又は子法人等（委託者が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引又は店頭デリバティブ取引を行うこと。
- ④委託者の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- ⑤上記③④に掲げるもののほか、委託者の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為

5 【その他】

(1) 定款の変更

委託者の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

(2) 訴訟事件その他の重要事項

委託者およびファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。

約款

(US バンクローンファンド・為替ヘッジあり (毎月分配型))

運 用 の 基 本 方 針

約款第 18 条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、高水準のインカムゲインの確保と中長期的な信託財産の成長を目指して運用を行なうことを基本とします。

2. 運用方法

(1) 投資対象

主として米ドル建ての企業向け貸付債権（以下「バンクローン」といいます。）に投資する投資信託証券（投資信託および外国投資信託の受益証券（投資法人および外国投資法人の投資証券を含みます。）。以下同じ。）および残存期間の短い公社債やコマーシャル・ペーパー等の短期有価証券に投資する投資信託証券を主要投資対象とします。なお、コマーシャル・ペーパー等の短期有価証券ならびに短期金融商品等に直接投資する場合があります。

(2) 投資態度

① 投資信託証券への投資は高位を維持することを基本とします。なお、通常の状態においては、主として米ドル建てのバンクローンに投資する投資信託証券への投資を中心としますが、各投資信託証券への投資比率には特に制限は設けず、各投資対象ファンドの収益性および流動性ならびに当ファンドの資金動向等を勘案のうえ決定します。

② 投資する投資信託証券については、外貨建資産について為替ヘッジを行なうことを基本とするもの、もしくはこれらに類するものに限定することを基本とします。

③ 投資信託証券への投資にあたっては、別に定める投資信託証券（以下「指定投資信託証券」といいます。）の中から、定性評価、定量評価等を勘案して選択した投資信託証券に投資を行なうことを基本とします。なお、組入投資信託証券については適宜見直しを行いません。

④ 指定投資信託証券は、定性評価、定量評価等を勘案して適宜見直しを行いません。この際、指定投資信託証券として指定されていた投資信託証券が指定から外れる場合や、新たな投資信託証券が指定投資信託証券として指定される場合があります。

⑤ 資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

① 投資信託証券への投資割合には制限を設けません。

② 外貨建資産への直接投資は行ないません。

③ デリバティブの直接利用は行ないません。

④ 株式への直接投資は行ないません。

⑤ 同一銘柄の投資信託証券への投資割合には制限を設けません。ただし、当該投資信託証券が一般社団法人投資信託協会規則に定めるエクスポージャーがルックスルーできる場合に該当しないときは、

当該投資信託証券への投資は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

⑥ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

3. 収益分配方針

毎決算時に、原則として以下の方針に基づき分配を行ないます。

- ① 分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた利子・配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
- ② 収益分配金額は、上記①の範囲内で委託者が決定するものとし、原則として、利子・配当等収益等を中心に分配を行なうことを基本とします。ただし、基準価額水準等によっては、売買益等が中心となる場合があります。なお、市況動向や基準価額水準等によっては、分配金額が大きく変動する場合があります。
- ③ 留保益の運用については、特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行ないます。

追加型証券投資信託
US バンクローンファンド・為替ヘッジあり（毎月分配型）
約款

（信託の種類、委託者および受託者）

第 1 条 この信託は証券投資信託であり、野村アセットマネジメント株式会社を委託者とし、株式会社りそな銀行を受託者とします。

② この信託は、信託法（平成 18 年法律第 108 号）（以下「信託法」といいます。）の適用を受けます。

③ 受託者は、信託法第 28 条第 1 号に基づく信託事務の委託として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第 1 条第 1 項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関（受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第 2 条第 1 項にて準用する信託業法第 29 条第 2 項第 1 号に規定する利害関係人をいいます。以下この条において同じ。）を含みます。）と信託契約を締結し、これを委託することができます。

④ 前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行なうものとします。

（信託の目的と金額）

第 2 条 委託者は、金 300 億円を上限として受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

（信託金の限度額）

第 3 条 委託者は、受託者と合意のうえ、金 5,000 億円を限度として信託金を追加することができます。

② 委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

（信託期間）

第 4 条 この信託の期間は、信託契約締結日から平成 35 年 11 月 20 日までとします。

（受益権の取得申込みの勧誘の種類）

第 5 条 この信託にかかる受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第 2 条第 3 項第 1 号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 8 項で定める公募により行なわれます。

（当初の受益者）

第 6 条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第 7 条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

（受益権の分割および再分割）

第 7 条 委託者は、第 2 条の規定による受益権については 300 億口を上限とし、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第 8 条第 1 項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

② 委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

（追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法）

第 8 条 追加信託金は、追加信託を行なう日の前日の基準価額に、当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

② この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および第 19 条に規定する借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権口数で除した金額をいいます。

(信託日時の異なる受益権の内容)

第 9 条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

(受益権の帰属と受益証券の不発行)

第 10 条 この信託のすべての受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの投資信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第 2 条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第 2 条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

② 委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であつて、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

③ 委託者は、第 7 条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないます。

(受益権の設定に係る受託者の通知)

第 11 条 受託者は、第 2 条の規定による受益権については信託契約締結日に、また、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行ないます。

(受益権の申込単位および価額)

第 12 条 販売会社（委託者の指定する第一種金融商品取引業者（金融商品取引法第 28 条第 1 項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者をいいます。以下同じ。）および委託者の指定する登録金融機関（金融商品取引法第 2 条第 11 項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。）をいいます。以下同じ。）は、第 7 条第 1 項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、1 口単位もしくは 1 口の整数倍となる販売会社が定める単位をもって取得申込に応じることができるものとします。

② 前項の場合の受益権の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、販売会社がそれぞれ独自に

定める手数料および当該手数料に係る消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込にかかる受益権の価額は、1口につき1円に、販売会社がそれぞれ独自に定める手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した価額とします。

③ 別に定める信託（この信託を除きます。）の受益者が当該信託の受益権の換金の手取金をもってこの信託にかかる受益権の取得申込をする場合の受益権の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、販売会社がそれぞれ独自に定める手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した価額とします。

④ 別に定める信託（この信託を除きます。）の受益者が当該信託の受益権の換金の手取金をもってこの信託にかかる受益権の取得申込をする場合において、販売会社は、前項に規定する受益権の価額をもって取得申込に応じないことができます。

⑤ 第1項および第3項の場合の取得申込日が別に定めるいずれかの条件に該当する場合には、原則として受益権の取得申込の受け付けは行ないません。

⑥ 第2項および第3項の規定にかかわらず、受益者が第33条第2項の規定に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、取得申込日の基準価額とします。

⑦ 第1項および第3項の取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金（第2項または第3項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行なうことができます。

⑧ 前各項の規定にかかわらず、委託者は、金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。なお、金融商品取引所を単に「取引所」という場合があり、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行なう市場ないしは当該市場を開設するものを「証券取引所」という場合があります。）等における取引の停止（個別銘柄の売買停止等を含みます。）、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情（流動性の極端な減少等）があるときは、受益権の取得申込の受け付けを中止することおよびすでに受け付けた取得申込の受け付けを取り消すことができます。また、委託者は、実質的な投資対象の米ドル建ての企業向け貸付債権の流動性等を勘案し、取得申込の受け付けを制限することができます。

（受益権の譲渡に係る記載または記録）

第13条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通

知するものとします。

③ 委託者は、第 1 項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(受益権の譲渡の対抗要件)

第 14 条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

(投資の対象とする資産の種類)

第 15 条 この信託において投資の対象とする資産（本邦通貨表示のものに限ります。）の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 1 項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ. 有価証券

ロ. 約束手形（イに掲げるものに該当するものを除きます。）

ハ. 金銭債権（イ及びロに掲げるものに該当するものを除きます。）

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ. 為替手形

(有価証券および金融商品の指図範囲等)

第 16 条 委託者は、信託金を、別に定める投資信託証券のほか、次の有価証券（金融商品取引法第 2 条第 2 項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除くものとし、本邦通貨表示のものに限ります。）に投資することを指図します。

1. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等

2. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前号の証券の性質を有するもの

3. 国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債等を除きます。）

4. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 14 号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

なお、第 3 号の証券を以下「公社債」といい、公社債にかかる運用の指図は買い現先取引（売戻し条件付の買い入れ）および債券貸借取引（現金担保付き債券借入れ）に限り行なうことができるものとします。

② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第 2 条第 2 項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金

2. 指定金銭信託（前項に掲げるものを除く。）

3. コール・ローン

4. 手形割引市場において売買される手形

(利害関係人等との取引等)

第 17 条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者（第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となつて行なうものを含みます。）および受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第 2 条第 1 項にて準用する信託業法第 29 条第 2 項第 1 号に規定する利害関係人をいいます。以下本項、次項および第 20 条において同じ。））、第 20 条第 1 項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、前 2 条に掲げる資産への投資等ならびに第 19 条および第 25 条に掲げる取引その他これらに類する行為を行なうことができます。

② 受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行なうことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行なうことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行なう場合も同様とします。

③ 委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等（金融商品取引法第 31 条の 4 第 3 項および同条第 4 項に規定する親法人等又は子法人等をいいます。）または委託者が運用の指図を行なう他の信託財産との間で、前 2 条に掲げる資産への投資等ならびに第 19 条および第 25 条に掲げる取引その他これらに類する行為を行なうことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行なうことができます。

④ 前 3 項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第 31 条第 3 項および同法第 32 条第 3 項の通知は行ないません。

(運用の基本方針)

第 18 条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行ないます。

(公社債の借入れ)

第 19 条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行なうにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行なうものとします。

② 前項の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

④ 第 1 項の借入れにかかる品貸料は信託財産中から支弁します。

(信託業務の委託等)

第 20 条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第 22 条第 1 項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること

3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行なう体制が整備されていること

4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること

② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。

③ 前 2 項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係者を含みます。）に委託することができるものとします。

1. 信託財産の保存に係る業務

2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務

3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務

4. 受託者が行なう業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

(混蔵寄託)

第 21 条 金融機関または第一種金融商品取引業者等（外国の法令に準拠して設立された法人で第一種金融商品取引業者に類する者を含みます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行されたコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できるものとします。

(信託財産の登記等および記載等の留保等)

第 22 条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

(有価証券売却等の指図)

第 23 条 委託者は、信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

(再投資の指図)

第 24 条 委託者は、前条の規定による有価証券の売却代金、有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

(資金の借入れ)

第 25 条 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール

市場を通じる場合を含みます。)の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。

② 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が 5 営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入れ指図を行なう日における信託財産の純資産総額の 10%を超えないこととします。

③ 収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

④ 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

(損益の帰属)

第 26 条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

(受託者による資金の立替え)

第 27 条 信託財産に属する有価証券について、借替がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

② 信託財産に属する有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

③ 前 2 項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

(信託の計算期間)

第 28 条 この信託の計算期間は、毎月 20 日から翌月 19 日までとすることを原則とします。ただし、第 1 計算期間は信託契約締結日より平成 26 年 5 月 19 日までとします。

② 前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下本項において「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第 4 条に定める信託期間の終了日とします。

(信託財産に関する報告等)

第 29 条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

③ 受託者は、前 2 項の報告を行なうことにより、受益者に対する信託法第 37 条第 3 項に定める報告は行なわないこととします。

④ 受益者は、受託者に対し、信託法第 37 条第 2 項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くこと

のできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第 38 条第 1 項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

(信託事務の諸費用および監査費用)

第 30 条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

② 信託財産に係る監査費用および当該監査費用に係る消費税等に相当する金額は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。

(信託報酬等の総額)

第 31 条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第 28 条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年 10,000 分の 100 の率を乗じて得た額とします。

② 前項の信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。

③ 第 1 項の信託報酬に係る消費税等に相当する金額を信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

(収益の分配方式)

第 32 条 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 配当金、利子、貸付有価証券に係る品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、監査費用、当該監査費用に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。

2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、監査費用、当該監査費用に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

② 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

(収益分配金、償還金および一部解約金の支払い)

第 33 条 収益分配金は、毎計算期間終了日後 1 ヶ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。

② 前項の規定にかかわらず、販売会社との累積投資契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌日に、収益分配金が販売会社に交付されます。この場合、販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付けを行ないます。当該売付けにより増加した受益権は、

第 10 条第 3 項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。

③ 償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）は、信託終了日後 1 ヶ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

④ 一部解約金（第 36 条第 3 項の一部解約の価額に当該一部解約口数を乗じて得た額をいいます。以下同じ。）は、第 36 条第 1 項の受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として 7 営業日目から当該受益者に支払います。ただし、金融商品取引所等における取引の停止（個別銘柄の売買停止等を含みます。）、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情（流動性の極端な減少等）により、投資対象資産の売却や売却代金の入金が遅延したとき等は、一部解約金の支払いを延期する場合があります。

⑤ 前各項（第 2 項を除きます。）に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、販売会社の営業所等において行なうものとします。

⑥ 収益分配金、償還金および一部解約金にかかる収益調整金は、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。

（収益分配金および償還金の時効）

第 34 条 受益者が、収益分配金については前条第 1 項に規定する支払開始日から 5 年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金については前条第 3 項に規定する支払開始日から 10 年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

（収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責）

第 35 条 受託者は、収益分配金については第 33 条第 1 項に規定する支払開始日までに、償還金については第 33 条第 3 項に規定する支払開始日までに、一部解約金については第 33 条第 4 項に規定する支払日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

（信託の一部解約）

第 36 条 受益者（販売会社を含みます。以下本条において同じ。）は、自己に帰属する受益権につき、委託者に、1 口単位もしくは 1 口の整数倍となる販売会社が定める単位をもって、一部解約の実行を請求することができます。ただし、解約請求申込日が別に定めるいずれかの条件に該当する場合には、原則として受益権の一部解約の実行の請求の受け付けは行ないません。

② 委託者は、前項の一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、前項の一部解約の実行の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に

対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行なうのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

③ 前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の翌営業日の基準価額から当該基準価額に0.3%の率を乗じて得た額を信託財産留保額として控除した価額とします。

④ 一部解約の実行の請求を受益者がするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行なうものとします。

⑤ 委託者は、金融商品取引所等における取引の停止（個別銘柄の売買停止等を含みます。）、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情（流動性の極端な減少等）があるときは、第1項による一部解約の実行の請求の受け付けを中止することおよびすでに受け付けた一部解約の実行の請求の受け付けを取り消すことができます。

⑥ 前項により一部解約の実行の請求の受け付けが中止された場合には、受益者は当該受け付け中止以前に行なった当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受け付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして第3項の規定に準じて計算された価額とします。

（信託契約の解約）

第37条 委託者は、第4条の規定による信託終了前に、信託契約の一部を解約することにより別に定める信託（この信託を含みます。）の受益権の口数を合計した口数が30億口を下回った場合、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

② 委託者は、この信託が主要投資対象とする別に定める投資信託証券のすべてが存続しないこととなる場合には、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

③ 委託者は、第1項の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行いません。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

④ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

⑤ 第3項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行ないます。

⑥ 第3項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときおよび第2項の規定に基づいてこの信託契約を解約する場合には適用しません。また、信託財産

の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第 3 項から前項までに規定するこの信託契約の解約の行なうことが困難な場合には適用しません。

(信託契約に関する監督官庁の命令)

第 38 条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第 42 条の規定にしたがいます。

(委託者の登録取消等に伴う取扱い)

第 39 条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第 42 条の書面決議が否決となる場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

(委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)

第 40 条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

(受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

第 41 条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第 42 条の規定にしたがい、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行なう場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(信託約款の変更等)

第 42 条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第 16 条第 2 号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行なうことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

② 委託者は、前項の事項（前項の変更事項にあつてはその変更の内容が重大なものに該当する場合に限り、併合事項にあつてはその併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除き、以下、合わせて「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の 2 週間前までに、この信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

- ③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、知っている受益者が議決権を行行使しないときは、当該知っている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- ④ 第 2 項の書面決議は議決権を行行使することができる受益者の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行ないます。
- ⑤ 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。
- ⑥ 第 2 項から前項までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- ⑦ 前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあって、当該併合にかかる一又は複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行なうことはできません。

(反対受益者の受益権買取請求の不適用)

第 43 条 この信託は、受益者が第 36 条の規定による一部解約の実行の請求を行なったときは、委託者が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、第 37 条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な約款の変更等を行なう場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第 18 条第 1 項に定める反対受益者による受益権の買取請求の規定の適用を受けません。

(他の受益者の氏名等の開示の請求の制限)

第 44 条 この信託の受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行なうことはできません。

1. 他の受益者の氏名または名称および住所
2. 他の受益者が有する受益権の内容

(運用報告書に記載すべき事項の提供)

第 44 条の 2 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第 14 条第 1 項に定める運用報告書の交付に代えて、運用報告書に記載すべき事項を電磁的方法により受益者に提供することができます。この場合において、委託者は、運用報告書を交付したものとみなします。

- ② 前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から運用報告書の交付の請求があった場合には、これを交付するものとします。

(信託期間の延長)

第 45 条 委託者は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めたときは、受託者と協議のうえ、信託期間を延長することができます。

(公告)

第 46 条 委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。

<http://www.nomura-am.co.jp/>

② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

(質権口記載又は記録の受益権の取扱い)

第47条 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受け付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

(信託約款に関する疑義の取扱い)

第48条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

(付則)

第1条 第33条第6項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、同条同項に規定する「受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

上記条項により信託契約を締結します。

信託契約締結日 平成26年5月13日

東京都江東区豊洲二丁目2番1号

委託者 野村アセットマネジメント株式会社

大阪府大阪市中央区備後町二丁目2番1号

受託者 株式会社りそな銀行

1. 別に定める信託

約款第 12 条第 3 項および第 4 項ならびに第 37 条第 1 項の「別に定める信託」とは次のものをいいます。

追加型証券投資信託 US バンクローンファンド・為替ヘッジあり（毎月分配型）

追加型証券投資信託 US バンクローンファンド・為替ヘッジなし（毎月分配型）

追加型証券投資信託 US バンクローンファンド・為替ヘッジあり（年 2 回決算型）

追加型証券投資信託 US バンクローンファンド・為替ヘッジなし（年 2 回決算型）

2. 別に定めるいずれかの条件

約款第 12 条第 5 項および第 36 条第 1 項の「別に定めるいずれかの条件」は次のものをいいます。

- ・ 申込日当日が以下のいずれかの休業日と同日の場合または 12 月 24 日である場合
- ・ ニューヨーク証券取引所またはニューヨークの銀行

3. 別に定める投資信託証券

約款第 16 条および別に定める運用の基本方針の「別に定める投資信託証券」とは次の投資信託および投資法人の、受益証券または投資証券（振替受益権または振替投資口を含みます。）をいいます。

ケイマン諸島籍円建外国投資信託 ノムラ・グローバル・マネージャー・セレクト・バンクローン・ファンド・日本円為替ヘッジクラス

親投資信託 野村マネーマーケット マザーファンド

4. 別に定める投資信託証券

約款第 37 条第 2 項の「別に定める投資信託証券」とは次の投資信託および投資法人の、受益証券または投資証券（振替受益権または振替投資口を含みます。）をいいます。

ケイマン諸島籍円建外国投資信託 ノムラ・グローバル・マネージャー・セレクト・バンクローン・ファンド・日本円為替ヘッジクラス

(US バンクローンファンド・為替ヘッジなし (毎月分配型))

運 用 の 基 本 方 針

約款第 18 条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、高水準のインカムゲインの確保と中長期的な信託財産の成長を目指して運用を行なうことを基本とします。

2. 運用方法

(1) 投資対象

主として米ドル建ての企業向け貸付債権（以下「バンクローン」といいます。）に投資する投資信託証券（投資信託および外国投資信託の受益証券（投資法人および外国投資法人の投資証券を含みます。）。以下同じ。）および残存期間の短い公社債やコマーシャル・ペーパー等の短期有価証券に投資する投資信託証券を主要投資対象とします。なお、コマーシャル・ペーパー等の短期有価証券ならびに短期金融商品等に直接投資する場合があります。

(2) 投資態度

- ① 投資信託証券への投資は高位を維持することを基本とします。なお、通常の状態においては、主として米ドル建てのバンクローンに投資する投資信託証券への投資を中心としますが、各投資信託証券への投資比率には特に制限は設けず、各投資対象ファンドの収益性および流動性ならびに当ファンドの資金動向等を勘案のうえ決定します。
- ② 投資する投資信託証券については、外貨建資産について為替ヘッジを行なわないことを基本とするもの、もしくはこれらに類するものに限定することを基本とします。
- ③ 投資信託証券への投資にあたっては、別に定める投資信託証券（以下「指定投資信託証券」といいます。）の中から、定性評価、定量評価等を勘案して選択した投資信託証券に投資を行なうことを基本とします。なお、組入投資信託証券については適宜見直しを行ないます。
- ④ 指定投資信託証券は、定性評価、定量評価等を勘案して適宜見直しを行ないます。この際、指定投資信託証券として指定されていた投資信託証券が指定から外れる場合や、新たな投資信託証券が指定投資信託証券として指定される場合があります。
- ⑤ 資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

- ① 投資信託証券への投資割合には制限を設けません。
- ② 外貨建資産への直接投資は行ないません。
- ③ デリバティブの直接利用は行ないません。
- ④ 株式への直接投資は行ないません。
- ⑤ 同一銘柄の投資信託証券への投資割合には制限を設けません。ただし、当該投資信託証券が一般社団法人投資信託協会規則に定めるエクスポージャーがルックスルーできる場合に該当しないときは、

当該投資信託証券への投資は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

⑥ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

3. 収益分配方針

毎決算時に、原則として以下の方針に基づき分配を行ないます。

- ① 分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた利子・配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
- ② 収益分配金額は、上記①の範囲内で委託者が決定するものとし、原則として、利子・配当等収益等を中心に分配を行なうことを基本とします。ただし、基準価額水準等によっては、売買益等が中心となる場合があります。なお、市況動向や基準価額水準等によっては、分配金額が大きく変動する場合があります。
- ③ 留保益の運用については、特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行ないます。

追加型証券投資信託
US バンクローンファンド・為替ヘッジなし（毎月分配型）
約款

（信託の種類、委託者および受託者）

第 1 条 この信託は証券投資信託であり、野村アセットマネジメント株式会社を委託者とし、株式会社りそな銀行を受託者とします。

② この信託は、信託法（平成 18 年法律第 108 号）（以下「信託法」といいます。）の適用を受けます。

③ 受託者は、信託法第 28 条第 1 号に基づく信託事務の委託として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第 1 条第 1 項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関（受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第 2 条第 1 項にて準用する信託業法第 29 条第 2 項第 1 号に規定する利害関係人をいいます。以下この条において同じ。）を含みます。）と信託契約を締結し、これを委託することができます。

④ 前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行なうものとします。

（信託の目的と金額）

第 2 条 委託者は、金 300 億円を上限として受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

（信託金の限度額）

第 3 条 委託者は、受託者と合意のうえ、金 5,000 億円を限度として信託金を追加することができます。

② 委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

（信託期間）

第 4 条 この信託の期間は、信託契約締結日から平成 35 年 11 月 20 日までとします。

（受益権の取得申込みの勧誘の種類）

第 5 条 この信託にかかる受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第 2 条第 3 項第 1 号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 8 項で定める公募により行なわれます。

（当初の受益者）

第 6 条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第 7 条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

（受益権の分割および再分割）

第 7 条 委託者は、第 2 条の規定による受益権については 300 億口を上限とし、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第 8 条第 1 項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

② 委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

（追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法）

第 8 条 追加信託金は、追加信託を行なう日の前日の基準価額に、当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

② この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および第 19 条に規定する借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権口数で除した金額をいいます。

（信託日時の異なる受益権の内容）

第 9 条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

（受益権の帰属と受益証券の不発行）

第 10 条 この信託のすべての受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの投資信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第 2 条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第 2 条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

② 委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であつて、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

③ 委託者は、第 7 条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないます。

（受益権の設定に係る受託者の通知）

第 11 条 受託者は、第 2 条の規定による受益権については信託契約締結日に、また、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行ないます。

（受益権の申込単位および価額）

第 12 条 販売会社（委託者の指定する第一種金融商品取引業者（金融商品取引法第 28 条第 1 項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者をいいます。以下同じ。）および委託者の指定する登録金融機関（金融商品取引法第 2 条第 11 項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。）をいいます。以下同じ。）は、第 7 条第 1 項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、1 口単位もしくは 1 口の整数倍となる販売会社が定める単位をもって取得申込に応じることができるものとします。

② 前項の場合の受益権の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、販売会社がそれぞれ独自に

定める手数料および当該手数料に係る消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込にかかる受益権の価額は、1口につき1円に、販売会社がそれぞれ独自に定める手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した価額とします。

③ 別に定める信託（この信託を除きます。）の受益者が当該信託の受益権の換金の手取金をもってこの信託にかかる受益権の取得申込をする場合の受益権の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、販売会社がそれぞれ独自に定める手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した価額とします。

④ 別に定める信託（この信託を除きます。）の受益者が当該信託の受益権の換金の手取金をもってこの信託にかかる受益権の取得申込をする場合において、販売会社は、前項に規定する受益権の価額をもって取得申込に応じないことができるものとします。

⑤ 第1項および第3項の場合の取得申込日が別に定めるいずれかの条件に該当する場合には、原則として受益権の取得申込の受け付けは行ないません。

⑥ 第2項および第3項の規定にかかわらず、受益者が第33条第2項の規定に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、取得申込日の基準価額とします。

⑦ 第1項および第3項の取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金（第2項または第3項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行なうことができます。

⑧ 前各項の規定にかかわらず、委託者は、金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。なお、金融商品取引所を単に「取引所」という場合があり、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行なう市場ないしは当該市場を開設するものを「証券取引所」という場合があります。）等における取引の停止（個別銘柄の売買停止等を含みます。）、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情（流動性の極端な減少等）があるときは、受益権の取得申込の受け付けを中止することおよびすでに受け付けた取得申込の受け付けを取り消すことができます。また、委託者は、実質的な投資対象の米ドル建ての企業向け貸付債権の流動性等を勘案し、取得申込の受け付けを制限することができます。

（受益権の譲渡に係る記載または記録）

第13条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通

知するものとします。

③ 委託者は、第 1 項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(受益権の譲渡の対抗要件)

第 14 条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

(投資の対象とする資産の種類)

第 15 条 この信託において投資の対象とする資産（本邦通貨表示のものに限ります。）の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 1 項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ. 有価証券

ロ. 約束手形（イに掲げるものに該当するものを除きます。）

ハ. 金銭債権（イ及びロに掲げるものに該当するものを除きます。）

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ. 為替手形

(有価証券および金融商品の指図範囲等)

第 16 条 委託者は、信託金を、別に定める投資信託証券のほか、次の有価証券（金融商品取引法第 2 条第 2 項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除くものとし、本邦通貨表示のものに限ります。）に投資することを指図します。

1. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等

2. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前号の証券の性質を有するもの

3. 国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債等を除きます。）

4. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 14 号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

なお、第 3 号の証券を以下「公社債」といい、公社債にかかる運用の指図は買い現先取引（売戻し条件付の買い入れ）および債券貸借取引（現金担保付き債券借入れ）に限り行なうことができるものとします。

② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第 2 条第 2 項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金

2. 指定金銭信託（前項に掲げるものを除く。）

3. コール・ローン

4. 手形割引市場において売買される手形

(利害関係人等との取引等)

第 17 条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者（第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となつて行なうものを含みます。）および受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第 2 条第 1 項にて準用する信託業法第 29 条第 2 項第 1 号に規定する利害関係人をいいます。以下本項、次項および第 20 条において同じ。））、第 20 条第 1 項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、前 2 条に掲げる資産への投資等ならびに第 19 条および第 25 条に掲げる取引その他これらに類する行為を行なうことができます。

② 受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行なうことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行なうことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行なう場合も同様とします。

③ 委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等（金融商品取引法第 31 条の 4 第 3 項および同条第 4 項に規定する親法人等又は子法人等をいいます。）または委託者が運用の指図を行なう他の信託財産との間で、前 2 条に掲げる資産への投資等ならびに第 19 条および第 25 条に掲げる取引その他これらに類する行為を行なうことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行なうことができます。

④ 前 3 項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第 31 条第 3 項および同法第 32 条第 3 項の通知は行ないません。

(運用の基本方針)

第 18 条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行ないます。

(公社債の借入れ)

第 19 条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行なうにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行なうものとします。

② 前項の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

④ 第 1 項の借入れにかかる品貸料は信託財産中から支弁します。

(信託業務の委託等)

第 20 条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第 22 条第 1 項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること

3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行なう体制が整備されていること

4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること

② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。

③ 前 2 項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係者を含みます。）に委託することができるものとします。

1. 信託財産の保存に係る業務

2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務

3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務

4. 受託者が行なう業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

(混蔵寄託)

第 21 条 金融機関または第一種金融商品取引業者等（外国の法令に準拠して設立された法人で第一種金融商品取引業者に類する者を含みます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行されたコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できるものとします。

(信託財産の登記等および記載等の留保等)

第 22 条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

(有価証券売却等の指図)

第 23 条 委託者は、信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

(再投資の指図)

第 24 条 委託者は、前条の規定による有価証券の売却代金、有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

(資金の借入れ)

第 25 条 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール

市場を通じる場合を含みます。)の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。

② 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が 5 営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入れ指図を行なう日における信託財産の純資産総額の 10%を超えないこととします。

③ 収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

④ 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

(損益の帰属)

第 26 条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

(受託者による資金の立替え)

第 27 条 信託財産に属する有価証券について、借替がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

② 信託財産に属する有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

③ 前 2 項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

(信託の計算期間)

第 28 条 この信託の計算期間は、毎月 20 日から翌月 19 日までとすることを原則とします。ただし、第 1 計算期間は信託契約締結日より平成 26 年 5 月 19 日までとします。

② 前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下本項において「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第 4 条に定める信託期間の終了日とします。

(信託財産に関する報告等)

第 29 条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

③ 受託者は、前 2 項の報告を行なうことにより、受益者に対する信託法第 37 条第 3 項に定める報告は行なわないこととします。

④ 受益者は、受託者に対し、信託法第 37 条第 2 項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くこと

のできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第 38 条第 1 項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

(信託事務の諸費用および監査費用)

第 30 条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

② 信託財産に係る監査費用および当該監査費用に係る消費税等に相当する金額は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。

(信託報酬等の総額)

第 31 条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第 28 条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年 10,000 分の 100 の率を乗じて得た額とします。

② 前項の信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。

③ 第 1 項の信託報酬に係る消費税等に相当する金額を信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

(収益の分配方式)

第 32 条 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 配当金、利子、貸付有価証券に係る品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、監査費用、当該監査費用に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。

2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、監査費用、当該監査費用に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

② 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

(収益分配金、償還金および一部解約金の支払い)

第 33 条 収益分配金は、毎計算期間終了日後 1 ヶ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。

② 前項の規定にかかわらず、販売会社との累積投資契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌日に、収益分配金が販売会社に交付されます。この場合、販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付けを行ないます。当該売付けにより増加した受益権は、

第 10 条第 3 項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。

③ 償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）は、信託終了日後 1 ヶ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

④ 一部解約金（第 36 条第 3 項の一部解約の価額に当該一部解約口数を乗じて得た額をいいます。以下同じ。）は、第 36 条第 1 項の受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として 7 営業日目から当該受益者に支払います。ただし、金融商品取引所等における取引の停止（個別銘柄の売買停止等を含みます。）、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情（流動性の極端な減少等）により、投資対象資産の売却や売却代金の入金が遅延したとき等は、一部解約金の支払いを延期する場合があります。

⑤ 前各項（第 2 項を除きます。）に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、販売会社の営業所等において行なうものとします。

⑥ 収益分配金、償還金および一部解約金にかかる収益調整金は、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。

（収益分配金および償還金の時効）

第 34 条 受益者が、収益分配金については前条第 1 項に規定する支払開始日から 5 年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金については前条第 3 項に規定する支払開始日から 10 年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

（収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責）

第 35 条 受託者は、収益分配金については第 33 条第 1 項に規定する支払開始日までに、償還金については第 33 条第 3 項に規定する支払開始日までに、一部解約金については第 33 条第 4 項に規定する支払日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

（信託の一部解約）

第 36 条 受益者（販売会社を含みます。以下本条において同じ。）は、自己に帰属する受益権につき、委託者に、1 口単位もしくは 1 口の整数倍となる販売会社が定める単位をもって、一部解約の実行を請求することができます。ただし、解約請求申込日が別に定めるいずれかの条件に該当する場合には、原則として受益権の一部解約の実行の請求の受け付けは行ないません。

② 委託者は、前項の一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、前項の一部解約の実行の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に

対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行なうのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

③ 前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の翌営業日の基準価額から当該基準価額に0.3%の率を乗じて得た額を信託財産留保額として控除した価額とします。

④ 一部解約の実行の請求を受益者がするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行なうものとします。

⑤ 委託者は、金融商品取引所等における取引の停止（個別銘柄の売買停止等を含みます。）、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情（流動性の極端な減少等）があるときは、第1項による一部解約の実行の請求の受け付けを中止することおよびすでに受け付けた一部解約の実行の請求の受け付けを取り消すことができます。

⑥ 前項により一部解約の実行の請求の受け付けが中止された場合には、受益者は当該受け付け中止以前に行なった当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受け付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして第3項の規定に準じて計算された価額とします。

（信託契約の解約）

第37条 委託者は、第4条の規定による信託終了前に、信託契約の一部を解約することにより別に定める信託（この信託を含みます。）の受益権の口数を合計した口数が30億口を下回った場合、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

② 委託者は、この信託が主要投資対象とする別に定める投資信託証券のすべてが存続しないこととなる場合には、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

③ 委託者は、第1項の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行いません。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

④ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

⑤ 第3項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行ないます。

⑥ 第3項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときおよび第2項の規定に基づいてこの信託契約を解約する場合には適用しません。また、信託財産

の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第 3 項から前項までに規定するこの信託契約の解約の行なうことが困難な場合には適用しません。

(信託契約に関する監督官庁の命令)

第 38 条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第 42 条の規定にしたがいます。

(委託者の登録取消等に伴う取扱い)

第 39 条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第 42 条の書面決議が否決となる場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

(委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)

第 40 条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

(受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

第 41 条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第 42 条の規定にしたがい、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行なう場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(信託約款の変更等)

第 42 条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第 16 条第 2 号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行なうことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

② 委託者は、前項の事項（前項の変更事項にあつてはその変更の内容が重大なものに該当する場合に限り、併合事項にあつてはその併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除き、以下、合わせて「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の 2 週間前までに、この信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

- ③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、知っている受益者が議決権を行行使しないときは、当該知っている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- ④ 第 2 項の書面決議は議決権を行行使することができる受益者の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行ないます。
- ⑤ 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。
- ⑥ 第 2 項から前項までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- ⑦ 前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあって、当該併合にかかる一又は複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行なうことはできません。

(反対受益者の受益権買取請求の不適用)

第 43 条 この信託は、受益者が第 36 条の規定による一部解約の実行の請求を行なったときは、委託者が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、第 37 条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な約款の変更等を行なう場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第 18 条第 1 項に定める反対受益者による受益権の買取請求の規定の適用を受けません。

(他の受益者の氏名等の開示の請求の制限)

第 44 条 この信託の受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行なうことはできません。

1. 他の受益者の氏名または名称および住所
2. 他の受益者が有する受益権の内容

(運用報告書に記載すべき事項の提供)

第 44 条の 2 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第 14 条第 1 項に定める運用報告書の交付に代えて、運用報告書に記載すべき事項を電磁的方法により受益者に提供することができます。この場合において、委託者は、運用報告書を交付したものとみなします。

- ② 前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から運用報告書の交付の請求があった場合には、これを交付するものとします。

(信託期間の延長)

第 45 条 委託者は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めたときは、受託者と協議のうえ、信託期間を延長することができます。

(公告)

第 46 条 委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。

<http://www.nomura-am.co.jp/>

② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

(質権口記載又は記録の受益権の取扱い)

第47条 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受け付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

(信託約款に関する疑義の取扱い)

第48条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

(付則)

第1条 第33条第6項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、同条同項に規定する「受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

上記条項により信託契約を締結します。

信託契約締結日 平成26年5月13日

東京都江東区豊洲二丁目2番1号

委託者 野村アセットマネジメント株式会社

大阪府大阪市中央区備後町二丁目2番1号

受託者 株式会社りそな銀行

1. 別に定める信託

約款第 12 条第 3 項および第 4 項ならびに第 37 条第 1 項の「別に定める信託」とは次のものをいいます。

追加型証券投資信託 US バンクローンファンド・為替ヘッジあり（毎月分配型）

追加型証券投資信託 US バンクローンファンド・為替ヘッジなし（毎月分配型）

追加型証券投資信託 US バンクローンファンド・為替ヘッジあり（年 2 回決算型）

追加型証券投資信託 US バンクローンファンド・為替ヘッジなし（年 2 回決算型）

2. 別に定めるいずれかの条件

約款第 12 条第 5 項および第 36 条第 1 項の「別に定めるいずれかの条件」は次のものをいいます。

- ・ 申込日当日が以下のいずれかの休業日と同日の場合または 12 月 24 日である場合
- ・ ニューヨーク証券取引所またはニューヨークの銀行

3. 別に定める投資信託証券

約款第 16 条および別に定める運用の基本方針の「別に定める投資信託証券」とは次の投資信託および投資法人の、受益証券または投資証券（振替受益権または振替投資口を含みます。）をいいます。

ケイマン諸島籍円建外国投資信託 ノムラ・グローバル・マネージャー・セレクト・バンクローン・ファンド・日本円クラス

親投資信託 野村マネーマーケット マザーファンド

4. 別に定める投資信託証券

約款第 37 条第 2 項の「別に定める投資信託証券」とは次の投資信託および投資法人の、受益証券または投資証券（振替受益権または振替投資口を含みます。）をいいます。

ケイマン諸島籍円建外国投資信託 ノムラ・グローバル・マネージャー・セレクト・バンクローン・ファンド・日本円クラス

(US バンクローンファンド・為替ヘッジあり (年 2 回決算型))

運 用 の 基 本 方 針

約款第 18 条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、高水準のインカムゲインの確保と中長期的な信託財産の成長を目指して運用を行なうことを基本とします。

2. 運用方法

(1) 投資対象

主として米ドル建ての企業向け貸付債権（以下「バンクローン」といいます。）に投資する投資信託証券（投資信託および外国投資信託の受益証券（投資法人および外国投資法人の投資証券を含みます。）。以下同じ。）および残存期間の短い公社債やコマーシャル・ペーパー等の短期有価証券に投資する投資信託証券を主要投資対象とします。なお、コマーシャル・ペーパー等の短期有価証券ならびに短期金融商品等に直接投資する場合があります。

(2) 投資態度

① 投資信託証券への投資は高位を維持することを基本とします。なお、通常の状況においては、主として米ドル建てのバンクローンに投資する投資信託証券への投資を中心としますが、各投資信託証券への投資比率には特に制限は設けず、各投資対象ファンドの収益性および流動性ならびに当ファンドの資金動向等を勘案のうえ決定します。

② 投資する投資信託証券については、外貨建資産について為替ヘッジを行なうことを基本とするもの、もしくはこれらに類するものに限定することを基本とします。

③ 投資信託証券への投資にあたっては、別に定める投資信託証券（以下「指定投資信託証券」といいます。）の中から、定性評価、定量評価等を勘案して選択した投資信託証券に投資を行なうことを基本とします。なお、組入投資信託証券については適宜見直しを行ないます。

④ 指定投資信託証券は、定性評価、定量評価等を勘案して適宜見直しを行ないます。この際、指定投資信託証券として指定されていた投資信託証券が指定から外れる場合や、新たな投資信託証券が指定投資信託証券として指定される場合があります。

⑤ 資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

① 投資信託証券への投資割合には制限を設けません。

② 外貨建資産への直接投資は行ないません。

③ デリバティブの直接利用は行ないません。

④ 株式への直接投資は行ないません。

⑤ 同一銘柄の投資信託証券への投資割合には制限を設けません。ただし、当該投資信託証券が一般社団法人投資信託協会規則に定めるエクスポージャーがルックスルーできる場合に該当しないときは、

当該投資信託証券への投資は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

⑥ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

3. 収益分配方針

毎決算時に、原則として以下の方針に基づき分配を行ないます。

- ① 分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた利子・配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
- ② 収益分配金額は、上記①の範囲内で、原則として、利子・配当等収益等の水準および基準価額水準等を勘案して委託者が決定します。
- ③ 留保益の運用については、特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行ないます。

追加型証券投資信託
US バンクローンファンド・為替ヘッジあり（年 2 回決算型）
約款

（信託の種類、委託者および受託者）

第 1 条 この信託は証券投資信託であり、野村アセットマネジメント株式会社を委託者とし、株式会社りそな銀行を受託者とします。

② この信託は、信託法（平成 18 年法律第 108 号）（以下「信託法」といいます。）の適用を受けます。

③ 受託者は、信託法第 28 条第 1 号に基づく信託事務の委託として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第 1 条第 1 項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関（受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第 2 条第 1 項にて準用する信託業法第 29 条第 2 項第 1 号に規定する利害関係人をいいます。以下この条において同じ。）を含みます。）と信託契約を締結し、これを委託することができます。

④ 前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行なうものとします。

（信託の目的と金額）

第 2 条 委託者は、金 300 億円を上限として受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

（信託金の限度額）

第 3 条 委託者は、受託者と合意のうえ、金 5,000 億円を限度として信託金を追加することができます。

② 委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

（信託期間）

第 4 条 この信託の期間は、信託契約締結日から平成 35 年 11 月 20 日までとします。

（受益権の取得申込みの勧誘の種類）

第 5 条 この信託にかかる受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第 2 条第 3 項第 1 号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 8 項で定める公募により行なわれます。

（当初の受益者）

第 6 条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第 7 条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

（受益権の分割および再分割）

第 7 条 委託者は、第 2 条の規定による受益権については 300 億口を上限とし、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第 8 条第 1 項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

② 委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

（追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法）

第 8 条 追加信託金は、追加信託を行なう日の前日の基準価額に、当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

② この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および第 19 条に規定する借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権口数で除した金額をいいます。

(信託日時の異なる受益権の内容)

第 9 条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

(受益権の帰属と受益証券の不発行)

第 10 条 この信託のすべての受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの投資信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第 2 条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第 2 条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

② 委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であつて、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

③ 委託者は、第 7 条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないます。

(受益権の設定に係る受託者の通知)

第 11 条 受託者は、第 2 条の規定による受益権については信託契約締結日に、また、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行ないます。

(受益権の申込単位および価額)

第 12 条 販売会社（委託者の指定する第一種金融商品取引業者（金融商品取引法第 28 条第 1 項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者をいいます。以下同じ。）および委託者の指定する登録金融機関（金融商品取引法第 2 条第 11 項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。）をいいます。以下同じ。）は、第 7 条第 1 項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、1 口単位もしくは 1 口の整数倍となる販売会社が定める単位をもって取得申込に応じることができるものとします。

② 前項の場合の受益権の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、販売会社がそれぞれ独自に

定める手数料および当該手数料に係る消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込にかかる受益権の価額は、1口につき1円に、販売会社がそれぞれ独自に定める手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した価額とします。

③ 別に定める信託（この信託を除きます。）の受益者が当該信託の受益権の換金の手取金をもってこの信託にかかる受益権の取得申込をする場合の受益権の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、販売会社がそれぞれ独自に定める手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した価額とします。

④ 別に定める信託（この信託を除きます。）の受益者が当該信託の受益権の換金の手取金をもってこの信託にかかる受益権の取得申込をする場合において、販売会社は、前項に規定する受益権の価額をもって取得申込に応じないことができるものとします。

⑤ 第1項および第3項の場合の取得申込日が別に定めるいずれかの条件に該当する場合には、原則として受益権の取得申込の受け付けは行ないません。

⑥ 第2項および第3項の規定にかかわらず、受益者が第33条第2項の規定に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、取得申込日の基準価額とします。

⑦ 第1項および第3項の取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金（第2項または第3項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行なうことができます。

⑧ 前各項の規定にかかわらず、委託者は、金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。なお、金融商品取引所を単に「取引所」という場合があり、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行なう市場ないしは当該市場を開設するものを「証券取引所」という場合があります。）等における取引の停止（個別銘柄の売買停止等を含みます。）、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情（流動性の極端な減少等）があるときは、受益権の取得申込の受け付けを中止することおよびすでに受け付けた取得申込の受け付けを取り消すことができます。また、委託者は、実質的な投資対象の米ドル建ての企業向け貸付債権の流動性等を勘案し、取得申込の受け付けを制限することができます。

（受益権の譲渡に係る記載または記録）

第13条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通

知するものとします。

③ 委託者は、第 1 項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(受益権の譲渡の対抗要件)

第 14 条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

(投資の対象とする資産の種類)

第 15 条 この信託において投資の対象とする資産（本邦通貨表示のものに限ります。）の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 1 項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ. 有価証券

ロ. 約束手形（イに掲げるものに該当するものを除きます。）

ハ. 金銭債権（イ及びロに掲げるものに該当するものを除きます。）

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ. 為替手形

(有価証券および金融商品の指図範囲等)

第 16 条 委託者は、信託金を、別に定める投資信託証券のほか、次の有価証券（金融商品取引法第 2 条第 2 項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除くものとし、本邦通貨表示のものに限ります。）に投資することを指図します。

1. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等

2. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前号の証券の性質を有するもの

3. 国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債等を除きます。）

4. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 14 号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

なお、第 3 号の証券を以下「公社債」といい、公社債にかかる運用の指図は買い現先取引（売戻し条件付の買い入れ）および債券貸借取引（現金担保付き債券借入れ）に限り行なうことができるものとします。

② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第 2 条第 2 項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金

2. 指定金銭信託（前項に掲げるものを除く。）

3. コール・ローン

4. 手形割引市場において売買される手形

(利害関係人等との取引等)

第 17 条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者（第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となつて行なうものを含みます。）および受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第 2 条第 1 項にて準用する信託業法第 29 条第 2 項第 1 号に規定する利害関係人をいいます。以下本項、次項および第 20 条において同じ。））、第 20 条第 1 項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、前 2 条に掲げる資産への投資等ならびに第 19 条および第 25 条に掲げる取引その他これらに類する行為を行なうことができます。

② 受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行なうことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行なうことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行なう場合も同様とします。

③ 委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等（金融商品取引法第 31 条の 4 第 3 項および同条第 4 項に規定する親法人等又は子法人等をいいます。）または委託者が運用の指図を行なう他の信託財産との間で、前 2 条に掲げる資産への投資等ならびに第 19 条および第 25 条に掲げる取引その他これらに類する行為を行なうことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行なうことができます。

④ 前 3 項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第 31 条第 3 項および同法第 32 条第 3 項の通知は行ないません。

(運用の基本方針)

第 18 条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行ないます。

(公社債の借入れ)

第 19 条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行なうにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行なうものとします。

② 前項の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

④ 第 1 項の借入れにかかる品貸料は信託財産中から支弁します。

(信託業務の委託等)

第 20 条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第 22 条第 1 項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること

3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行なう体制が整備されていること

4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること

② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。

③ 前 2 項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係者を含みます。）に委託することができるものとします。

1. 信託財産の保存に係る業務

2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務

3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務

4. 受託者が行なう業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

(混蔵寄託)

第 21 条 金融機関または第一種金融商品取引業者等（外国の法令に準拠して設立された法人で第一種金融商品取引業者に類する者を含みます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行されたコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できるものとします。

(信託財産の登記等および記載等の留保等)

第 22 条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

(有価証券売却等の指図)

第 23 条 委託者は、信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

(再投資の指図)

第 24 条 委託者は、前条の規定による有価証券の売却代金、有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

(資金の借入れ)

第 25 条 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール

市場を通じる場合を含みます。)の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。

② 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が 5 営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入れ指図を行なう日における信託財産の純資産総額の 10%を超えないこととします。

③ 収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

④ 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

(損益の帰属)

第 26 条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

(受託者による資金の立替え)

第 27 条 信託財産に属する有価証券について、借替がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

② 信託財産に属する有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

③ 前 2 項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

(信託の計算期間)

第 28 条 この信託の計算期間は、毎年 5 月 20 日から 11 月 19 日までおよび 11 月 20 日から翌年 5 月 19 日までとすることを原則とします。ただし、第 1 計算期間は信託契約締結日より平成 26 年 5 月 19 日までとします。

② 前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下本項において「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第 4 条に定める信託期間の終了日とします。

(信託財産に関する報告等)

第 29 条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

③ 受託者は、前 2 項の報告を行なうことにより、受益者に対する信託法第 37 条第 3 項に定める報告は行なわないこととします。

④ 受益者は、受託者に対し、信託法第 37 条第 2 項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第 38 条第 1 項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

(信託事務の諸費用および監査費用)

第 30 条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

② 信託財産に係る監査費用および当該監査費用に係る消費税等に相当する金額は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。

(信託報酬等の総額)

第 31 条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第 28 条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年 10,000 分の 100 の率を乗じて得た額とします。

② 前項の信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。

③ 第 1 項の信託報酬に係る消費税等に相当する金額を信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

(収益の分配方式)

第 32 条 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 配当金、利子、貸付有価証券に係る品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、監査費用、当該監査費用に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。

2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、監査費用、当該監査費用に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

② 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

(収益分配金、償還金および一部解約金の支払い)

第 33 条 収益分配金は、毎計算期間終了日後 1 ヶ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。）に支払います。

② 前項の規定にかかわらず、販売会社との累積投資契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌日に、収益分配金が販売会社に交付されます。この場合、販売会社は、受益者に対し遅滞

なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付けを行ないます。当該売付けにより増加した受益権は、第 10 条第 3 項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。

③ 償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）は、信託終了日後 1 ヶ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

④ 一部解約金（第 36 条第 3 項の一部解約の価額に当該一部解約口数を乗じて得た額をいいます。以下同じ。）は、第 36 条第 1 項の受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として 7 営業日目から当該受益者に支払います。ただし、金融商品取引所等における取引の停止（個別銘柄の売買停止等を含みます。）、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情（流動性の極端な減少等）により、投資対象資産の売却や売却代金の入金が遅延したとき等は、一部解約金の支払いを延期する場合があります。

⑤ 前各項（第 2 項を除きます。）に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、販売会社の営業所等において行なうものとします。

⑥ 収益分配金、償還金および一部解約金にかかる収益調整金は、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。

（収益分配金および償還金の時効）

第 34 条 受益者が、収益分配金については前条第 1 項に規定する支払開始日から 5 年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金については前条第 3 項に規定する支払開始日から 10 年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

（収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責）

第 35 条 受託者は、収益分配金については第 33 条第 1 項に規定する支払開始日までに、償還金については第 33 条第 3 項に規定する支払開始日までに、一部解約金については第 33 条第 4 項に規定する支払日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

（信託の一部解約）

第 36 条 受益者（販売会社を含みます。以下本条において同じ。）は、自己に帰属する受益権につき、委託者に、1 口単位もしくは 1 口の整数倍となる販売会社が定める単位をもって、一部解約の実行を請求することができます。ただし、解約請求申込日が別に定めるいずれかの条件に該当する場合には、原則として受益権の一部解約の実行の請求の受け付けは行ないません。

② 委託者は、前項の一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約しま

す。なお、前項の一部解約の実行の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行なうのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

③ 前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の翌営業日の基準価額から当該基準価額に0.3%の率を乗じて得た額を信託財産留保額として控除した価額とします。

④ 一部解約の実行の請求を受益者がするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行なうものとします。

⑤ 委託者は、金融商品取引所等における取引の停止（個別銘柄の売買停止等を含みます。）、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情（流動性の極端な減少等）があるときは、第1項による一部解約の実行の請求の受け付けを中止することおよびすでに受け付けた一部解約の実行の請求の受け付けを取り消すことができます。

⑥ 前項により一部解約の実行の請求の受け付けが中止された場合には、受益者は当該受け付け中止以前に行なった当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受け付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして第3項の規定に準じて計算された価額とします。

(信託契約の解約)

第37条 委託者は、第4条の規定による信託終了前に、信託契約の一部を解約することにより別に定める信託（この信託を含みます。）の受益権の口数を合計した口数が30億口を下回った場合、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

② 委託者は、この信託が主要投資対象とする別に定める投資信託証券のすべてが存続しないこととなる場合には、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

③ 委託者は、第1項の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行いません。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

④ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

⑤ 第3項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行ないます。

⑥ 第3項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をした

ときおよび第 2 項の規定に基づいてこの信託契約を解約する場合には適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であつて、第 3 項から前項までに規定するこの信託契約の解約の手續を行なうことが困難な場合には適用しません。

(信託契約に関する監督官庁の命令)

第 38 条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第 42 条の規定にしたがいます。

(委託者の登録取消等に伴う取扱い)

第 39 条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第 42 条の書面決議が否決となる場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

(委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)

第 40 条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

(受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

第 41 条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第 42 条の規定にしたがい、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行なう場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(信託約款の変更等)

第 42 条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第 16 条第 2 号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行なうことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

② 委託者は、前項の事項（前項の変更事項にあつてはその変更の内容が重大なものに該当する場合に限り、併合事項にあつてはその併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除き、以下、合わせて「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の 2 週間前までに、この信託約款に係る知れている受益者に対し、書面を

もってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

④ 第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行ないます。

⑤ 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。

⑥ 第2項から前項までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

⑦ 前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっては、当該併合にかかる一又は複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行なうことはできません。

(反対受益者の受益権買取請求の不適用)

第43条 この信託は、受益者が第36条の規定による一部解約の実行の請求を行なったときは、委託者が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、第37条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な約款の変更等を行なう場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権の買取請求の規定の適用を受けません。

(他の受益者の氏名等の開示の請求の制限)

第44条 この信託の受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行なうことはできません。

1. 他の受益者の氏名または名称および住所
2. 他の受益者が有する受益権の内容

(運用報告書に記載すべき事項の提供)

第44条の2 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める運用報告書の交付に代えて、運用報告書に記載すべき事項を電磁的方法により受益者に提供することができます。この場合において、委託者は、運用報告書を交付したものとみなします。

② 前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から運用報告書の交付の請求があった場合には、これを交付するものとします。

(信託期間の延長)

第45条 委託者は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めたときは、受託者と協議のうえ、信託期間を延長することができます。

(公告)

第46条 委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。

<http://www.nomura-am.co.jp/>

② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

(質権口記載又は記録の受益権の取扱い)

第47条 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受け付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

(信託約款に関する疑義の取扱い)

第48条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

(付則)

第1条 第33条第6項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、同条同項に規定する「受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

上記条項により信託契約を締結します。

信託契約締結日 平成26年5月13日

東京都江東区豊洲二丁目2番1号
委託者 野村アセットマネジメント株式会社

大阪府大阪市中央区備後町二丁目2番1号
受託者 株式会社りそな銀行

1. 別に定める信託

約款第 12 条第 3 項および第 4 項ならびに第 37 条第 1 項の「別に定める信託」とは次のものをいいます。

追加型証券投資信託 US バンクローンファンド・為替ヘッジあり（毎月分配型）

追加型証券投資信託 US バンクローンファンド・為替ヘッジなし（毎月分配型）

追加型証券投資信託 US バンクローンファンド・為替ヘッジあり（年 2 回決算型）

追加型証券投資信託 US バンクローンファンド・為替ヘッジなし（年 2 回決算型）

2. 別に定めるいずれかの条件

約款第 12 条第 5 項および第 36 条第 1 項の「別に定めるいずれかの条件」は次のものをいいます。

- ・ 申込日当日が以下のいずれかの休業日と同日の場合または 12 月 24 日である場合
- ・ ニューヨーク証券取引所またはニューヨークの銀行

3. 別に定める投資信託証券

約款第 16 条および別に定める運用の基本方針の「別に定める投資信託証券」とは次の投資信託および投資法人の、受益証券または投資証券（振替受益権または振替投資口を含みます。）をいいます。

ケイマン諸島籍円建外国投資信託 ノムラ・グローバル・マネージャー・セレクト・バンクローン・ファンド・日本円為替ヘッジクラス

親投資信託 野村マネーマーケット マザーファンド

4. 別に定める投資信託証券

約款第 37 条第 2 項の「別に定める投資信託証券」とは次の投資信託および投資法人の、受益証券または投資証券（振替受益権または振替投資口を含みます。）をいいます。

ケイマン諸島籍円建外国投資信託 ノムラ・グローバル・マネージャー・セレクト・バンクローン・ファンド・日本円為替ヘッジクラス

(US バンクローンファンド・為替ヘッジなし (年 2 回決算型))

運 用 の 基 本 方 針

約款第 18 条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、高水準のインカムゲインの確保と中長期的な信託財産の成長を目指して運用を行なうことを基本とします。

2. 運用方法

(1) 投資対象

主として米ドル建ての企業向け貸付債権（以下「バンクローン」といいます。）に投資する投資信託証券（投資信託および外国投資信託の受益証券（投資法人および外国投資法人の投資証券を含みます。）。以下同じ。）および残存期間の短い公社債やコマーシャル・ペーパー等の短期有価証券に投資する投資信託証券を主要投資対象とします。なお、コマーシャル・ペーパー等の短期有価証券ならびに短期金融商品等に直接投資する場合があります。

(2) 投資態度

- ① 投資信託証券への投資は高位を維持することを基本とします。なお、通常の状況においては、主として米ドル建てのバンクローンに投資する投資信託証券への投資を中心としますが、各投資信託証券への投資比率には特に制限は設けず、各投資対象ファンドの収益性および流動性ならびに当ファンドの資金動向等を勘案のうえ決定します。
- ② 投資する投資信託証券については、外貨建資産について為替ヘッジを行なわないことを基本とするもの、もしくはこれらに類するものに限定することを基本とします。
- ③ 投資信託証券への投資にあたっては、別に定める投資信託証券（以下「指定投資信託証券」といいます。）の中から、定性評価、定量評価等を勘案して選択した投資信託証券に投資を行なうことを基本とします。なお、組入投資信託証券については適宜見直しを行ないます。
- ④ 指定投資信託証券は、定性評価、定量評価等を勘案して適宜見直しを行ないます。この際、指定投資信託証券として指定されていた投資信託証券が指定から外れる場合や、新たな投資信託証券が指定投資信託証券として指定される場合があります。
- ⑤ 資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

- ① 投資信託証券への投資割合には制限を設けません。
- ② 外貨建資産への直接投資は行ないません。
- ③ デリバティブの直接利用は行ないません。
- ④ 株式への直接投資は行ないません。
- ⑤ 同一銘柄の投資信託証券への投資割合には制限を設けません。ただし、当該投資信託証券が一般社団法人投資信託協会規則に定めるエクスポージャーがルックスルーできる場合に該当しないときは、

当該投資信託証券への投資は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

⑥ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

3. 収益分配方針

毎決算時に、原則として以下の方針に基づき分配を行ないます。

- ① 分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた利子・配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
- ② 収益分配金額は、上記①の範囲内で、原則として、利子・配当等収益等の水準および基準価額水準等を勘案して委託者が決定します。
- ③ 留保益の運用については、特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行ないます。

追加型証券投資信託
US バンクローンファンド・為替ヘッジなし（年 2 回決算型）
約款

（信託の種類、委託者および受託者）

第 1 条 この信託は証券投資信託であり、野村アセットマネジメント株式会社を委託者とし、株式会社りそな銀行を受託者とします。

② この信託は、信託法（平成 18 年法律第 108 号）（以下「信託法」といいます。）の適用を受けます。

③ 受託者は、信託法第 28 条第 1 号に基づく信託事務の委託として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第 1 条第 1 項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関（受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第 2 条第 1 項にて準用する信託業法第 29 条第 2 項第 1 号に規定する利害関係人をいいます。以下この条において同じ。）を含みます。）と信託契約を締結し、これを委託することができます。

④ 前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行なうものとします。

（信託の目的と金額）

第 2 条 委託者は、金 300 億円を上限として受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

（信託金の限度額）

第 3 条 委託者は、受託者と合意のうえ、金 5,000 億円を限度として信託金を追加することができます。

② 委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

（信託期間）

第 4 条 この信託の期間は、信託契約締結日から平成 35 年 11 月 20 日までとします。

（受益権の取得申込みの勧誘の種類）

第 5 条 この信託にかかる受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第 2 条第 3 項第 1 号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 8 項で定める公募により行なわれます。

（当初の受益者）

第 6 条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第 7 条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

（受益権の分割および再分割）

第 7 条 委託者は、第 2 条の規定による受益権については 300 億口を上限とし、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第 8 条第 1 項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

② 委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

（追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法）

第 8 条 追加信託金は、追加信託を行なう日の前日の基準価額に、当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

② この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および第 19 条に規定する借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権口数で除した金額をいいます。

(信託日時の異なる受益権の内容)

第 9 条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

(受益権の帰属と受益証券の不発行)

第 10 条 この信託のすべての受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの投資信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第 2 条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第 2 条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

② 委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であつて、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

③ 委託者は、第 7 条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないます。

(受益権の設定に係る受託者の通知)

第 11 条 受託者は、第 2 条の規定による受益権については信託契約締結日に、また、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行ないます。

(受益権の申込単位および価額)

第 12 条 販売会社（委託者の指定する第一種金融商品取引業者（金融商品取引法第 28 条第 1 項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者をいいます。以下同じ。）および委託者の指定する登録金融機関（金融商品取引法第 2 条第 11 項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。）をいいます。以下同じ。）は、第 7 条第 1 項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、1 口単位もしくは 1 口の整数倍となる販売会社が定める単位をもって取得申込に応じることができるものとします。

② 前項の場合の受益権の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、販売会社がそれぞれ独自に

定める手数料および当該手数料に係る消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込にかかる受益権の価額は、1口につき1円に、販売会社がそれぞれ独自に定める手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した価額とします。

③ 別に定める信託（この信託を除きます。）の受益者が当該信託の受益権の換金の手取金をもってこの信託にかかる受益権の取得申込をする場合の受益権の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、販売会社がそれぞれ独自に定める手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した価額とします。

④ 別に定める信託（この信託を除きます。）の受益者が当該信託の受益権の換金の手取金をもってこの信託にかかる受益権の取得申込をする場合において、販売会社は、前項に規定する受益権の価額をもって取得申込に応じないことができます。

⑤ 第1項および第3項の場合の取得申込日が別に定めるいずれかの条件に該当する場合には、原則として受益権の取得申込の受け付けは行ないません。

⑥ 第2項および第3項の規定にかかわらず、受益者が第33条第2項の規定に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、取得申込日の基準価額とします。

⑦ 第1項および第3項の取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金（第2項または第3項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行なうことができます。

⑧ 前各項の規定にかかわらず、委託者は、金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。なお、金融商品取引所を単に「取引所」という場合があり、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行なう市場ないしは当該市場を開設するものを「証券取引所」という場合があります。）等における取引の停止（個別銘柄の売買停止等を含みます。）、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情（流動性の極端な減少等）があるときは、受益権の取得申込の受け付けを中止することおよびすでに受け付けた取得申込の受け付けを取り消すことができます。また、委託者は、実質的な投資対象の米ドル建ての企業向け貸付債権の流動性等を勘案し、取得申込の受け付けを制限することができます。

（受益権の譲渡に係る記載または記録）

第13条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通

知するものとします。

③ 委託者は、第 1 項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(受益権の譲渡の対抗要件)

第 14 条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

(投資の対象とする資産の種類)

第 15 条 この信託において投資の対象とする資産（本邦通貨表示のものに限ります。）の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 1 項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ. 有価証券

ロ. 約束手形（イに掲げるものに該当するものを除きます。）

ハ. 金銭債権（イ及びロに掲げるものに該当するものを除きます。）

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ. 為替手形

(有価証券および金融商品の指図範囲等)

第 16 条 委託者は、信託金を、別に定める投資信託証券のほか、次の有価証券（金融商品取引法第 2 条第 2 項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除くものとし、本邦通貨表示のものに限ります。）に投資することを指図します。

1. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等

2. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前号の証券の性質を有するもの

3. 国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債等を除きます。）

4. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 14 号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

なお、第 3 号の証券を以下「公社債」といい、公社債にかかる運用の指図は買い現先取引（売戻し条件付の買い入れ）および債券貸借取引（現金担保付き債券借入れ）に限り行なうことができるものとします。

② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第 2 条第 2 項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金

2. 指定金銭信託（前項に掲げるものを除く。）

3. コール・ローン

4. 手形割引市場において売買される手形

(利害関係人等との取引等)

第 17 条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者（第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となつて行なうものを含みます。）および受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第 2 条第 1 項にて準用する信託業法第 29 条第 2 項第 1 号に規定する利害関係人をいいます。以下本項、次項および第 20 条において同じ。））、第 20 条第 1 項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、前 2 条に掲げる資産への投資等ならびに第 19 条および第 25 条に掲げる取引その他これらに類する行為を行なうことができます。

② 受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行なうことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行なうことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行なう場合も同様とします。

③ 委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等（金融商品取引法第 31 条の 4 第 3 項および同条第 4 項に規定する親法人等又は子法人等をいいます。）または委託者が運用の指図を行なう他の信託財産との間で、前 2 条に掲げる資産への投資等ならびに第 19 条および第 25 条に掲げる取引その他これらに類する行為を行なうことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行なうことができます。

④ 前 3 項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第 31 条第 3 項および同法第 32 条第 3 項の通知は行ないません。

(運用の基本方針)

第 18 条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行ないます。

(公社債の借入れ)

第 19 条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行なうにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行なうものとします。

② 前項の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

④ 第 1 項の借入れにかかる品貸料は信託財産中から支弁します。

(信託業務の委託等)

第 20 条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第 22 条第 1 項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること

3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行なう体制が整備されていること

4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること

② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。

③ 前 2 項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係者を含みます。）に委託することができるものとします。

1. 信託財産の保存に係る業務

2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務

3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務

4. 受託者が行なう業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

(混蔵寄託)

第 21 条 金融機関または第一種金融商品取引業者等（外国の法令に準拠して設立された法人で第一種金融商品取引業者に類する者を含みます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行されたコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できるものとします。

(信託財産の登記等および記載等の留保等)

第 22 条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

(有価証券売却等の指図)

第 23 条 委託者は、信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

(再投資の指図)

第 24 条 委託者は、前条の規定による有価証券の売却代金、有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

(資金の借入れ)

第 25 条 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール

市場を通じる場合を含みます。)の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。

② 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が 5 営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入れ指図を行なう日における信託財産の純資産総額の 10%を超えないこととします。

③ 収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

④ 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

(損益の帰属)

第 26 条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

(受託者による資金の立替え)

第 27 条 信託財産に属する有価証券について、借替がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

② 信託財産に属する有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

③ 前 2 項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

(信託の計算期間)

第 28 条 この信託の計算期間は、毎年 5 月 20 日から 11 月 19 日までおよび 11 月 20 日から翌年 5 月 19 日までとすることを原則とします。ただし、第 1 計算期間は信託契約締結日より平成 26 年 5 月 19 日までとします。

② 前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下本項において「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第 4 条に定める信託期間の終了日とします。

(信託財産に関する報告等)

第 29 条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

③ 受託者は、前 2 項の報告を行なうことにより、受益者に対する信託法第 37 条第 3 項に定める報告は行なわないこととします。

④ 受益者は、受託者に対し、信託法第 37 条第 2 項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第 38 条第 1 項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

(信託事務の諸費用および監査費用)

第 30 条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

② 信託財産に係る監査費用および当該監査費用に係る消費税等に相当する金額は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。

(信託報酬等の総額)

第 31 条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第 28 条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年 10,000 分の 100 の率を乗じて得た額とします。

② 前項の信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。

③ 第 1 項の信託報酬に係る消費税等に相当する金額を信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

(収益の分配方式)

第 32 条 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 配当金、利子、貸付有価証券に係る品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、監査費用、当該監査費用に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。

2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、監査費用、当該監査費用に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

② 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

(収益分配金、償還金および一部解約金の支払い)

第 33 条 収益分配金は、毎計算期間終了日後 1 ヶ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。）に支払います。

② 前項の規定にかかわらず、販売会社との累積投資契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌日に、収益分配金が販売会社に交付されます。この場合、販売会社は、受益者に対し遅滞

なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付けを行ないます。当該売付けにより増加した受益権は、第 10 条第 3 項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。

③ 償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）は、信託終了日後 1 ヶ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

④ 一部解約金（第 36 条第 3 項の一部解約の価額に当該一部解約口数を乗じて得た額をいいます。以下同じ。）は、第 36 条第 1 項の受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として 7 営業日目から当該受益者に支払います。ただし、金融商品取引所等における取引の停止（個別銘柄の売買停止等を含みます。）、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情（流動性の極端な減少等）により、投資対象資産の売却や売却代金の入金が遅延したとき等は、一部解約金の支払いを延期する場合があります。

⑤ 前各項（第 2 項を除きます。）に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、販売会社の営業所等において行なうものとします。

⑥ 収益分配金、償還金および一部解約金にかかる収益調整金は、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。

（収益分配金および償還金の時効）

第 34 条 受益者が、収益分配金については前条第 1 項に規定する支払開始日から 5 年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金については前条第 3 項に規定する支払開始日から 10 年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

（収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責）

第 35 条 受託者は、収益分配金については第 33 条第 1 項に規定する支払開始日までに、償還金については第 33 条第 3 項に規定する支払開始日までに、一部解約金については第 33 条第 4 項に規定する支払日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

（信託の一部解約）

第 36 条 受益者（販売会社を含みます。以下本条において同じ。）は、自己に帰属する受益権につき、委託者に、1 口単位もしくは 1 口の整数倍となる販売会社が定める単位をもって、一部解約の実行を請求することができます。ただし、解約請求申込日が別に定めるいずれかの条件に該当する場合には、原則として受益権の一部解約の実行の請求の受け付けは行ないません。

② 委託者は、前項の一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約しま

す。なお、前項の一部解約の実行の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行なうのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

③ 前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の翌営業日の基準価額から当該基準価額に0.3%の率を乗じて得た額を信託財産留保額として控除した価額とします。

④ 一部解約の実行の請求を受益者がするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行なうものとします。

⑤ 委託者は、金融商品取引所等における取引の停止（個別銘柄の売買停止等を含みます。）、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情（流動性の極端な減少等）があるときは、第1項による一部解約の実行の請求の受け付けを中止することおよびすでに受け付けた一部解約の実行の請求の受け付けを取り消すことができます。

⑥ 前項により一部解約の実行の請求の受け付けが中止された場合には、受益者は当該受け付け中止以前に行なった当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受け付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして第3項の規定に準じて計算された価額とします。

(信託契約の解約)

第37条 委託者は、第4条の規定による信託終了前に、信託契約の一部を解約することにより別に定める信託（この信託を含みます。）の受益権の口数を合計した口数が30億口を下回った場合、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

② 委託者は、この信託が主要投資対象とする別に定める投資信託証券のすべてが存続しないこととなる場合には、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

③ 委託者は、第1項の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行いません。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

④ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

⑤ 第3項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行ないます。

⑥ 第3項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をした

ときおよび第 2 項の規定に基づいてこの信託契約を解約する場合には適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であつて、第 3 項から前項までに規定するこの信託契約の解約の手續を行なうことが困難な場合には適用しません。

(信託契約に関する監督官庁の命令)

第 38 条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第 42 条の規定にしたがいます。

(委託者の登録取消等に伴う取扱い)

第 39 条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第 42 条の書面決議が否決となる場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

(委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)

第 40 条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

(受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

第 41 条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第 42 条の規定にしたがい、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行なう場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(信託約款の変更等)

第 42 条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第 16 条第 2 号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行なうことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

② 委託者は、前項の事項（前項の変更事項にあつてはその変更の内容が重大なものに該当する場合に限り、併合事項にあつてはその併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除き、以下、合わせて「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の 2 週間前までに、この信託約款に係る知れている受益者に対し、書面を

もってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

④ 第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行ないます。

⑤ 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。

⑥ 第2項から前項までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

⑦ 前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっては、当該併合にかかる一又は複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行なうことはできません。

(反対受益者の受益権買取請求の不適用)

第43条 この信託は、受益者が第36条の規定による一部解約の実行の請求を行なったときは、委託者が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、第37条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な約款の変更等を行なう場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権の買取請求の規定の適用を受けません。

(他の受益者の氏名等の開示の請求の制限)

第44条 この信託の受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行なうことはできません。

1. 他の受益者の氏名または名称および住所
2. 他の受益者が有する受益権の内容

(運用報告書に記載すべき事項の提供)

第44条の2 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める運用報告書の交付に代えて、運用報告書に記載すべき事項を電磁的方法により受益者に提供することができます。この場合において、委託者は、運用報告書を交付したものとみなします。

② 前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から運用報告書の交付の請求があった場合には、これを交付するものとします。

(信託期間の延長)

第45条 委託者は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めたときは、受託者と協議のうえ、信託期間を延長することができます。

(公告)

第46条 委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。

<http://www.nomura-am.co.jp/>

② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

(質権口記載又は記録の受益権の取扱い)

第47条 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受け付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

(信託約款に関する疑義の取扱い)

第48条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

(付則)

第1条 第33条第6項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、同条同項に規定する「受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

上記条項により信託契約を締結します。

信託契約締結日 平成26年5月13日

東京都江東区豊洲二丁目2番1号
委託者 野村アセットマネジメント株式会社

大阪府大阪市中央区備後町二丁目2番1号
受託者 株式会社りそな銀行

1. 別に定める信託

約款第 12 条第 3 項および第 4 項ならびに第 37 条第 1 項の「別に定める信託」とは次のものをいいます。

追加型証券投資信託 US バンクローンファンド・為替ヘッジあり（毎月分配型）

追加型証券投資信託 US バンクローンファンド・為替ヘッジなし（毎月分配型）

追加型証券投資信託 US バンクローンファンド・為替ヘッジあり（年 2 回決算型）

追加型証券投資信託 US バンクローンファンド・為替ヘッジなし（年 2 回決算型）

2. 別に定めるいずれかの条件

約款第 12 条第 5 項および第 36 条第 1 項の「別に定めるいずれかの条件」は次のものをいいます。

- ・ 申込日当日が以下のいずれかの休業日と同日の場合または 12 月 24 日である場合
- ・ ニューヨーク証券取引所またはニューヨークの銀行

3. 別に定める投資信託証券

約款第 16 条および別に定める運用の基本方針の「別に定める投資信託証券」とは次の投資信託および投資法人の、受益証券または投資証券（振替受益権または振替投資口を含みます。）をいいます。

ケイマン諸島籍円建外国投資信託 ノムラ・グローバル・マネージャー・セレクト・バンクローン・ファンド・日本円クラス

親投資信託 野村マネーマーケット マザーファンド

4. 別に定める投資信託証券

約款第 37 条第 2 項の「別に定める投資信託証券」とは次の投資信託および投資法人の、受益証券または投資証券（振替受益権または振替投資口を含みます。）をいいます。

ケイマン諸島籍円建外国投資信託 ノムラ・グローバル・マネージャー・セレクト・バンクローン・ファンド・日本円クラス

(野村マネーマーケット マザーファンド)

運 用 の 基 本 方 針

約款第 14 条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、安定した収益と流動性の確保を図ることを目的として運用を行ないます。

2. 運用方法

(1) 投資対象

本邦通貨表示の短期有価証券を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

① 本邦通貨表示の公社債等に投資を行ない、安定した収益と流動性の確保を図ることを目的として運用を行ないます。

② 残存期間の短い公社債やコマーシャル・ペーパー等の短期有価証券への投資により利息等収益の確保を図り、あわせてコール・ローンなどで運用を行なうことで流動性の確保を図ります。

③ 資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

① 株式への投資は行ないません。

② 外貨建資産への投資は行ないません。

③ 有価証券先物取引等は約款第 15 条の範囲で行ないます。

④ スワップ取引は約款第 16 条の範囲で行ないます。

⑤ 一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。）の利用は行ないません。

⑥ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ 10%、合計で 20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

親投資信託
野村マネーマーケット マザーファンド
約款

(信託の種類、委託者および受託者)

第 1 条 この信託は、その受益権を他の投資信託の受託者に取得させることを目的とする証券投資信託であり、野村アセットマネジメント株式会社を委託者とし、株式会社りそな銀行を受託者とします。

② この信託は、信託法（平成 18 年法律第 108 号）（以下「信託法」といいます。）の適用を受けます。

③ 受託者は、信託法第 28 条第 1 号に基づく信託事務の委託として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第 1 条第 1 項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関（受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第 2 条第 1 項にて準用する信託業法第 29 条第 2 項第 1 号に規定する利害関係人をいいます。以下この条において同じ。）を含みます。）と信託契約を締結し、これを委託することができます。

④ 前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行なうものとします。

(信託の目的、金額および追加信託の限度額)

第 2 条 委託者は、金 2,000 万円を上限として受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

② 委託者は、受託者と合意のうえ、金 1 兆円を限度として信託金を追加できるものとし、追加信託を行なったときは、受託者はその引き受けを証する書面を委託者に交付します。

③ 委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

(信託期間)

第 3 条 この信託の期間は、信託契約締結日から第 34 条第 1 項、第 34 条第 2 項、第 36 条第 1 項、第 37 条第 1 項および第 39 条第 2 項の規定による解約の日までとします。

(受益証券の取得申込みの勧誘の種類)

第 4 条 この信託にかかる受益証券（第 9 条第 4 項の受益証券不所持の申出があった場合は受益権とします。以下、第 5 条において同じ。）の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第 2 条第 3 項第 2 号イに掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第 4 条第 2 項第 12 号で定める適格機関投資家私募により行なわれます。

(受益者)

第 5 条 この信託の元本および収益の受益者は、この信託の受益証券を投資対象とする野村アセットマネジメント株式会社の証券投資信託の受託者である信託業務を営む銀行とします。

(受益権の分割および再分割)

第 6 条 委託者は、第 2 条第 1 項による受益権については 2,000 万口を上限に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第 7 条第 1 項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

② 委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できます。

(追加信託金の計算方法)

第7条 追加信託金は、追加信託を行なう日の追加信託または信託契約の一部解約（以下「一部解約」といいます。）の処理を行なう前の信託財産の資産総額（信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および第18条に規定する借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得たものとし、）から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を追加信託または一部解約を行なう前の受益権総口数で除した金額に、当該追加にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

(信託日時の異なる受益権の内容)

第8条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

(受益証券の発行および種類ならびに受益証券不所持の申出)

第9条 委託者は、第6条の規定により分割された受益権を表示する記名式の受益証券を発行します。

② 委託者が発行する受益証券は、1口の整数倍の口数を表示した受益証券とします。

③ 受益者は当該受益証券を他に譲渡することはできません。

④ 前各項の規定にかかわらず、受益者は、委託者に対し、当該受益者の有する受益権に係る受益証券の所持を希望しない旨を申し出ることができます。

⑤ 前項の規定による申出は、その申出に係る受益権の内容を明らかにしてしなければなりません。この場合において、当該受益権に係る受益証券が発行されているときは、当該受益者は、当該受益証券を委託者に提出しなければなりません。

⑥ 第4項の規定による申出を受けた委託者は、遅滞なく、前項前段の受益権に係る受益証券を発行しない旨を受益権原簿に記載し、又は記録します。

⑦ 委託者は、前項の規定による記載又は記録をしたときは、第5項前段の受益権に係る受益証券を発行しません。

⑧ 第5項後段の規定により提出された受益証券は、第6項の規定による記載又は記録をした時において、無効となります。

⑨ 第4項の規定による申出をした受益者は、いつでも、委託者に対し、第5項前段の受益権に係る受益証券を発行することを請求することができます。この場合において、同項後段の規定により提出された受益証券があるときは、受益証券の発行に要する費用は、当該受益者の負担とします。

(受益証券の発行についての受託者の認証)

第10条 委託者は、前条第1項により受益証券を発行するときは、その発行する受益証券がこの信託約款に適合する旨の受託者の認証を受けなければなりません。

② 前項の認証は、受託者の代表取締役がその旨を受益証券に記載し記名捺印することによって行ないます。

(投資の対象とする資産の種類)

第11条 この信託において投資の対象とする資産（本邦通貨表示のものに限るものとし、かつ、株式、出資証券、投資証券およびその他の資産でこれらの性質を有するものを除きます。）の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ．有価証券

ロ．デリバティブ取引（金融商品取引法第 2 条第 20 項に規定するものをいい、約款第 15 条及び第 16 条に定めるものに限ります。）に係る権利

ハ．約束手形（イに掲げるものに該当するものを除きます。）

ニ．金銭債権（イ及びハに掲げるものに該当するものを除きます。）

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ．為替手形

(有価証券および金融商品の指図範囲等)

第 12 条 委託者は、信託金を、次の有価証券（金融商品取引法第 2 条第 2 項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除くものとし、本邦通貨表示のものに限ります。）に投資することを指図します。

1. 国債証券

2. 地方債証券

3. 特別の法律により法人の発行する債券

4. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券を除きます。新株予約権付社債券については、会社法第 236 条第 1 項第 3 号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの、ならびに会社法施行前の旧商法第 341 条ノ 3 第 1 項第 7 号および第 8 号の定めがある新株予約権付社債（総称して以下「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）に限ります。）

5. 特定目的会社に係る特定社債券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 4 号で定めるものをいいます。）

6. 投資法人債券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 11 号で定めるものをいいます。）

7. コマーシャル・ペーパー

8. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの

9. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 18 号で定めるものをいいます。）

10. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第 2 条第 1 項第 14 号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの(投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第 13 条第 2 号イ (3) に定めるものに限る)

11. 外国の者に対する権利で前号の有価証券に表示されるべき権利の性質を有するもの

12. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 14 号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

13. 抵当証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 16 号で定めるものをいいます。）

なお、第 1 号から第 6 号までの証券および第 8 号の証券のうち第 1 号から第 6 号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といいます。

② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第 2 条第 2 項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金

2. 指定金銭信託（前項に掲げるものを除く。）

3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって、金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

(利害関係人等との取引等)

第13条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者（第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となつて行なうものを含みます。）および受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下本項、次項および第19条において同じ。））、第19条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、前2条に掲げる資産への投資等ならびに第17条および第18条に掲げる取引その他これらに類する行為を行なうことができます。

② 受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行なうことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行なうことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行う場合も同様とします。

③ 委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等（金融商品取引法第31条の4第3項および同条第4項に規定する親法人等又は子法人等をいいます。）または委託者が運用の指図を行なう他の信託財産との間で、前2条に掲げる資産への投資等ならびに第17条および第18条に掲げる取引その他これらに類する行為を行なうことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行なうことができます。

④ 前3項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第3項および同法第32条第3項の通知は行ないません。

(運用の基本方針)

第14条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行ないます。なお、この信託約款において、金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場を以下「金融商品取引所」といい、また、金融商品取引所を単に「取引所」という場合があり、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行なう市場ないしは当該市場を開設するものを以下「証券取引所」という場合があります。

(先物取引等の運用指図・目的・範囲)

第15条 委託者は、信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。以下同じ。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に

含めるものとします（以下同じ。）。

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする有価証券（以下「ヘッジ対象有価証券」といいます。）の時価総額の範囲内とします。
2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額（組入ヘッジ対象有価証券を差し引いた額）に信託財産が限月までに受取る組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券、組入貸付債権信託受益権、組入抵当証券および組入指定金銭信託の受益証券の利払金および償還金を加えた額を限度とし、且つ信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに第12条第2項第1号から第4号に掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。
3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

② 委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるわが国の金利に係るこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象とする金利商品（信託財産が1年以内に受取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに第12条第2項第1号から第4号に掲げる金融商品で運用されているものをいい、以下「ヘッジ対象金利商品」といいます。）の時価総額の範囲内とします。
2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに第12条第2項第1号から第4号に掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。
3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点のヘッジ対象金利商品の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、且つ本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

（スワップ取引の運用指図・目的・範囲）

第16条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用および価格変動リスクを回避するため、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行なうことの指図をすることができます。

② スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第3条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

③ スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の合計額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。

④ スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が提示する価額、価格情報会社が提供する価額等、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って評価するものとします。

⑤ 委託者は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

(有価証券の貸付の指図および範囲)

第17条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する公社債を次の範囲内で貸付の指図をすることができます。

公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。

② 前項に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

③ 委託者は、公社債の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行なうものとします。

(公社債の借入れ)

第18条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行なうにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行なうものとします。

② 前項の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

④ 第1項の借入れにかかる品貸料は信託財産中から支弁します。

(信託業務の委託等)

第19条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行なう体制が整備されていること
4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること

② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。

③ 前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。

1. 信託財産の保存に係る業務
2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係

る業務

4. 受託者が行なう業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

(混蔵寄託)

第20条 金融機関または第一種金融商品取引業者等（外国の法令に準拠して設立された法人で第一種金融商品取引業者に類する者を含みます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行されたコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できるものとします。

(信託財産の登記等および記載等の留保等)

第21条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、信託財産に属する旨の記載または記録に代えてその計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

(有価証券売却等の指図)

第22条 委託者は、信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

(再投資の指図)

第23条 委託者は、前条の規定による売却代金、有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

(損益の帰属)

第24条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

(受託者による資金の立替え)

第25条 信託財産に属する有価証券について、借替がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

② 信託財産に属する有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

③ 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

(信託の計算期間)

第26条 この信託の計算期間は、毎年9月16日から翌年9月15日までとすることを原則とします。ただし、第1計算期間は信託契約締結日から平成22年9月15日までとします。

② 前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下本項において「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第 3 条に定める信託期間の終了日とします。

(信託財産に関する報告等)

第 27 条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

③ 受託者は、前 2 項の報告を行なうことにより、受益者に対する信託法第 37 条第 3 項に定める報告は行なわないこととします。

④ 受益者は、受託者に対し、信託法第 37 条第 2 項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第 38 条第 1 項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

(信託事務の諸費用)

第 28 条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

(信託報酬)

第 29 条 委託者および受託者は、この信託契約に関し信託報酬を収受しません。

(利益の留保)

第 30 条 信託財産から生ずる利益は、信託終了時まで信託財産中に留保し、期中には分配を行ないません。

(追加信託金および一部解約金の計理処理)

第 31 条 追加信託金または信託の一部解約金は、当該金額と元本に相当する金額との差額を、追加信託金にあつては追加信託差金、信託の一部解約にあつては解約差金として処理します。

(償還金の委託者への交付と支払いに関する受託者の免責)

第 32 条 受託者は、信託が終了したときは、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）の全額を委託者に交付します。

② 受託者は、前項の規定により委託者に償還金を交付した後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

(信託の一部解約)

第 33 条 委託者は受益者の請求があつた場合には、信託の一部を解約します。

② 解約金は、一部解約を行なう日の一部解約または追加信託の処理を行なう前の信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額を一部解約または追加信託を行なう前の受益権総口数で除した金額に、当該解約にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

(信託契約の解約)

第 34 条 委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると

認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

② 委託者は、この信託の受益証券を投資対象とすることを信託約款において定めるすべての証券投資信託がその信託を終了させることとなる場合には、この信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

③ 委託者は、第 1 項の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行いません。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の 2 週間前までに、この信託契約に係る知っている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

④ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、知っている受益者が議決権を行行使しないときは、当該知っている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

⑤ 第 3 項の書面決議は議決権を行行使することができる受益者の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行ないます。

⑥ 第 3 項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、第 2 項の規定に基づいてこの信託契約を解約する場合には適用しません。

(償還金の支払いの時期)

第 35 条 委託者は、受託者より償還金の交付を受けた後、受益証券と引換えに、当該償還金を受益者に支払います。

(信託契約に関する監督官庁の命令)

第 36 条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第 40 条の規定にしたがいます。

(委託者の登録取消等に伴う取扱い)

第 37 条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第 40 条の書面決議が否決となる場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

(委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)

第 38 条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契

約に関する事業を承継させることがあります。

(受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

第 39 条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第 40 条の規定にしたがい、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行なう場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(信託約款の変更等)

第 40 条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第 16 条第 2 号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行なうことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

② 委託者は、前項の事項（前項の変更事項にあつてはその変更の内容が重大なものに該当する場合に限り、併合事項にあつてはその併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除き、以下、合わせて「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の 2 週間前までに、この信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

④ 第 2 項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行ないます。

⑤ 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。

⑥ 第 2 項から前項までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

⑦ 前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあつても、当該併合にかかる一又は複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行なうことはできません。

(反対受益者の受益権買取請求の不適用)

第 41 条 この信託は、受益者が第 33 条の規定による一部解約の実行の請求を行なったときは、委託者が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、第 34 条に規定する

信託契約の解約または前条に規定する重大な約款の変更等を行なう場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権の買取請求の規定の適用を受けません。

(利益相反のおそれがある場合の受益者への書面の交付)

第42条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第13条第1項に定める書面を交付しません。

(運用報告書)

第43条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条に定める運用報告書を交付しません。

(公告)

第44条 委託者が行なう公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。

<http://www.nomura-am.co.jp/>

② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

(信託約款に関する疑義の取扱い)

第45条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

上記条項により信託契約を締結します。

信託契約締結日 平成21年10月21日

東京都江東区豊洲二丁目2番1号

委託者 野村アセットマネジメント株式会社

大阪府大阪市中央区備後町二丁目2番1号

受託者 株式会社りそな銀行